

阪神教協リポート

No. 46 (2023.4.1)

会長ご挨拶	中村 恵	1
阪神地区 2022 年度活動の概要	水谷 勇	2
【第 1 回課題研究会報告】		
阪神教協 教職課程事務検討委員会報告	木谷 法子	9
大学における効果的な履修指導		
—阪神教協 教職課程データベースの資料を中心に—	八木 成和	13
自主的サークル「教職ナビ」の活動及び教職課程授業による教職志望意識の形成	丸岡 俊之	25
「神女スタンダード」による小学校教員の養成	金岩 俊明	33
【2022 年度 第 1 回課題研究会】質疑応答の記録	川口 厚	39
【第 2 回課題研究会報告】		
学校年代の子どもたちの自殺動向	平野 孝典	42
不登校へのさまざまな支援		
—親グループと大学生ボランティア—	中地 展生	49
実務家教員としての生徒・進路指導論		
—学級経営模擬体験と事例研究—	山下 恭	55
実務家教員としての生徒・進路指導論		
—ナラティブ教材を協同学習で—	小寄 麻由	65
【2022 年度 第 2 回課題研究会】質疑応答の記録	川口 厚	73
【第 3 回課題研究会報告】		
実地視察対象大学からの事例報告	藤本 佳和	77
実地視察対象大学からの事例報告	村上 諭司	83
課程認定申請大学からの事例報告		
～指摘事項を中心に～	根来 実穂	91
課程認定申請大学から事例報告		
—指摘事項を中心に—	木谷 法子	97
【2022 年度 第 3 回課題研究会】質疑応答の記録	川口 厚	103
【活動報告】		
2022 年度 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告	阿蘇 さやか	107
【会員大学自己紹介】		
神戸学院大学の教職課程	水谷 勇	113
【図書紹介】		
『「家族」を超えて生きる』	杉浦 健	115
【資料】		
2022 年度 定期総会の記録		117
2022 年度 活動方針および事業計画		119
2021 年度 阪神教協一般会計収支決算書		120
2021 年度 阪神教協特別会計収支決算書		121
2022 年度 幹事校会の記録		122
【会則等】		130

ご挨拶

会長 中村 恵
(神戸学院大学 学長)

会員校、準会員校の皆様におかれましては、阪神教協の活動にご理解・ご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。今年度もコロナ禍第7波、第8波に見舞われ、総じて対面授業が復活しつつあったものの、一部遠隔授業も利用しながら、また教育実習などにおきましても、実習学生のみならず、受け入れ先校にも気を遣われながらの対応であったかと推察いたします。

小中高現役教員の年齢構成の変化（高齢教員の大量定年退職）も反映して、いわゆる「教員不足」が指摘され、それを解消すべく、各地域の教育委員会による様々な取り組みが試みられるようになってきています。なかには、大学生のみならず、中学生、高校生へのアプローチを通じて教員志望学生を増やそうという試みもあるようです。

ただ、教員免許状の授与件数は2006年には25万件あったところが、その後減少に転じ、最近では20万件を切る状態となり、当然ながらその結果として教員採用試験の受験者数も減少しています。こうした事情の裏には、教員の「働き方」に関する議論があるといわれおり、課外活動に関する取り組みなども含めての教員の長時間労働が多く報告されています。

以前ですと、「聖職」といった美しい言葉で形容されていた教員の労働が、実は大変な重労働で、いわゆるワーク・ライフ・バランスもままならないとすれば、たとえ教師職に興味はあっても、その道に進もうとはしない、あるいは教師職そのものに魅力を感じない学生が増えてきているのも致し方ないという指摘もあります。

この問題の背後には、いわゆる給特法による一律4%分の支給の代わりに、時間外勤務手当が支払われない学校教員の給与体系があり、その結果起こっている教員の働き方にも注目が集まっているのは当然の流れなのかもしれません。ただ、労働を専門に研究してきた私の目から見ると、もう一つ学校という職場の中での「労働量の給付と配分」といった、本来現場労使間の最も伝統的かつ重要な事項の一つに、十分な労使の話し合い（協議であるにせよ、交渉であるにせよ）がなされていないのではないかと懸念があるように思われます。労働時間の管理は、仮にそれがいわゆる労働時間を本人の裁量に任す「裁量労働制」であったとしても、不必要というわけではなく、そしてその管理の根本は「仕事」の量とその配分にかかっているという基本原則を、教育現場でもいま一度見直して見る必要があるのかもしれません。

こうした点の改善は、大学の現場においては如何ともし難いところではあります。しかし、この「教員不足」の中、才ある「未来の教員」養成が各大学の任務であり、そのコンテンツ、方法等の工夫と改善は、各大学相互の情報交換にも基づくのであれば、この阪神教協の役割は重要になりこそすれ、低下することはありません。引き続きご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

阪神地区 2022年度活動の概要

2022年度・2023年度事務局長 水谷 勇
(神戸学院大学)

I. 総会の開催

本協議会の2022年度の定期総会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、感染防止の観点から書面審議により実施した。総会には、会員校70校中64校から議決権行使書の提出があり、すべての議案が承認された。

II. 幹事校会の開催

2022年4月から2023年3月までの間に、下記の通り計5回の幹事校会を開催した。

2021年度 第7回(通算 第302回) 幹事校会

1. 日 時 2022年5月18日(水) 12時30分～14時00分
2. 会 場 オンライン (Zoom)
3. 議 題
 - (1) 前回幹事校会の記録確認
 - (2) 全私教協理事会および委員会報告
 - (3) 全私教協研究大会 分科会の運営について
 - (4) 2022年度 定期総会の運営について
 - (5) 2022年度 第1回課題研究会の運営について
 - (6) 阪神教協リポートについて
 - (7) 阪神教協教職課程データベース(2021年度版)について
 - (8) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について
 - (9) 今後の記録担当について
 - (10) 幹事校会規則(仮称)策定作業部会報告
 - (11) その他

2022年度 第1回(通算 第303回) 幹事校会

1. 日 時 2022年7月20日(水) 15時00分～17時00分
2. 会 場 オンライン (Zoom)
3. 議 題
 - (1) 前回(2021年度第7回(通算第302回)) 幹事校会の記録確認
 - (2) 阪神教協2022年度定期総会(書面議決開催)の記録確認
 - (3) 研究部会(仮)の創設について(提案)

- (4) 全私教協理事会および委員会報告
- (5) 2022年度第2回および第3回課題研究会の運営について
- (6) 阪神教協リポートの編集について
- (7) 阪神教協教職課程データベース（2021年度版）について
- (8) 2022年度第1回教員免許事務セミナーについて
- (9) 2024年度以降の事務局校（会長校）について
- (10) 会費納入状況について
- (11) 宝塚医療大学からの当協議会脱会希望について
- (12) 今後の記録担当について
- (13) その他

2022年度 第2回（通算 第304回）幹事校会

1. 日 時 2022年10月19日（水）11時00分～12時00分
2. 会 場 オンライン（Zoom）及び対面（神戸学院大学神戸三宮サテライト）
3. 議 題
 - (1) 前回（2022年度第1回（通算第303回））幹事校会の記録確認
 - (2) 全私教協理事会および委員会報告
 - (3) 2022年度第2回課題研究会の運営について
 - (4) 2022年度第3回課題研究会の運営について
 - (5) 阪神教協リポートの編集について
 - (6) 2022年度アンケート調査の実施について
 - (7) 2024年度以降の事務局校（会長校）について
 - (8) 研究部会内規（案）について
 - (9) 2022年度教職課程事務検討委員について
 - (10) 今後の記録担当について
 - (11) その他

2022年度 第3回（通算 第305回）幹事校会

1. 日 時 2022年12月21日（水）11時00分～12時00分
2. 会 場 オンライン（Zoom）及び対面（神戸学院大学神戸三宮サテライト）
3. 議 題
 - (1) 前回（2022年度第2回（通算第304回））幹事校会の記録確認
 - (2) 全私教協理事会および各種委員会報告
 - (3) 2022年度全私教協研究交流集会について
 - (4) 2022年度第3回課題研究会の運営について
 - (5) 2023年度第1回課題研究会および全私教協定期総会・研究大会の分科会運営について
 - (6) 阪神教協リポートの編集について
 - (7) 2022年度アンケート調査の実施について

- (8) 2022年度第2回教員免許事務セミナーについて
- (9) 2024年度以降の事務局校（会長校）について
- (10) 研究部会内規（案）について
- (11) 事務局運営等について
- (12) 今後の記録担当について
- (13) その他

2022年度 第4回（通算 第306回）幹事校会

1. 日 時 2023年2月22日（水）11時00分～12時00分
2. 会 場 オンライン（Zoom）及び対面（神戸学院大学神戸三宮サテライト）
3. 議 題
 - (1) 前回（2022年度第3回（通算第305回））幹事校会の記録確認
 - (2) 全私教協理事会および各種委員会報告について
 - (3) 2023年度阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について
 - (4) 2023年度全私教協研究大会における分科会の運営について
 - (5) 阪神教協レポート（No.46）の編集について
 - (6) 2023年度予算案について
 - (7) 2024年度以降の事務局校（会長校）について
 - (8) 今後の記録担当について
 - (9) その他

Ⅲ. 課題研究会の開催

2022年4月から2023年3月までの間に、下記の通り計3回の課題研究会を開催した。

第1回課題研究会

1. 日 時：2022年5月18日（水）15時00分～17時00分
2. 会 場：オンライン（Zoom）
3. テーマ：「教員不足、教職離れを考える ―教員養成の立場から―」

概 要：最近の若者の教職離れやベテラン教員の離職加速化等で起こっている学校現場の慢性的な教員不足が社会問題として取り上げられている。これを受けて「教職に対する熱意があり、実践的指導力を有する教員を育てる」という使命のある教職課程をもつ大学は、正課授業は当然として、入試から就職まで責任ある教員養成に対して一層の努力が求められていると考えられる。そこで、教員を養成する大学の立場からこの問題を真剣に考えていく機会の構築を試みた。
4. 発題者：
 - I. 阪神教協 教職課程事務検討委員会報告 木谷 法子氏（大阪体育大学）
 - II. シンポジウム

- ①「大学における効果的な履修指導 — 阪神教協教職課程データベースの資料を中心に—」
八木 成和氏（桃山学院教育大学）
- ②「教職志望者の自主的サークル「教職ナビ」の指導を通して」
丸岡 俊之氏（近畿大学）
- ③「神女スタンダードによる小学校教員の養成」
金岩 俊明氏（神戸女子大学）

質疑応答・討論

司会者：三宅 茂夫（阪神教協事務局長・神戸女子大学）

第2回課題研究会

- 1. 日 時：2022年10月19日（水）14:00～17:00
- 2. 会 場：オンライン（Zoom）及び対面（神戸学院大学神戸三宮サテライト）
- 3. テーマ：「生徒指導における個別化・多様化を考える——教員養成の立場から——」
概 要：教師のための生徒指導の理論や実践を包括的にまとめた『生徒指導提要』の改訂が検討されている。なかでも、児童生徒への対応として「いじめ」「暴力行為」「自殺」「不登校」「インターネット・携帯電話」等、個別の課題にまつわる多様なテーマがより詳細に取りあつかわれようとしている。教師は、子どもたちが抱える課題の個別化・多様化にどこまで・どのように向き合えばよいのか。また、養成課程はかかる検討課題にどこまで・どのように貢献できるのか。以上の問題を考える機会を提供した。
- 4. 話題提供
 - ①「学校年代の子どもたちの自殺動向」
平野 孝典氏（桃山学院大学）
 - ②「不登校へのさまざまな支援——親グループと大学生ボランティア——」
中地 展生氏（帝塚山大学）
 - ③「実務家教員としての生徒・進路指導論——学級経営模擬体験と事例研究——」
山下 恭氏（神戸学院大学）
 - ④「実務家教員としての生徒・進路指導論——ナラティブ教材を協同学習で——」
小嵯 麻由氏（神戸学院大学）

質疑応答・討論

司会者：水谷 勇（阪神教協事務局長・神戸学院大学）

第3回課題研究会

- 1. 日 時：2022年12月21日（水）14:00～17:00
- 2. 会 場：オンライン（Zoom）及び対面（神戸学院大学神戸三宮サテライト）
- 3. テーマ：「実地視察対象大学・課程認定申請大学からの事例報告」
概 要：第3回課題研究会では、慣例で事務職員による課程認定等の事例報告を行っている。第1部では実地視察をアツかった。実地視察対象となる大学数がコロナ禍以前のように拡大し、阪神地区の大学も選定されていたため、対象校からのオンラインによる実

地視察をめぐる事例報告を行った。第2部では課程認定申請をアツカイ、今年度申請を行った大学から、指摘事項とその対応にかんする詳細な報告、質疑応答および議論が行われた。

4. 発題者：

I. 実地視察対象大学からの事例報告

- ①藤本 佳和 氏（甲南大学）
- ②村上 諭司 氏（桃山学院教育大学）

II. 課程認定申請大学からの事例報告

- ①根来 実穂 氏（摂南大学）
- ②木谷 法子 氏（大阪体育大学）

質疑応答・討論

司会者：野田 浩二氏（神戸女子大学）、佐奈木 智子氏（大阪産業大学）

IV. 全私教協との連携

①研究大会

2022年5月28日、オンライン（WEBEX）で開催された全私教協研究大会では、阪神地区は、午後、第2分科会として「教職課程の効果的な履修指導の在り方」と題するシンポジウムをおこなった。これは上述の阪神教協第1回課題研究会をベースにした企画であり、丸岡俊之氏（近畿大学）、八木成和氏（桃山学院教育大学）、安永悟氏（久留米大学）、の4名が発表を行い、田中保和氏（全私教協副会長、前大阪人間科学大学長）、三宅茂夫氏（神戸女子大学）の2名が司会を務めた。また、特別委員会・研究委員会主催の第1分科会「教職課程自己点検評価の実施及び教職課程運営の課題」でも、「神戸女子大学の教職課程自己点検評価と教職支援センターの役割—職員の立場から—」と題した報告を、多畑寿城氏（神戸女子大学）が行った。

②派遣役員・委員

阪神地区からは、理事として水谷勇氏（神戸学院大学）、三宅茂夫氏（神戸女子大学）の2名を派遣した。また、編集委員会委員として富江英俊氏（関西学院大学）を派遣した。

V. 『阪神教協リポート』の編集・発行

『阪神教協リポート』第45号を2022年10月1日に発行した。

VI. 『阪神教協教職課程データベース』の作成

会員校・準会員校の円滑な教職課程運営に資することを目的として、『阪神教協教職課程データベース（2022年度版）』を作成し、アンケート回答校に配付予定。

VII. 阪神教協ホームページの活用

ホームページ上で、阪神教協レポートの公開、総会・課題研究会・幹事校会の開催案内等を行った。

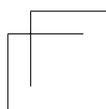
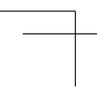
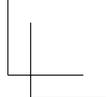
VIII. 「阪神教協教員免許事務セミナー」の開催

教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」は、2017年度から発足した教職課程事務検討委員会が運営している。第1回を9月17日（土）14:00～17:00に関西大学梅田キャンパスにて、第2回を2月18日（土）14:00～17:00に西宮市大学交流センターにて、それぞれ対面形式で実施した。

IX. 会員校の異動

定期総会后、宝塚医療大学から退会の意向が寄せられたため、第1回幹事校会にて承認した。

以上



【第1回課題研究会報告】

阪神教協 教職課程事務検討委員会報告

木谷 法子
(大阪体育大学)

2022年度阪神教協第1回課題研究会において、2021年度の教職課程事務検討委員会の活動報告を、以下のようにさせていただきました。

1. 教職課程事務検討委員会について

□活動の趣旨

阪神教協に加盟する大学の教職課程に関する事務を円滑に推進することを目的とする。

□委員構成

大阪工業大学	根来 実穂	
大阪成蹊大学・短期大学	野田 浩二	
大阪体育大学	木谷 法子(委員長)	
関西大学	阿蘇 さやか	
甲南大学	藤本 佳和	
神戸学院大学	松宮 慎治	
神戸女子大学	多畑 寿城	
神戸女子大学	山田 史子(事務局校)	
桃谷学院教育大学	村上 諭司	(8大学9名 50音順)

□委員会開催状況

第1回委員会

日時：2021年4月16日(金) 17:00~18:30

開催方法：Zoomによるオンライン会議

議題：①教職課程事務検討委員会の欠員について
②その他

第2回委員会

日時：2021年6月15日(火) 16:30~18:00

開催方法：Zoomによるオンライン会議

議題：①2021年度事業予定について
②第1回教員免許事務セミナーについて

③その他

第3回委員会

日 時：2021年8月30日（火）16：00～18：00

開催方法：Zoomによるオンライン会議

議 題：①第1回教員免許事務セミナーの運営について
②その他

第4回委員会

日 時：2021年10月5日（火）16：30～18：00

開催方法：Zoomによるオンライン会議

議 題：①第1回教員免許事務セミナーの運営について
②12月開催課題研究会の企画について
③「教職課程データベース」作成のためのアンケートについて
④その他

第5回委員会

日 時：2021年12月15日（水）10：00～11：30

開催方法：Zoomによるオンライン会議

議 題：①第1回教員免許事務セミナーアンケート結果について
②2021年度教職課程に関するアンケートについて
③第3回課題研究会について
④第2回教員免許事務セミナーの運営について
⑤その他

2. 教員免許事務セミナーについて

□セミナーの趣旨

- ・教職課程事務における様々な事例の情報交換
- ・教職課程担当者の日常業務の問題点の共有
- ・少人数グループでの演習形式により阪神教協加盟大学間のネットワークの強化を図る

□セミナー開催概要

○第1回教員免許事務セミナー

新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、3グループに分かれて演習形式で開催した。

日 時：2021年10月30日（土） 14：00～17：00

新型コロナウイルス感染拡大状況により2021年9月11日（土）より延期して開催

会 場：西宮市大学交流センター

参 加 者：55名（33大学）

テ ー マ：「教職課程に関して他大学に聞きたいこと」

主な情報交換内容：

- ・ コロナ禍における教育実習に関する対応や授業体制
- ・ 学力に関する証明書に関すること
- ・ ICT事項科目の開設方法
- ・ 教職課程の自己点検・評価に関すること 他

○第2回教員免許事務セミナー

日 時：2022年2月19日（土） 新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みて中止

3. 第3回課題研究会開催概要について

日 時：2021年12月22日（水） 14:00～17:00

開催方法：Zoomによるオンライン開催

参 加 者：122名（56大学）

テ ー マ：「教職課程申請大学からの事例報告と自己点検・評価の事例報告」

- 第1部 全私教協による自己点検・評価「教職課程好事例評価」の受検報告
報告者 多畑 寿城氏（神戸女子大学）
- 第2部 課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～（報告）
報告者 野田 浩二氏（大阪成蹊大学・短期大学）
岩崎 万里子氏（関西交際大学）
池上 徹氏（関西福祉科学大学）

司 会：根来 実穂氏（大阪工業大学）、木谷 法子氏（大阪体育大学）

4. 教職課程に関するデータベースについて

2009年度より加盟大学の情報交換を一層円滑にするために、毎年依頼しているアンケート調査で、教職課程履修者数、教育実習参加人数、教員免許状取得人数、教員就職者数等の基本的な設問に加え、3年ごとに設定する設問、臨時設問の3構成となっている。このアンケート結果は、「阪神教協教職課程データベース」の冊子となり、アンケート調査に回答のあった大学に配布して共有されている。2021年度の基本的な設問以外に実施した項目は以下のとおりである。

- ・ 3年ごとに設定する設問：教職課程全般に関すること
- ・ 臨時設問：
 - ① 小学、中学校、高等学校における「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の開設方法
 - ② 実習校からPCR検査やワクチン接種を求められた場合の種類と件数

以上が2021年度の教職課程事務検討委員会の取組内容です。昨今、教育職員免許法や施行規則等の改正が頻繁に行われています。本委員会として、今後も教職課程事務の理解を深め、有益な情報交換や日常業務における課題解決、加盟大学間のネットワーク構築に貢献し、みなさまの期待に沿えるような企画で活動を続けてまいります。今後ともみなさまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【第1回課題研究会報告】

大学における効果的な履修指導

—阪神教協 教職課程データベースの資料を中心に—

八木成和
(桃山学院教育大学)

本報告は2022(令和4)年5月18日に実施された第1回課題研究会の報告である。なお、本報告では当日報告した内容に一部新たな情報を加筆している。

1. これまでの教員採用状況について

本課題研究会の開催趣旨は、「最近の若者の教職離れやベテラン教員の離職加速化等で起こっている学校現場の慢性的な教員不足が社会問題として取り上げられています。これを受けて『教職に対する熱意があり、実践的指導力を有する教員を育てる』という使命のある教職課程をもつ大学は、正課授業は当然として、入試から就職まで責任ある教員養成に対して一層の努力が求められているのではないのでしょうか。そこで、この度の課題研究会では、教員を養成する大学の立場からこの問題を真剣に考えていく機会にできればと思います。」であった。ここでは、学校現場で慢性的に教員が不足していることと教員養成の一層の努力が求められていることの2点が問題点として指摘されている。そこで、本節では、学校現場での慢性的な教員不足について検討する。

教員採用の現状については文部科学省が例年調査結果を報告している。文部科学省(2022)の調査結果では、2021年度に実施された都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会(計68地域)の令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況が示されている。この調査は毎年実施され、経年変化が示されており、「慢性的」かどうか検討できる資料である。

最初に全体の競争率(採用倍率)について指摘されている。これは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計である全体の競争率(採用倍率)である。前年度の3.8倍から3.7倍に少し減少し、1991年度と同じく過去最低であったことが示されている。ここで1991年度のときは過去最低の3.7倍から上昇し続け、2000年度には過去最高の13.3倍に達し、その後、減少し続けている。

文部科学省(2022)の分析としては、「採用者数は平成12年度以降増加し、ここ数年は横ばいである。平成12年度以降の採用倍率低下については、大量退職等に伴う採用者数の増加と既卒の受験者数の減少によるところが大きい。」と記載されている。しかしながら、2021年度実施の全体の採用者総数は34,274人であり、前年度と比較して793人減少している。そして、受験者総数も126,391人で、前年度と比較して7,876人減少している。前述の分析とは異なり、全体の採用者総数が減少しているにも関わらず、競争率(採用倍率)が低い要因の一つとして、学校種や地域の違いにより競争率(採用倍率)が大きく異なっていることが考えられる。

そこで、学校種別に競争率(採用倍率)を見ると、高等学校が前年度の6.6倍から5.4倍に減少し、中学校が前年度の4.4倍から4.7倍に増加し、小学校が前年度の2.6倍から過去最低の2.5倍

に減少している。小学校が他の学校種に比べて特に倍率が低くなっている。また、特別支援学校は前年度の3.1倍から2.8倍に減少し、養護教諭が前年度の7.0倍から7.2倍に増加し、栄養教諭が前年度の8.0倍から9.0倍に増加していた。

この結果について文部科学省（2022）では同様に分析し、「小学校において採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度においては採用者数が3,683人であるのに対し、令和4年度は採用者数が16,152人と4倍以上増えている」と記しており、採用者数の増加を指摘している。加えて、「受験者数の内訳を分析してみると、新規学卒者は小幅な増加（256人）となった一方、既卒者は引き続き大きく減少（3,068人）している。総数としての受験者数は減少（281人）した。」と記し、既卒者の受験者数の減少を指摘している。そして、「臨時的任用教員や非常勤講師などを続けながら教員採用選考試験に再チャレンジしてきた層が正規採用されることにより、既卒の受験者が減ってきていることなど」をその原因として記している。

以上のように新規学卒者の受験者が増加して、既卒の受験者が減少しても倍率が下がり続けている。これは、新規学卒者の受験者数自体が減少していることが考えられる。全国の小学校の受験者については、既卒者の受験者数23,152人中新規学卒者の受験者数は17,484人であり、その割合は57.0%である。2008年度の割合は72.4%であり、14年間で15.4%下がっている。したがって、近年になって急に既卒者の受験者数が減少した訳ではなく、徐々に既卒者の受験者数は減少していったことになる。

以上のことから、新規学卒者の受験者数を増やさない限り教員不足の問題は解決しないといえる。しかしながら、競争率（採用倍率）の低下に示されるように教員不足であっても、教職課程において教員養成の一層の努力を行うことにより新規学卒者の教員としての資質・能力を高め、対応することが考えられる。次節では、近年の教職課程の改革について概観する。

2. 近年の教職課程の改革の流れ

教職課程については中央教育審議会答申や関連する法律の改正により実施されてきた。ここでは、2008年度前後以降について概観する。

2006年に出された中央教育審議会の答申（文部科学省，2006）では、特に教職課程の充実、教職大学院の創設、教員免許更新制の導入が求められ、その後、この3点が実現するように改革が進められてきた。ここでは教職課程の充実について述べる。

2007年の免許法改正により教育職員免許法施行規則に「教職実践演習」に関する条文が加わり、本科目が導入される。教育職員免許状取得のための必修科目として、それまでの「総合演習」という科目に代わって位置づけられた。その条文には「教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする」と記されている。この中の「履修状況を踏まえ」の具体的な方法として履修カルテの作成が義務付けられた。そして、履修カルテを活用した上で4年生後期に演習形式による「教職実践演習」が実施されるようになった。文部科学省による履修カルテの例示をもとに2013年度入学生から履修カルテを作成した上で、短期大学では2014年度から2年生の後期に保育士資格取得科目の「保育実践演習」と読み替え可能な科目として「保育・教育実践演習（幼稚園）」を実施することとなった。

なお、本科目の課程認定時には新たな形式によるシラバスの提出が求められ、現在と同様に「履修履歴の把握」と「学校現場の意見聴取」について記載する部分が新たに追加されることになる。そして、当時の1クラスの人数は40人で可であったが、現在では20人とされている。再課程認定時には全教職課程において1クラス20人で実施することとなった。

この教職課程の再課程認定の審査は2018年度に行われた。書類の申請が2018年3月から4月末とされ、2019年2月頃に認定が行われた。以上のように、2019年度から開設される教職課程について再課程認定が短期間の審査により実施されたのである。本再課程認定では教科に関する科目と教職に関する科目の大きくくり化と文部科学省から提示された教職科目のコアカリキュラム（文部科学省，2017）によるシラバスの審査が中心であった。

教職課程の教科に関する科目と教職に関する科目の大きくくり化では、教職課程大学における科目編成の自由度が認められたことになる。具体的には、総単位数の変更はないが、法律上の科目区分を統合することができるようになった。例えば、教育職員免許状の「教諭」では「①教科に関する科目」、「②教職に関する科目」、「③教科又は教職に関する科目」の3つの科目区分が、「教科及び教職に関する科目」の1つに統合された。同様に、「養護教諭」では「①養護に関する科目」、「②教職に関する科目」、「③養護又は教職に関する科目」が「養護及び教職に関する科目」に、「栄養教諭」では、「①栄養に係る教育に関する科目」、「②教職に関する科目」、「③栄養に係る教育又は教職に関する科目」が「栄養に係る教育及び教職に関する科目」に統合された。この結果、現行の法律上の科目区分を含む8つの科目区分が5つの科目区分になったのである。

教職科目のコアカリキュラムによるシラバスの審査では、教職科目の各科目に含められることが必要な事項として到達目標が示され、「教職課程コアカリキュラム対応表」に基づくシラバスの作成が求められた。また、「外国語（英語）カリキュラム対応表」が示され、教科に関する科目の「外国語（英語）」についても再課程認定が実施された。

これ以外にも従来の学校インターンシップが「学校体験活動」の名称で教職科目の一部として単位化可能とされた。そして、「総合的な学習の時間の指導法（2単位以上）」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上）」が必修科目に追加された。また、小学校教諭教育職員免許状では小学校「外国語」と小学校「外国語の指導法」の2科目も必修科目として追加された。加えて、幼稚園教諭教育職員免許状では2023年度以降には5つの領域について「領域に関する専門的事項」の科目を追加することとなった。これは移行期間として設定された期間であった。

そして、いわゆるコロナ禍の中、教員にもICT活用能力が求められた。具体的には2021年に教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について通知があり、「普通免許状の取得に必要な『教科及び教職に関する科目』の事項に『情報通信技術を活用した教育の理論及び方法』を新設し、1単位を必修化するとともに、普通免許状の取得にあたって修得が求められる科目『情報機器の操作』2単位に代わって『数理、データ活用及び人工知能に関する科目』2単位を修得できるようにするため、免許法施行規則等について所要の改正」（文部科学省，2021a）が行われた。本改正は2022年4月1日から施行となった。

これ以外にも教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について通知（文部科学省，2021b）がなされ、本法の第13条の3に「教育職員の養成課程を有する大学は、当該教育職員の養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置そ

の他必要な措置を講ずるものとする。」と記された。この結果、教育養成課程の履修学生への教育職員による児童生徒性暴力の防止の啓発が義務付けられた。

以上のように、新規学卒者の教員志望者を増やすとともに、カリキュラムや教育内容の改革による教員としての資質・能力を高めることが求められてきた。したがって、教員養成課程を持つ大学や短期大学における教職課程の履修指導が重要となってきた。次節では2019年度版と2020年度版の「阪神教協 教職課程データベース」のアンケート結果をもとに阪神教協加盟校・準加盟校の教職課程の履修生の傾向について検討することとする。

3. 調査方法

「阪神教協 教職課程データベース」のアンケートは、阪神教協の加盟校・準加盟校の計78校を対象に実施している。アンケートの依頼文、設問一覧用紙、アンケート回答用紙を発送すると共に、併せて、阪神教協 HP から設問一覧と回答用紙をダウンロードできるようにしている。メールか郵送により回答用紙を回収している。回答した大学は2019年度75校（回収率96.2%）、2020年度71校（回収率91.0%）であった。

4. 調査結果と考察

(1) 教職課程履修（登録）者数について

毎年回答を求める項目として「3. 教職課程履修（登録）者数をご記入下さい。」がある。単位は人数とし、以下のような詳細な補足説明を付している。

すなわち、「※補足があれば以下にコメントをご記入下さい。（例）登録制をとっていないため、1～3年次については教職関連科目の履修登録者数に基づき算出 注1）課程認定を受けている学部・学科等の組織の状況のみご記入下さい。 注2）分子は、全教職課程履修（登録）者数をご記入下さい。（2020年5月1日現在） 注3）分母は、全在籍者数をご記入下さい。（2020年5月1日現在） 注4）履修（登録）者数を算出できない場合には「不明」とご記入下さい。 注5）（ ）内：小数点以下第2位四捨五入」とし、日付は例年変更している。

学年ごとに対象者数と履修登録者数を明記し、割合を記すことで回答を求めている。したがって、短期大学の場合は2年間だけの結果になる。2019年度と2020年度の集計結果を、加盟校・準加盟校の教職課程履修（登録）者数の合計者数として表1に示した。

表1 教職課程履修（登録）者数（加盟校・準加盟校合計）

	2019年度					2020年度				
	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
教職課程履修（登録）者数	9,147	9,565	8,026	7,268	31,464	9,705	9,673	7,533	7,050	30,452
全在籍者数	48,777	60,011	59,104	60,201	200,906	47,686	56,077	53,028	56,165	182,856
割合（%）	18.8%	15.9%	13.6%	12.1%	15.7%	20.4%	17.2%	14.2%	12.6%	16.7%
回答校数	57	69	61	61	66	57	67	57	57	60

ただし、1年次、2年次の回答校数は短期大学が含まれています。

2019年度、2020年度ともに大学と短期大学を含んだ教職課程履修（登録）者数（つまり、2年次）を見ると、2019年度9,565人、2020年度9,673人であり、両年度とも9,600人程度が教職課

程を履修登録していた。この2年間の総数の変化はあまりなかったと言える。一方、3年次と4年次は4年制大学における教職課程履修（登録）者数となる。4年次の教職課程履修（登録）者数は2019年度が7,268人、2020年度が7,050人であった。4年制大学の教職課程履修（登録）者数は両年度とも7,000人程度であったが、2020年度は200人程度減少していた。

ところで、教員養成系の学部があるかどうかで大学による履修登録者数の違いは大きい。教員養成の理念としては開放制の原則がとられ、教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができるとされている。その中でも、教職課程認定基準2(5)に「幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。」と記されている幼稚園教諭と小学校教諭の養成課程と主とする学部・学科が教員養成系の学部、いわゆる「目的学部」と呼ばれることが多い。一方、主に中学校・高等学校の教育職員免許状の取得を目指す学部は、いわゆる「開放制学部」と呼ばれることが多い。この全体を併せて見ると、2019年度が15.7%、2020年度が16.7%であり、両年度とも16%程度の学生が教職課程を履修登録していた。

以上の結果から教員養成系の学部の場合、100%に近い学生を対象に教職課程の履修指導を行うが、開放制の学部・学科を含めると、平均16%程度の学生を対象に教職課程の履修指導を行っていることになる。

(2) 教育職員免許状の一括申請数について

次に、教育職員免許状の一括申請数について検討する。教育職員免許状は、各都道府県教育委員会に授与申請を行い、各都道府県教育委員会から授与されることになる。教育職員免許状の申請方法には、個人申請と一括申請の2通りがある。大学として各都道府県教育委員会に申請する場合は「一括申請」と呼ばれ、各年度の教員職員免許状取得見込者を大学で取りまとめて一括して手続きを行い、通常は卒業（修了）式の時に教育職員免許状を受け取ることができる。一方、個人で申請する場合は「個人申請」と呼ばれる。したがって、一括申請者数は各大学・短期大学で把握できることになる。

本調査では毎年回答を求める項目として「8. 教育職員免許状一括申請の授与件数」を設けている。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭、合計について専修、1種、2種のそれぞれについて記入する形式で回答を求めている。表2に年度別に見た教育職員免許状一括申請の合計授与件数を示した。

表2 年度別に見た教育職員免許状一括申請の合計授与件数

2019年度			2020年度		
合計			合計		
専修	1種	2種	専修	1種	2種
254	11,404	1,640	193	11,249	1,441

2019年度の教育職員免許状一括申請の合計授与件数専修が254件、1種が11,404件、2種が1,640件であったが、同じく2020年度では、専修が193件、1種が11,249件、2種が1,441件であった。2020年度は前年度に比べて専修が61

件、1種が155件、2種が199件減少していた。これは教員採用選考試験を受験し、教員になる可能性のある新規学卒者が減少していることを示している。

次に、学校園種別に検討する。学校園種別の結果を表3に示した。その結果、幼稚園は、専修は少なく2種（主に短期大学）が中心であり2019年度が1,490件、2020年度が1,334件であった。そして、1種（大学）は2019年度が2,011件、2020年度が1,969件であった。前年度に比べて2種が156件、1種が42件減少していた。幼稚園教諭の場合、就職先として幼稚園の数は少なくなっており、保育士資格と併せて取得することで保育所、認定こども園に就職することが多い。また、小学校教諭の教育職員免許状と併せて取得することで小学校への就職を目指すこともできる。したがって、幼稚園教諭の教育職員免許状だけの免許取得は少ないことが考えられる。

表3 免許種別に見た教育職員免許状一括申請の合計授与件数

		幼稚園			小学校		
		専修	1種	2種	専修	1種	2種
2020年度	授与件数(件)	6	1,969	1,334	19	2,004	24
2019年度	授与件数(件)	12	2,011	1,490	23	1,907	45
		中学校			高等学校		
		専修	1種	2種	専修	1種	2種
2020年度	授与件数(件)	80	2,919	48	94	3,634	
2019年度	授与件数(件)	110	3,081	73	123	3,776	
		特別支援学校			養護教諭		
		専修	1種	2種	専修	1種	2種
2020年度	授与件数(件)	0	381	0	1	244	0
2019年度	授与件数(件)	0	297	0	1	217	0
		栄養教諭					
		専修	1種	2種			
2020年度	授与件数(件)	2	93	35			
2019年度	授与件数(件)	1	75	27			

小学校も専修と2種は少なく、主に1種（大学）が中心であり2019年度が1,907件、2020年度が2,004件であった。前年度に比べて1種（大学）が97件増加していた。

中学校は、専修の2019年度が110件、2020年度が80件であり、1種の2019年度が3,081件、2020年度が2,919件であり、2種の2019年度が73件、2020年度が48件であった。前年度に比べて専修が30件、1種が162件、2種が25件減少していた。特に、1種で一括申請数が減少していた。

高等学校は、専修の2019年度が123件、2020年度が94件であり、1種の

2019年度が3,776件、2020年度が3,634件であった。前年度に比べて専修が29件、1種が142件減少していた。中学校と同じく、特に、1種で一括申請数が減少していた。

特別支援学校は1種のみであり、2019年度が297件、2020年度が381件であった。前年度に比べて84件増加していた。

表4 教育職員免許状一括申請による全教育職員免許状取得者数から見た加盟校数

2019年度		2020年度	
1名～10名	6	1名～10名	7
11名～30名	14	11名～30名	11
31名～50名	7	31名～50名	11
51名～100名	16	51名～100名	17
101名～200名	16	101名～200名	12
201名～300名	5	201名～300名	7
315名	1	344名	1
410名	1	357名	1
414名	1	529名	2
462名	1	573名	1
544名	1	683名	1
635名	1		
687名	1		
合計	71	合計	71

ただし、大学院生を含む。

養護教諭は専修と2種はほとんどいなかった。1種が中心であり、2019年度が217件、2020年度が244件であった。前年度に比べて27件増加していた。

栄養教諭は専修がほとんどいなかった。1種の2019年度が75件、2020年度が93件であり、2種の2019年度が27件、2020年度が35件であった。前年度に比べて1種が18件、2種が8件増加していた。

次に、教育職員免許状一括申請による全教育職員免許状取得者数から見た加盟校・準加盟校数を表4

に示した。この結果から10名以内の教育職員免許状の取得者の加盟校・準加盟校から最高680名

程度の教育職員免許状の取得者の加盟校・準加盟校まで多様であった。履修指導を行うと共に、教育実習先の確保や連携、就職先の確保等の教職を目指すための支援が必要となる。

以上の結果から、一括申請件数は免許種ごとに教育実習を履修することが多く、4年生後期に教職実践演習を履修し、単位を修得した学生数となる。もちろん隣接する免許種の場合、教育実習が読み替え可能となる場合もあるが、教育実習先の確保は加盟校・準加盟校にとって大きな課題である。特に、2020年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対策のために教育実習に関して実習先の確保や連携において混乱を招いた(八木, 2022)。2020年度にはこの影響もあったと考えられる。

そして、就職先の確保も問題となる。前述のように学校種による競争率(採用倍率)の違いがあり、学校種により新規学卒者の受験者の意思決定が異なる。また、地域による競争率(採用倍率)も大きく異なっている。阪神教協の加盟校・準加盟校の学生の場合、これまでは受験日程の関係で関西地方と関東地方の自治体を1つずつ受験することが多かった。

前述の文部科学省(2022)の調査結果では、関西地方の小学校の場合、競争率(採用倍率)は大阪府、堺市、京都市は小学校と中学校の試験区分を一部分けていないため記載されていないが、大阪市が3.2倍、豊能地区が3.8倍、兵庫県が4.2倍、神戸市が6.4倍、奈良県が5.1倍、和歌山県が2.9倍、京都府が3.2倍、滋賀県が2.8倍であった。中学校の場合、全科目で見ると同様に大阪市が4.8倍、豊能地区が7.3倍、兵庫県が4.7倍、神戸市が8.0倍、奈良県が4.4倍、和歌山県が5.0倍、京都府が5.6倍、滋賀県が4.6倍であった。

奈良県以外は、中学校の方が小学校よりも競争率(採用倍率)が高かった。もちろん中学校の場合には教科による違いがあるが、小学校の方が合格する可能性が高いと言える。また、近年、義務教育学校の増加や教科担任制の進展により小学校と中学校の教育職員免許状の取得を目指す学生が多くなっている。大阪府、堺市、京都市は小中連携枠として一部募集しており、この採用枠での受験が可能となる。また、教科担任制の進展により英語、理科、数学、保健体育の中学校の教育職員免許状を取得した上で小学校を受験した場合には加点されることもある。そして、教育委員会によっては、特に小学校の受験枠で大学推薦を各大学に出す場合が多い。

(3) 校種別教員就職者数について

以上のことから、教職関係の就職先について分析した。本調査では毎年回答を求める項目として「10. (2020年4月採用)校種別教員就職者数(単位:人)およびその調査方法」を設けている。表記の年度は各実施年度により変更している。また、キャリアセンターに提出する進路調査票による回答を求めている。なお、加盟校・準加盟校により就職先の分類が異なっていたり、本調査の回答時期までの見込み数を記入していたりすることもあり、あくまでも概数である。

回答欄は、正規採用、常勤講師、非常勤講師の3つに大きく分類され、それぞれ公立と私立別に分けられ、さらに学校園種別に人数を記載するようになっている。この結果を正規採用、常勤講師、非常勤講師について表5、表6、表7に示した。

保育関係について見ると、保育所は除外されており、認定こども園と幼稚園が調査対象となっている。正規採用の場合、表5より公立の2019年度の認定こども園は48人、幼稚園は38人であり、2020年度の認定こども園は50人、幼稚園は34人であった。そして、私立の2019年度の認定

こども園は644人、幼稚園は431人、2020年度の認定こども園は574人、幼稚園は355人であった。表6と表7より常勤講師と非常勤講師の人数は少なく、保育者の場合、2020年度は前年度に比べて就職者数は減少しているが、保育所の就職者数は除外されていることを考慮すると私立の認定こども園と幼稚園の就職者数が多いことが示されている。

小学校教諭について見ると、正規採用の場合、表5より公立の2019年度の小学校は531人、2020年度の小学校は553人であり、私立の2019年度の小学校は5人、小学校は3人であった。正規採用の場合、公立小学校への就職者数が多い。次に、常勤講師の場合、表6より公立の2019年度の小学校は458人、2020年度の小学校は384人であり、私立の2019年度の小学校は8人、小学校は11人であった。常勤講師の場合も公立小学校への就職者数が多く、既卒者として今後の教員採用選考試験を受験することが想定される。なお、非常勤講師については表7より人数が少ない。

表5 正規採用の(各年度4月採用)校種別教員就職者合計数(単位:人)

年度	公私立	学校園種	人数	公私立	学校園種	人数	合計
2019年度	公立	認定こども園	48	私立	認定こども園	644	692
		幼稚園	38		幼稚園	431	469
		小学校	531		小学校	5	536
		中学校	142		中学校	8	150
		高等学校	65		高等学校	14	79
		特別支援学校	55		特別支援学校	4	59
		養護	21		養護	4	25
栄養	7	栄養	0	7			
2020年度	公立	認定こども園	50	私立	認定こども園	574	624
		幼稚園	34		幼稚園	355	389
		小学校	553		小学校	3	556
		中学校	135		中学校	5	140
		高等学校	45		高等学校	29	74
		特別支援学校	50		特別支援学校	1	51
		養護	20		養護	1	27
栄養	6	栄養	0	6			

中学校教諭について見ると、正規採用の場合、表5より公立の2019年度の中学校は142人、2020年度の中学校は135人であり、私立の2019年度の中学校は8人、中学校は5人であった。常勤講師の場合、表6より公立の2019年度の中学校は253人、2020年度の中学校は243人であり、私立の2019年度の中学校は11人、中学校は8人であった。非常勤講師の場合、表7より公立の2019年度の中学校は51人、2020年度の中学校は24人であり、私立の2019年度の中学校は15人、中学校は4人であった。

公立の常勤講師が最も多く、次に公立の正規採用が多かった。公立中学校の場合、前述のように公立小学校との一括採用枠での就職者数の場合もあるため人数は多いと思われる。

高等学校教諭について見ると、正規採用の場合、表5より公立の2019年度の高等学校は65人、2020年度の高等学校は45人であり、私立の2019年度の高等学校は14人、高等学校は29人であった。常勤講師の場合、表6より公立の2019年度の高等学校は82人、2020年度の高等学校は72人であり、私立の2019年度の高等学校は97人、高等学校は84人であった。

表6 常勤講師の(各年度4月採用)校種別教員就職者合計数(単位:人)

年度	公私立	学校園種	人数	公私立	学校園種	人数	合計
2019年度	公立	認定こども園	6	私立	認定こども園	8	14
		幼稚園	16		幼稚園	17	33
		小学校	458		小学校	8	466
		中学校	253		中学校	11	264
		高等学校	82		高等学校	97	179
		特別支援学校	65		特別支援学校	0	65
		養護	61		養護	9	70
栄養	9	栄養	0	9			
2020年度	公立	認定こども園	14	私立	認定こども園	9	23
		幼稚園	7		幼稚園	5	12
		小学校	384		小学校	11	395
		中学校	243		中学校	8	251
		高等学校	72		高等学校	84	156
		特別支援学校	66		特別支援学校	0	66
		養護	55		養護	5	60
栄養	9	栄養	0	9			

非常勤講師の場合、表7より公立の2019年度の高等学校は76人、2020年度の高等学校は72人であり、私立の2019年度の高等学校は54人、高等学校は59人であった。高等学校の場合、私立の常勤講師と非常勤講師

勤講師での就職者数が多いことが示された。高等学校の場合、都道府県の教育委員会で募集することが多い。関西地方の全体の競争率（採用倍率）を見ると、大阪府が 5.4 倍、兵庫県 5.8 倍、奈良県 6.8 倍、和歌山県 5.7 倍、京都府 5.0 倍、京都市 11.0 倍、滋賀県 6.2 倍であった（文部科学省、2022）。教科にもよるが、競争率（採用倍率）が小学校や中学校よりも高く、また教科の専門性も高いため、正規採用での就職者数は少ないと考えられる。

特別支援学校について見ると、正規採用の場合、表 5 より公立の 2019 年度の特別支援学校は 55 人、2020 年度の特別支援学校は 50 人であり、私立の 2019 年度の特別支援学校は 4 人、特別支援学校は 1 人であった。常勤講師の場合、表 6 より公立の 2019 年度の特別支援学校は 65 人、2020 年度の特別支援学校は 66 人であり、私立の特別支援学校は両年度とも 0 人であった。非常勤講師の場合、表 7 よりほとんどいなかった。特別支援学校の場合、公立が多いため、正規採用と常勤講師の就職者数が多かった。

養護教諭について見ると、正規採用の場合、表 5 より公立の 2019 年度の養護教諭は 21 人、2020 年度の養護教諭は 26 人であり、私立の 2019 年度の養護教諭は 4 人、養護教諭は 1 人であった。常勤講師の場合、表 6 より公立の 2019 年度の養護教諭は 61 人、2020 年度の養護教諭は 55 人であり、私立の 2019 年度の養護教諭は 9 人、2020 年度の養護教諭は 5 人であった。非常勤講師の場合、表 7 よりほとんどいなかった。養護教諭の場合も公立学校での採用が多いため公立学校の正規採用と常勤講師の就職者数が多かった。

表 7 非常勤講師の（2020年4月採用）校種別教員就職者合計数（単位：人）

年度	公私立	学校園種		公私立	学校園種		合計
		学校園種	人数		学校園種	人数	
2019年度	公立	認定こども園	2	私立	認定こども園	2	4
		幼稚園	4		幼稚園	1	5
		小学校	22		小学校	0	22
		中学校	51		中学校	15	66
		高等学校	76		高等学校	54	130
		特別支援学校	4		特別支援学校	0	4
		養護	8		養護	1	9
		栄養	9		栄養	0	9
2020年度	公立	認定こども園	2	私立	認定こども園	5	7
		幼稚園	4		幼稚園	1	5
		小学校	20		小学校	1	21
		中学校	24		中学校	4	28
		高等学校	72		高等学校	59	131
		特別支援学校	1		特別支援学校	0	1
		養護	3		養護	0	3
		栄養	2		栄養	0	2

最後に、栄養教諭について見ると、正規採用の場合、表 5 より公立の 2019 年度の栄養教諭は 7 人、2020 年度の栄養教諭は 6 人であり、私立の栄養教諭はいなかった。常勤講師の場合、表 6 より公立の 2019 年度の栄養教諭は 9 人、2020 年度の栄養教諭も同じく 9 人であり、私立の栄養教諭はいなかった。非常勤講師の場合、表 7 より公立の 2019 年度の栄養教諭は 9 人、2020 年度の栄養教諭は 2 人であり、私立

の栄養教諭はいなかった。栄養教諭の場合も公立学校での採用が中心のため公立学校の正規採用、常勤講師、非常勤講師の就職者数が多かった。

栄養教諭の場合、関西地方の全体の競争率（採用倍率）を見ると、和歌山県では募集自体がなく、大阪府 10.6 倍、大阪市 16.7 倍、堺市 13.0 倍、豊能地区 12.0 倍であり、兵庫県 13.6 倍、神戸市 32.0 倍、奈良県 6.7 倍、京都府 8.3 倍、京都市 10.0 倍、滋賀県 3.8 倍であった（文部科学省、2022）。全体的に競争率（採用倍率）が他の学校園種に比べて高く、採用者数も少ないと言える。

以上の結果より小学校での就職者数が多く、次に中学校でも正規採用は少ないが、常勤講師としての就職者数は多かった。自治体による採用枠の違いや学校園種による採用者数の違いによる競争率（採用倍率）が教職を目指す学生の意思決定に影響している 1 つの要因であることが推測された。

5. まとめ

昭和二十九年文部省令第二十六号 教育職員免許法施行規則では、「第二十二条の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。」と記されている。いわゆる教職指導の努力義務化と呼ばれている。つまり、「4) 教職指導及び教育実習の円滑な実施の努力義務化：教職課程を有する大学は、学生に対する適切な教職指導及び教育実習の円滑な実施に努めなければならないこととする。」というものである。

また、教育実習については、「第二十二条の五 認定課程を有する大学は、教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下この条において「教育実習等」という。）を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。」と記されている。つまり、「教育実習の円滑な実施：課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、責任を持って指導に当たることが重要である。教育実習の履修要件を明確にするとともに、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認することが必要である。教育実習に出さないという対応や、実習の中止も含め、責任ある対応に努めることが必要である。」とされているものである。

以上のことから、最後に、大学における効果的な履修指導について提言する。第一に、①教職課程に関するカリキュラム（プログラム）の充実と適切な指導である。これについては、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（案）」（文部科学省，2021c）に「・学生に対する履修指導の実施状況：必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、『履修カルテ』を適切に活用できているか 等」と記されている。

第二に、学校園の現場における体験活動やボランティア活動、インターンシップ等の充実及び教育実習の充実である。これについても「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（案）」に「・教職実践演習及び教育実習等の実施状況：教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか 等」及び「・教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況：教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか 等」と記されている。

第三に、教職へのキャリア支援体制の充実である。これについても「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（案）」に「・学生に対する進路指導の実施状況：学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか 等」と記されている。

[引用文献]

文部科学省 2006 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（中央教育審議会答申）。（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212707.htm：12月2日現在確認）

文部科学省 2017 「教職課程コアカリキュラム」

(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf : 12月2日現在確認)

文部科学省 2021a 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について(通知)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00030.html : 12月2日現在確認)

文部科学省 2021b 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について(通知)」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html : 12月2日現在確認)

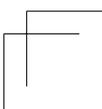
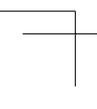
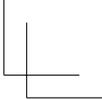
文部科学省 2021c 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(案)」

(https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_kyoikujinzai01-000014977-19.pdf : 12月2日現在確認)

文部科学省 2022 「令和4年度(令和3年度実施)公立学校教員採用選考試験の実施状況について」.

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1416039_00006.html : 12月2日現在確認)

八木成和 2022 「教育実習、介護等体験等学外実習に関するコロナ禍の現状と課題～2020年度阪神教協アンケート調査の結果分析を踏まえて～」阪神教協リポート, 45, 16-25.



自主的サークル「教職ナビ」の活動及び教職課程授業による教職志望意識の形成

丸岡 俊之
(近畿大学)

1. はじめに

公立学校の教員不足が深刻な状況にある。文部科学省が令和3年に全国67都道府県・政令都市等教育委員会に行った調査によると、始業日の時点で不足している教員数は、小学校で1,218人、中学校では868人となっている。これは学校数全体に対して、小学校では4.9%、中学校では7.0%に及ぶ¹⁾。また、全国の公立小中学校の教員採用人数は、近年ほぼ横ばいで推移しているが、教員採用試験の最終倍率は、令和3年度選考の小学校では2.6倍(平成23年度4.5倍)、中学校では4.4倍(平成23年度7.8倍)といずれもここ10年で大きく下がってきている²⁾。

一方、教員になった者の離職状況を見ると、文部科学省調べで公立学校教員の1年以内の退職者割合は1.2%程度だが³⁾、ハローワークを経由する事業所における大学・短大卒業者の1年以内の離職率は11%程度となっている⁴⁾。教諭に採用された後は、教職への定着は安定しているようだが、入口の志望者が減少しているのである。教員志望者の減少は、国の教育力の低下に直結する深刻な問題である。

本稿では、本学学生への教職に関する意識調査をもとに、教員志望の意識形成の要因や、大学における教職課程の授業の学生の意識形成に与える影響について考察し、今後の学生への効果的履修指導に資するものとした。なお、調査結果は、平成31年1月に本学教職課程履修者と、令和4年3月に本学教職志望者の自主的サークル「教職ナビ」の学生に行ったものを採用した。

2. 教職課程履修学生への調査(平成31年1月)結果

本学教職課程を履修する学生を対象に、「教職志望の意識形成要因」及び「教職志望の意識阻害要因」について、「教師効力感」「自己効力感」「教職興味」の観点から、5件法による調査、教職の魅力・課題点の自由記述の結果から考察した。本学教職課程履修者の内の165名を対象に平成31年1月に調査したもので内訳を表1に示す。

表1 対象者の内訳

人数

学年	男子	女子	計	進路希望状況				
				教職	企業	大学院	その他	未定
1年	62	17	79	40	17	0	1	21
2年	37	9	46	25	10	1	1	9
3年	12	6	18	7	5	1	1	4
4年	20	2	22	3	12	6	1	0
合計	131	34	165	75	44	8	4	34

(1) 教職志望者の教師効力感、自己効力感、教職興味の相関関係

教職を志望する学生の75名は、「教職興味」を持つものとして、「教師効力感」、「自己効力感」との相関関係から教職への意識形成を検討した。

表2のとおり、教職志望の指標としての「教職興味」は、「教師効力感」「自己効力感」と極めて強い相関関係にあり、「教師効力感」「自己効力感」を高めることが、教職志望への意識を強くすることを示している。

表2 教職志望者の教師効力感、自己効力感、教職興味の相関関係

教職志望者	教師効力感	自己効力感	教職興味
教師効力感	—	0.545	0.781
自己効力感	**	—	0.791
教職興味	**	**	—

上三角 相関関係：r 値

下三角 n.s : p>0.05 * : p<0.05 ** : p<0.01

(2) 教師効力感の進路希望別による有意差

「教師効力感」は、「教育場面において、子どもの学習や発達に望ましい変化をもたらす教育的行為をとることができるという教師の信念」(Ashton (1985))⁵⁾であるとされており、教師の仕事に自信を持っている状態と言える。

進路希望の教職志望者、企業志望者、未定者の三者について、t検定によりそれぞれの間の「教師効力感」の有意差を見てみると、以下の表3、表4のようになり、教職志望者は他の進路希望者に比べ、「教師効力感」が有意に高いことがわかる。

表3 教師効力感に関する教職志望者と企業志望者の有意差

教師効力感	教職志望者平均 n=75 SD=0.67	企業志望者平均 n=44 SD=0.53	平均の差	t 値	p 値	判定
	3.66	3.43	0.23	2.019	0.046	*

n.s : p>0.05 * : p<0.05 ** : p<0.01

表4 教師効力感に関する教職志望者と未定者の有意差

教師効力感	教職志望者平均 n=75 SD=0.67	未定者平均 n=34 SD=0.50	平均の差	t 値	p 値	判定
	3.66	3.39	0.27	2.150	0.034	*

n.s : p>0.05 * : p<0.05 ** : p<0.01

(3) 教職志望の阻害要因について

教職を志望していない学生に対し、教職の課題点についての考えを自由記述で求めたところ、69人から回答を得た。自由記述文データを、KHCoder を用いて読み込み、テキストマイニングを行い教職志望の阻害要因を「労働条件」と教員として求められる「スキル」の観点で整理したものが図1である。「労働条件」から見た阻害要因は学生の努力や大学教員の指導で解決するものではないが、「スキル」の観点から見た阻害要因については、今後の教員の指導等により、学生の意識変容に繋ぐことができると考える。また、スキルの観点のいずれの項目にも不安を感じていることから学生の「教師効力感」をいかに高めることができるかという指導課題と言えよう。

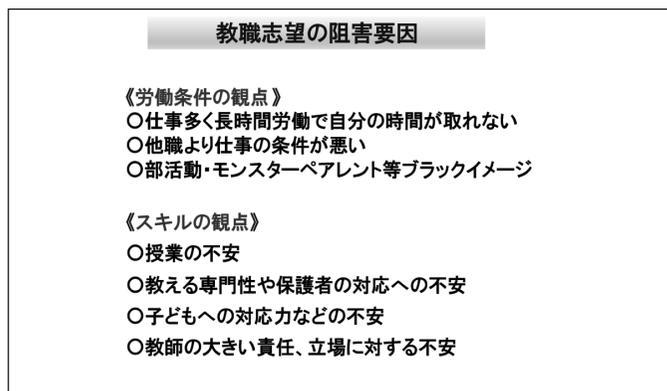


図1 教職志望の阻害要因を2つの観点で整理

(4) 教職の魅力に関する意識分析

教職を目指す学生に、「教職の魅力」につき考えを自由記述で求め、64人から回答を得た。同じくテキストマイニングを行った。教職の魅力について、最も多い意見が「自己を高め、子どもの成長に関わることができる」であり、「近くで支え見守る」「人との出会いが豊富」などが続く。子どもたちとの直接の関わりや出会いの中で成長していく様子に触れることへの期待がうかがえる。

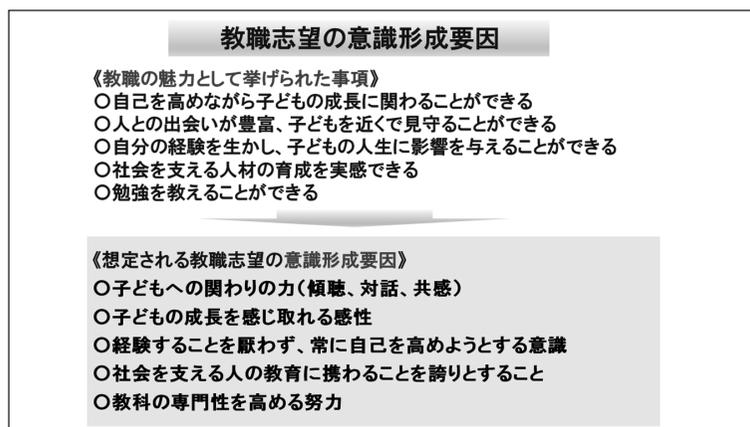


図2 教職志望の意識形成要因

また、「社会を支える人材の育成」や「自分の経験を生かし子どもの人生に影響を与えることができる」など教職を社会や人の人生に影響を大きく与える仕事として捉えている。さらに、「勉強を教えることができる」と、教えることが率直に好きだと感じている。こうして得られた「教職の魅力として挙げられた事項」を5項目に整理し、これをもとに「想定される教職志望の意識形成要因」として図2の通り5点を挙げた。これらを、図1に示した「教職志望の阻害要因」とともに、以下に述べる令和4年3月の調査結果と比較検討し、教職への意識形成要因をより明らかにしていきたい。

3. 教職ナビ学生への調査（令和4年3月）結果

本学には、「教職ナビ」という、教員志望の学生が自主運営するサークルがある。1年～4年を合わせて約300名が所属し、図3に示す通り教科ごとに活動することを基本としている。教員採用選考試験に向け、面接練習や模擬授業を行うほか、教育に関わる情報の交換・共有をするなど教職への意識を高める取り組みをしている。また、上級生自身が採用試験に挑戦した実体験を後輩に伝えることや宿泊学習会（現在はコロナ禍のため学内実施で代替）を実施するなど、効果的な学びの場が形成されている。最初は数人のグループで始まったが、着実に引き継がれてきており、2022年現在で18期生となっている。

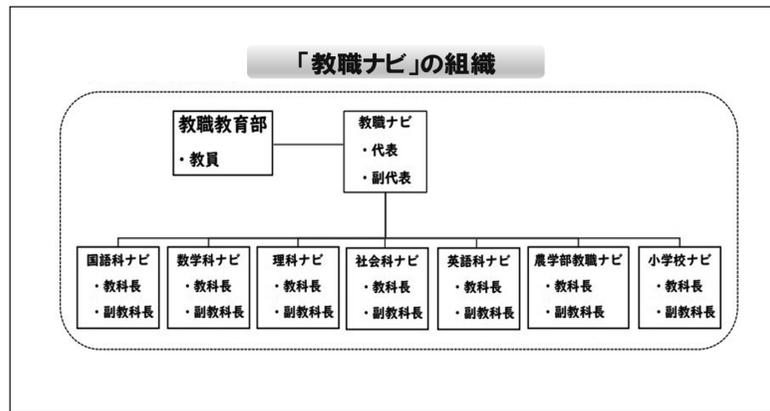


図3 「教職ナビ」の組織図

(1) 調査の内容

平成31年1月の調査結果と比較し分析することを踏まえ、以下の内容を調査をした。

- ① 「教職ナビ」の活動による教職志望意識の変容（5件法）
- ② 「教員になる意欲が増してきた」という活動内容（自由記述）
- ③ 教職の魅力ややりがいについての認識（5件法）
- ④ 教職志望者の減少要因についての認識（5件法）
- ⑤ 教職課程の授業による教職志望意識の変容（自由記述）

(2) 調査の対象

令和4年3月に、表5に示す「教職ナビ」所属の74名に調査を行った。

表5 教職ナビ生の調査対象

人数

学年	人数	進路希望				計
		教員	民間企業	大学院	その他	
1年	17	15	2	0	0	17
2年	27	21	2	3	1	27
3年	30	19	7	3	1	30
計	74	55	11	6	2	74

(3) 調査の結果

① 「教職ナビ」の活動による教職志望意識の変容

教職ナビの活動を通じて変容した意識について、7項目について5件法で問い、その内「そう思う」「まあそう思う」という肯定的な意見の割合を出した。

結果から、「教職は大変な仕事」(95%)だが、「魅力的な仕事であると思うようになった」(84%)「教員になろうとする意欲が増してきた」(65%)など教職は大変な仕事であるが、そのことが教職の魅力減退にはつながってはいないこと、また、「教職に対する意欲が少なくなる」(13%)ということでもないことがわかる。但し、「教職に就くことの自信が増した」(41%)という者が、半数にも満たないことから、教職への不安を克服し自信を持つまでに至るハードルは高いことがわかる。

② 「教員になる意欲が増してきた」という活動・経験

①の調査で「教員になろうとする意欲が増してきた」(65%)と回答した者に、「教職ナビ」のどのような活動・経験によるものかを自由記述により回答を求めた。

記述データをテキストマイニングし5つのカテゴリに分けることができた。最も頻出の多かったものが、「模擬」「授業」という語句で、「先輩」「活動」「経験」「考える」と続く。これらから、教職への意欲が増した具体的活動・経験について以下の3点にまとめた。

- 先輩が関わる模擬授業などで、実践的な教職のスキルアップができること
- 教職という仕事に向き合い、自己の考えや気づきを深めることができること
- 相互に刺激し合い、採用試験対策ができること

③ 教職の魅力、やりがいについての認識

同様に、教師という仕事の魅力ややりがいについて、7項目について、5件法で問い、「そう思う」「まあそう思う」という肯定度の高い(85%以上)項目として以下の4点となった。

- 子どもたちの成長に関われること
- 人間的な触れ合いの中で仕事ができること
- 専門の教科を教えることができること
- 将来の社会を支える人材育成の使命感がもてること

これらの項目は、平成31年1月の調査結果の図2に示した「教職志望の意識形成要因」とほぼ対応していることがわかる。それらの項目を再掲したものが以下の通りであり、結果から教職志望の意識形成要因は教職の「やりがい」や「魅力」の内容と深く関係していることが明瞭である。

- 《想定される教職志望の意識形成要因》
- 子どもへの関わりの力(傾聴、対話、共感)
 - 子どもたちの成長を感じ取れる感性
 - 経験することを厭わず、常に自己を高めようとする意識
 - 社会を支える人の教育に携わることを誇りとする
 - 教科の専門性を高める努力

④ 教員志望者の減少要因の認識を問う

昨今の教員志望者の減少傾向について、教職への志望意識が比較的高いと考えられる教職ナビの学生がどのように認識しているかを5件法で質問した。

「そう思う」「まあそう思う」を合わせた肯定度の高い割合を示したのを見ると、「長時間労働や仕事がブラックなどとマスコミで報じられているため」「残業しても教職調整額（4%）支給のみで残業手当が出ないため」「問題のある保護者の対応が大変そうだから」「部活動などで土日仕事があると聞いているから」と言った項目が8割を超えている。マスコミの報道の影響は大きいと認識しており、「教職調整額」「保護者対応」と言った、メディアから耳によく入る文言が浸透しているものと想定される一方で、一般企業の内定時期と教採準備や教育実習と重ねることが多く、これらも学生にとっては負担となっているようである。

⑤ 教職課程の授業内容と教職志望意識の変容について問う

教員養成に向け大学で進めている教職課程の授業は、学生の教職志望の意識にどのような影響を与えているのだろうか。履修指導を行う側にとって、関心のあるところである。

今回の教職ナビ生への質問の中で、「教職課程の授業により教職志望の意欲が増した」と答えた者は62.2%であった。その学生に、「意欲が増した」という具体的な授業の内容を、自由記述により求めた。記述データをテキストマイニングし集約したものを以下に示す。結果から、多くの授業科目が学生に好影響を与えていることがわかる。また、これらの集約した意見の中から、教職意欲が増したキーワードを図4に示した。

〈教職志望意欲が増した教職課程の授業内容〉

- 総合的な学習の時間、特別活動等で、クラスづくりを学んだこと
- 心理学系授業で、子ども達がなぜ学習するかなどその行動理由を知ったこと
- 教育課程方法論などで授業づくり、コミュニケーションの方法について学んだこと
- 教科教育法等で、実際の1時間の授業づくりをしたこと
- 教職経験のある教員から、教育現場の実際を知る機会があったこと
- 実践事例に対して、自分であればどうするかを考える機会を持ったこと
- 教えることや授業を工夫する面白さを知ったこと

すでに、図1に示した平成31年1月調査の「スキルの観点」から見た教職志望の阻害要因と対比させた。

教職意欲が増した要因として挙げた項目を見ると、教育活動の実務に関わる内容が多く、「クラスづくり」「授業づくり」「コミュニケーション方法」「子どもの学習心理・行動理由」「教育現場の実際」などは、教壇に立てば直面する課題である。また、「課題事例を考える機会」は、自分であればどう対処するかを考えることで、自分で最適解を見い出す試みである。こうした鍛えが、教職への意欲向上につながっていることがわかる。一方のスキルの観点から見た阻害要因は、教職志望増加要因を反転させたものであることがわかる。

教職の志望意欲増加要因と阻害要因の対比

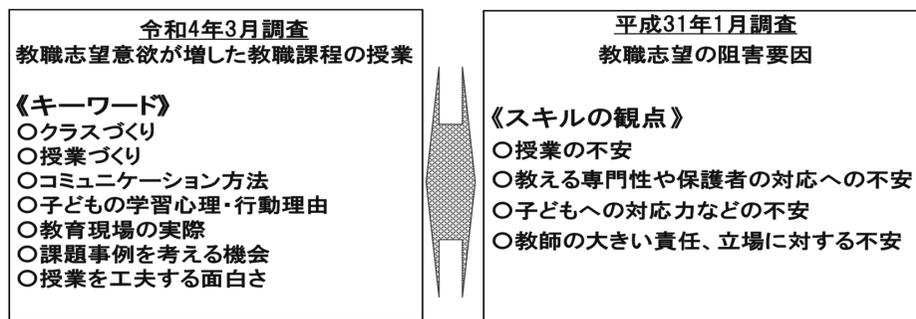


図4 教職の志望意欲増加要因と阻害要因の対比

4. 考察

平成31年1月の調査で、教職志望者をもつ「教職興味」は「教師効力感」「自己効力感」と強い相関関係にあり、「教師効力感」を育むことが教職志望を高めることを確認した。一方で、令和4年3月の教職ナビ生への調査で、教職ナビ生の教職意欲が増した活動や経験として整理した3点は、その「教師効力感」を育む内容に該当するものと判断できる。経験豊かな先輩が後輩とともに、模擬授業などのスキルアップに向けた活動をすることは、ナビ生にとって教職活動の実際を実践的に経験でき、教職に対する自信と意欲を増すことにつながるのである。また、こうした活動によって、教職に正対して向き合い、自己の考えや気づきを深めることにもつながっている。

令和4年3月調査の「教師の仕事の魅力・やりがい」について整理した4点が、平成31年1月の調査から得た「教職志望の意識形成要因」の4点と対応していることを示した。教師の仕事の魅力・やりがいとして、「子どもたちの成長に直接かかわれること」「人間的な触れ合いの中で仕事ができること」は教師の醍醐味である。日々困難な課題はあるが、子どもたちの成長を見届けられたときの感動は何物にも代えがたいものである。また、相手が人であるだけに複雑な事案が起こることもあるが、「人間的触れ合い」の中で教師も共に人間的成長をしていくのである。教職志望意識の形成要因との関連が強い教師の魅力ややりがいについて、学生に浸透させていく取り組みが重要となってくる。

令和4年3月の調査から、教員志望する学生にとって、「授業」「クラス」という空間にいる子ども集団をマネジメントできるかどうかに関心を持っていることがわかる。同時に教師としての対応力に不安があり、経験の少ないなか対処するにはどうするのかという問いかけの答えを、教職課程の授業の中に見いだそうとしている。また授業の中で、教育現場で直面する具体事例にどう向き合うかについて考えを深めていくことが、教職志望への力になっていることがわかる。

教師としての実践的活用能力を磨くことが、私達の指導に強く求められていると言えよう。

5. おわりに

教員志望者の減少傾向に歯止めがかからない現状に対し、大学で教職課程の履修指導を行う立場から対処できることはないかという課題認識から今回の調査・報告を行った。結果として、特に教

職ナビの活動や、教職課程の授業内容に、教職志望意識の向上への学生指導に資するものが多くあることがわかった。

教職ナビの活動については、今後さらに有効な活動が展開され、より多くの教員志望者を巻き込んでいくことに期待したい。今回は、限られた母集団による調査となったが、今後母集団を拡大しつつ、経年の変化も見ながら調査結果の精度を上げていくことも必要となる。18期まで続いている本学の自主サークルの継続発展を強く願うものである。

学校現場に有能かつ意欲的な教員を送り出すことは、国の基盤を支えることである。養成課程を預かる大学側として学生指導に努めていくとともに、労働条件の観点からの阻害要因の克服について、行政サイドの一層の尽力がなされるよう切に願い本稿を閉じる。

参考文献

- 1) 令和4年1月文部科学省「教師不足に関する実態調査」
https://www.mext.go.jp/content/20220128-mxt_kyoikujinzai01-000020293-1.pdf
- 2) 令和3年度文部科学省「令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況」
https://www.mext.go.jp/content/20220128-mxt_kyoikujinzai01-000020139-2.pdf
- 3) 平成28年度文部科学省「学校教員統計調査」
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/1268573.htm
- 4) 令和2年度厚生労働省「学歴別就職後3年以内離職率の推移」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11652000/000845624.pdf>
- 5) Ashton, P. T. (1985) Motivation and The Teacher Sense of Efficacy. Research on Motivation in Education, 2, Academic Press, pp.141-171

【第1回課題研究会報告】

「神女スタンダード」による小学校教員の養成

金 岩 俊 明
(神戸女子大学)

失礼いたします。神戸女子大学の金岩と申します。今回は、発表の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。小学校教員養成に関わる拙い実践ですが、お聞きいただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。表題の「神女スタンダード」ということなのですが、大学における教職課程・ゼミ指導等で、普段から進めてきた実践を私なりに少しまとめたものでございます。大学として「神女スタンダード」という共通の概念があるということではございませんので、お含みいただけたらと思います。

私は、現在、文学部教育学科初等教育コースに所属しております。本学科においては、他に幼児教育コースと義務教育コースがございます。学科が非常に大所帯でございますので、コースが主体になって学生指導に当たっています。私自身は、小学校現場で教員を経験して大学に赴任し、今年で13年目ということになります。専門は小学校の生活科教育です。生活科は、幼児教育と小学校教育の架け橋的な低学年の教科である関係で、幼小の連携接続教育で大きな役割を果たしています。近年は、幼児教育からのアプローチでその分野の研究活動が活発に行われている関係で、兵庫や大阪の小学校や幼稚園・保育所等の学校園の先生方と研究や研修に取り組んでおります。

私のゼミは、小学校教員を志望する学生さんが大部分で、今年3月にゼミ卒業した学生が12名いました。昨年度は、教員採用試験に対してゼミを挙げて取り組んだ結果、様々な地域で合格をいただきました。そして、現在は東京、横浜、大阪、兵庫、神戸、島根、鳥取、岡山、香川と日本各地に散らばって教員として奮闘しております。卒業生の現況報告の機会として、連休の途中に、1回、Zoom同窓会をしました。そこで聞いたホットな話題やアンケート結果もありますので、後ほど発表させていただきたいと思っております。

さて、私自身は学校現場を経験した大学教員の役割というのがあるのではないかと考えています。つまり、学校現場の実務的な経験を学生さんに伝えなければいけないと、日頃から思っている次第です。現在の学校現場では、多様な課題があり、大学の養成教育では卒業後その課題に対応できる即戦力としての教員を育てなければいけないと考えております。私は、学校現場の学習や生活の場面で子どもたちを主体に考えていましたので、大学教員になっても学生さん主体で物事を進めたいと考えています。つまり、学生さんのための大学教員であるべきであるということを常々考えております。

本学の建学の精神は、「民主的、文化的な国家を建設する世界の平和と人類の福祉に貢献する有為な女性の育成」ということになっております。大学の教育目標は、自立心、対話力、創造性ということで、それを踏まえて教員養成を行っていくことだと考えております。近年、教育学科では、カリキュラムの改訂が進んでおりますので、その改訂を踏まえて、あるいは全学体制の中で、学生指導の質をより高めていくということが喫緊の課題ではないかなとも思っております。そこで、「神女

スタンダード」ということをまとめてみました。大学や教育学科の教育内容はもとより、教職支援センター、内外の関係機関と連携し、4年間の養成教育をまとめた次第です。つまり、学校現場において有為に活躍できる即戦力の教員を送り出すため、大学生としての4年間をフルに活用して、質の高い教員を養成したいという思いがございいます。

この「神女スタンダード」には10のポイントがあります。まず、本学では1回生よりクラス担任制があります。それは、本学の伝統である「一人一人の学生を大切にする精神」に基づき、教員と学生が一对一できめ細かく対話する指導がございいます。それから、学科としては、ゼミ形式の少人数演習科目を1回生から4回生まで実施しています。それから、本学科の一つの特徴である大学に入ってからコースが選択できることです。つまり、大学生生活に慣れてから、教員免許などの免許資格を取るかを選択したのち、将来の進路を決定していくというところでございいます。また、小学校教員を志望する学生には実践的指導力の育成に関わり、教科教育法等の科目の中で、教科概説の知識や技能を活用して指導案を作成し、模擬授業を主体的に行うことを中心課題にしています。さらに、教育委員会や学校のご支援を受けて、学外での学びのスクールサポーター、あるいはインターンシップ等を通して現場体験を重視しています。これは、教育実習の前段階としての貴重な経験になります。入学してくる学生さんに聞きますと、この経験がしたくて本学を選んだというのが結構ございいます。教員側としては、ただ学校に行かせるということではなくて、学校支援活動の前後で大学においてきちんと指導をし、教育実習につなげるということが大事だと思っております。また、教職の専門科目を学生のステージに応じて位置付けることです。大体、小学校コースでは3回生前期までにほぼ必修単位は取ってしまうんですけども、その後も教職の専門科目を設けてさらに専門性を高めさせています。

今、小学校では教科担任制とかいわれておりますが、小学校教員は原則として全教科を指導できる資質能力が必要だというふうに考えておりますので、教科教育法の取得の後、上学年に教材研究を深める科目を選択科目として設定しています。さらには、本学では一人一人のニーズに応じた教職課程を強力にバックアップする教職支援センターという組織がございいます。教職支援センターでは、現場経験豊富な非常に優れた先生がたがたくさんいらっしゃいます。また、職員の方も学生の相談事に親身に乗ってくださる体制があり、それを生かしたワークショップやガイダンスなどのプログラムがあります。それから3回生から4回生のゼミは、ご承知のように卒業研究に向けて研究を主体といたしますが、併せて、高度な専門職としての教員の育成ということを進めていくのがゼミの存在理由であると考えております。それから、教員採用試験に対しては、筆記試験や人物試験に対応する小学校コース教員総がかりのサポート体制を構築しています。各教員は専門分野や情報に明るい自治体について、個別に学生指導をするという、ゼミをオープンにした取組みも行っていきます。

カリキュラムマップに基づいて、この4年間の学びをいかに有機的に繋いでいくかという取り組みです。4年間のスケジュールということで、学科やコースの基本的なカリキュラムの流れ、教職支援センターの体制、外部連携等が明記されております。以前は、学生が教職への意思決定をするために、1回生、2回生の部分が非常に弱いというふう感じておりました。そこで、3回生のゼミに入ってから教職について真剣に考えるということではなく、先ほど申し上げたように4年間を通して1回生から教職へのモチベーションを高め、志の高い教員を育てるということです。それは、1回

生、2回生のカリキュラムを強化することに繋がりました。さらに、本学では学科の学生をクラスに分けて担任が付くというクラス制を実施しています。この体制は、これまで中学校、高校で学生が馴染んできた状況を保障する取り組みです。大体40人ぐらいが1クラスで、学科教員のほとんどがクラスを受け持って、小回りの利く学生指導を進めています。学年当初には、一人一人との面談を行い、実態を確認し、不安や悩みを把握し、学生の学業や生活の効果的な指導に生かしています。

さて、ここから、私のゼミの3回生13人にアンケートをした結果も合わせて、説明を進めていきたいと思います。まず、「入学のときに教員の志望度はどれぐらいあったか」ということを聞いてみますと、ほぼ全ての学生が「志望意欲は高かった」と答えておりました。しかし、コース選択を1回生後期に行うわけなんですけど、そこで若干の迷いはあったようです。つまり、小学校教員を志望する場合は幼児教育との選択に悩むことがあるみたいです。現3回生の3年前の選択肢は教員免許取得において幼小しかなかったんですけども、現在では義務教育コースというのがありまして、中学校英語免許取得の選択もあります。入学してからのコース選択でも、いざ決断するとなると若干の迷いがあることが分かってまいりました。

2つ目の1回生から4回生までに実施するというゼミ形式の授業についてです。学生の主体性とか対話力とか、そういった資質能力を付けるためには、少人数による演習授業をもっと積極的に入れていかなければいけないと考えます。ここでは、2回生に履修する小学校基礎演習について聞いてみました。2回生前期では、コース別に基礎演習というのを行っております。学生の反応は、その学びが非常に大きかったということでした。演習では単にテーマを設定し議論して解決するというのではなく、例えばスクールサポーターに行って学んだ学校現場の実情や児童の様子とかを各自が報告して、それを基にディスカッションしていくように、他の科目とか実習と関連付けるという取り組みを行っております。そして、3回生からは本格的にゼミがスタートして学びを深めていき、4回生の卒業論文の作成につなげます。大学の卒業論文ですから、3回生までの学びの集大成として自らの研究課題をしっかりとって卒業研究を進めることを重視しています。私のゼミの卒論の枠組みとしては、基礎的な理論研究を行い授業モデルの仮説やモデルカリキュラム等を作成させています。そして、実践的なものについては教師になり、学校現場に入ってからそれを援用していくような考えで進めております。

3番目の入学後1回生後期前のコース選択があります。各コースの教員がプレゼンテーションを行い、それによって学生自身がどのコースに入るかを決めます。教員としてはカリキュラムや進路などしっかりとした説明を行うことを心がけています。それから、4番目の実践的指導力を高めるといことです。2015年の中教審答申でも、これからの教員は多様な学習が展開できる資質能力が必要であると言われております。そこで、具体的には各教科の教育法における模擬授業を中心として育成することを目指しています。現ゼミ生に聞いたデータによりますと、授業づくりの上で非常に大事なスキルである指導案を作成する力がついたと述べておりました。授業で先生方は、学生にすべてを任せるということではなく、模擬授業実施の事前指導を丁寧に行って授業実践をさせておられます。その指導があって、学生に力が付いているのではないかと考えております。私が担当しております生活科教育法では、たとえ短時間でも受講生全員が前に立って授業する機会を設けるようにしています。すると、授業評価シートとして、授業を終えて自由記述を書いてもらうと自分自身が授業をやり遂げた達成感や楽しさを回答してくれます。さらに、生活科については、「子どもが

大切であること」とか、「学校や地域の人と関係付けて授業を行わなければいけない」という教科特有の気付きが出てきます。つまり、生活科の授業では国語や算数と少し違う指導法があるみたいなのが分かってきたということです。それから、評価シートには児童役の反応という項目があります。学生が児童役をするのですが、これが結構困難なことが多く、ネックになって授業が進まなかったということもごぞいます。全体的な傾向としましては、模擬授業の回数を重ねるごとに、班が行った授業についての評価得点が高まってきている結果があることを分かっていただけではないかと思っております。

次に、スクールサポーター（インターンシップ）についてです。この取り組みについては、ほぼ全ての学生が「役に立った」「非常に勉強になった」というふうに申しております。スクールサポーターは、神戸市内の小学校を中心にお世話になっています。それ以外でも、一部の学生が姫路や明石とか自分の家に近い学校に行ってる学生もいます。大学では経験できない学びの場であり、各学校では学生のことをよく考えてご指導ご配慮をいただいている内容がアンケート結果にも出ています。この学外での貴重な実習経験というのが弾みになり、教職への道を確定させた学生も多数います。

それから、小学校の専門教科を上学年にも設置し、教育実習後も学びを続けることができるようにしました。小学校教員というのは全教科の指導に当たらなければなりません。私は、小学校教員志望の学生には、常々「専門は全教科である」と申しております。すなわち、全教科をしっかり指導できなかつたら、それは小学校教員として一人前ではないということです。本学科では、カリキュラム改訂がありまして、3、4回生のところに教科教材研究という新たな科目を設けました。従来、教科の特別演習というのがありましたが、小学校教員の専門性の確保というねらいで、従前の倍ぐらいの科目を設置しました。なかなか科目を増やすというのは難しいんですけど、学生が在学中にできるだけ専門性を上げていくということが大事ではないかなと考え大学にも理解していただきカリキュラムの改訂をしました。つまり、教職課程では、教員免許取得のための必要な単位だけを修得すればそれでいいんだという考えではなく、大学の4年間を通して最後まで学び続けるという、そういう姿勢を学生には伝えていきたいと思っております。本学科では小学校各教科等の専任教員が揃っていますので、専任教員の専門性を生かしたカリキュラムを編成しています。

それから、教職支援センターでは、教採対策として様々な講座や研修プログラムを開いています。昨年度、鳥取県の採用試験の中でICTを使った実技試験が組み込まれました。そこで、情報教育の専門性を持つ教員へ、支援センターのほうからお声掛けをいただいて夏休みに自主的研修を行いました。すると、テストの最中ではありましたが、鳥取県を受ける学生はほぼ全員大学に来て受講しました。参加した学生は本番の試験後、「非常に自信を持って安心して取り組むことができた」と感想を述べました。中には「試験のほうが簡単で、研修のほうが難しかった」というふうに振り返った人もいました。

また、先日あったワークショップでは、学生が苦手とする小論文を書きました。基礎から応用まで教職支援センターの先生から、非常に丁寧なご指導がありました。ワークショップは、学生が楽しみにしている時間で、参加率も非常に高いものです。本学の学生は学ぶ意欲が高く、積極的に受講する姿勢があります。この写真を見ていただいたら、しっかり顔上げて、先生の講義を真剣な眼差しで聞いているということが分かっていただけだと思います。普段の授業の話ですが、教育学科

では、授業の始めと終わりにはしっかりとあいさつをするというのが学科の約束事みたいになっています。将来、教員を志望する学生は、学生の時から授業のルールをきちんと身に付けるということが大切だと考えて進めております。

それから、ゼミ活動を重視している点をお話しします。私のゼミでは小学校の生活科や総合的な学習の時間に関連付けて環境学習という取り組みを進めています。小学校の教員は、学校や地域の特性というものを理解した指導が求められます。すなわち、体験を通して地域や学校に愛着を持つ子どもたちを育てたいということです。そこで、本学が立地する須磨海岸をフィールドにした活動を進めています。本学の最寄り駅は須磨海岸に面してある JR 須磨駅ですが、学生は、身近な環境であるはずの須磨海岸にほとんど行かないという実態があります。そこで、大学生としての持続可能な社会実現のために必要な環境学習として、環境調査に取り組みました。写真は、浜にコードラート（正方形の区画）をつくって、その中にあるゴミを調査しているところです。地道な調査ですがゴミを識別して比較することで、須磨海岸の環境特性や課題の一端が分かってきます。さらに、ゼミ研修として、琵琶湖博物館での環境学習にも参加して、環境教育に対する専門性を高めています。

現在、採用試験に向けてゼミ室で多くの学生が自主勉強に取り組んでいます。学生によっては早朝の7時から登学し、下校時刻が7時半、8時ということもあります。熱心な学生が多くて、支援センターの学習スペースや図書館も活用しながら、休憩時間もほとんど取らずに時間いっぱい計画を立てて学習をしている姿がございます。前に述べた学科のコース教員が学習をサポートしてる他にも、図書館にあるライブラリー・コモンズというスペースには、理数系の専門の元高校の先生が常駐され個別指導をしてくださる場所があります。教採問題の初歩的な問題の解説から、気軽に分からないことや相談事に対応してくださり、学生には大変好評です。

最後は、4年間の学びをどう集約していくかという問題です。教職課程のまとめである教職実践演習では、学科の教員はもちろん神戸市の学外講師も招いて、学校現場の情報が得られやすいようにしています。学業の仕上げとしての卒業論文につきましても、論文本体の作成や発表はもちろん、学科として、抄録をきちんと発行して、学生相互で研究の成果や意義をしっかりと確認する取り組みも行っております。

最後になりましたが、今年の春に教員になったゼミの卒業生と5月の連休中に Zoom で近況報告会をした結果を報告いたします。その際、参加できた人数は9人なんですが、投票機能を活用してアンケートを試してみました。

その結果、今の教員としての生活を聴きますと、「とても順調」「順調」というのが、7割以上を占めました。しかし、「悩みはありますか」の質問を投げかけてみると、「ある」と答えた人が多かったです。それから、「この1カ月間でうまくいったことは何ですか」と聞いたんです。そしたら、「教職員との関係がうまくいった」と答えてくれた人が多かったです。私は、案外孤立したりしてるんじゃないかなと思ったんですが、意外でした。学生によっては、全く馴染みのない自治体に飛び込んで教員をやっておりますので、心配していましたが、うまく人間関係を構築しているということで安心しました。それは、学生時代に、様々な人に対応することにより、人間性を高めてくれた結果ではないかと思いました。その反面、新任教員として期待してた学習指導については、うまくいっている人は誰もいなかったという返答がありました。教師として社会人になりましたが、まず本業の学習指導力よりも人間関係の構築を大事にしてる姿を見ることができました。

それから、「ゴールデンウィークに出勤しますか」と聞いたんですが、「ほとんど出勤しない」という返答が大部分を占めました。中には2日ほど学校に行くという人がいましたけれど、それも自主的に行くということで安心しました。結構メリハリのついた自分のプライベートも大切に生活をしているようでした。また、「働き方改革について学校で何か感じるものがありますか」と聞いてみたんですけど、明確な回答はなく、この課題については分からない感じでした。それから、「教師になってよかったと思いますか」という究極の質問をしました。これに対しては、「そう思う」という学生が4分の3以上でした。「分からない」とか「あまり思わない」という人も少しはありました。その理由としては、「私の授業で、子どもは本当に大丈夫だろうか」という心配をしているということでしたが、授業がうまくいかなくても子どもたちへの熱意があれば、必ず子どもには先生の思いが伝わるという話をしておきました。

教員を目指す学生に対する指導には、まだまだ実践上の課題はたくさんあると思いますが、やはり、教職への高い意欲を持って入学してきた学生の気持ちを、大学教員としていかに引き継いで高めていくかということが大切であると思っています。学科の教員はもとより大学の事務職員と連携し、一丸となって学生に対応していくという必要性を感じております。それから、学外での貴重な学びの場をいかに確保し、その貴重な経験を適切に指導していくということも大事かと考えます。教員養成というのは、必要な免許を取るだけではなくて、大学生としての専門的な学問領域の探究ということが、必須条件だと思います。そういったことを含めて小学校教員を養成していきたいです。さらに、大学としては卒業後も在学した学生を支援するという体制をつくっていくことが必要ではないでしょうか。

今回報告させていただいたのは、日ごろから学科で行っている小さな実践ですけど、一つ一つを大切に、より多くの取組みを集積していきたいと思っています。さらに、実践の事実に基づき適切に評価し改善する必要があるのではないかと考えております。

ご清聴いただき、ありがとうございました。ご質問やご指導をいただきますよう、よろしく願いしたいと思います。

【2022年度 第1回課題研究会】

質疑応答の記録

川口 厚
(桃山学院大学)

日 時：2022年5月18日(水) 15時00分～17時00分
場 所：オンライン (Zoom)
テーマ：「教員不足、教職離れを考える - 教員養成の立場から -」
司 会：三宅茂夫 (神戸女子大学)
記 録：上田美穂子 (神戸女子短期大学)

以下において、敬称を略すとともに、質問者と発言者の氏名・所属は匿名化した。また、発言の趣旨を損なわない範囲で、可読性の向上を意図した修正を施していることを申し添える。

－第2部終了後－

<発表者による補足説明等>

三宅：それでは、ご発表の先生がたに、まだ言い残したことがおありでしたらお話しいただければと思います。発表の順番に、八木先生からお願いいたします。

八木：先ほどは概論を話したのですが、もう少し具体的な話をさせていただきます。今週の5月20日の金曜日からは毎週学生をインターンシップに行かせておりますけど、本日が最後の指導になります。そのため、書類の点検とか服装のチェックですよね。それから、失礼なことはないかということで、全体の確認事項をきちっとやった上で行かせることになります。そういうことをしていても毎年、1日目の初日に寝坊しましたと遅れる学生がいますので、それに対する対応も考えておく必要があります。また、1年生の後期に見学実習へ行かせるときも髪型やピアス、爪とかを全部チェックさせて、スーツを着用して行かせています。こうした指導はとても時間をとられるのですが、そこをきちんとしておかないと、現場へ行ったときにいろいろと問題を起こす可能性が考えられます。そういう意味では1年生のときから、まだ高校生の気分の抜けない学生をどうやって指導していくのかというのは大切な問題かなと思っています。

それともう一つは、私が、前任校におりましたときに、高校内模擬講義といいまして、大学の先生が高校に行って進路別に授業を行うのですが、私は教育分野の担当でした。多いときは40校の高校から依頼が来たときに半分の20校に頑張って行ってました。平成20年代前半の頃は、教育分野を希望する高校生の数多くて、いつとき奈良県のある高校に行ったときは、80人の生徒に対して体験型の授業をしてほしいという依頼を受けたことがありました。それが平成20年代の後半になると、30人とか40人ぐらいに半減し、高校生の段階で教育分野に意識のない学生が増えてきていると感じたことがありました。本学は、小学校の教員採用試験の合格者数が増えたのですが、それが

受験者数とか入学生数とか、人数として跳ね返ってこないことを考えると、高校段階で考えてもらわないと難しい問題なのかと非常に思っています。特に、履修カルテの導入とともに1年生のときから教職を目指すことを求められている以上、私が勤めだした平成10年頃のように3年生ぐらいになってから、教員免許を取ろうかなと思う学生も取りにくくなってきています。したがって、そういう意味では大学に入学してから教師を目指すのも、なかなか難しい時代になってきたのかなと思います。つまり、高校生段階からキャリア意識として教職を目指すことを意識付けておく必要があり、大学で履修指導だけをしていても難しいと思います。以上です。

三宅：ありがとうございます。それでは、丸岡先生、お願いいたします。

丸岡：本日は、ありがとうございます。発表の中では触れてなかったんですが、実際に教員になって途中でお辞めになるのを、離職ということでお示しさせていただきましたが、その中にはいわゆる心因性のストレス等で離職をする方も当然、いらっしゃるわけです。マスコミでも教員のストレスということで出ているんですけども、民間企業に行っている人と比べてみると、平均すると私の見たところでは、教員のほうが低いと見られます。教員になる最初の入り口では、いろんなマスコミの情報もあったりして、二の足を踏むというのはあるかもしれませんが、実際になった後は、先生がたは、さほど辞めていないというのがデータからは見えてくると思っております。学生に関わっていて感じることで、結構、繊細な学生も増えているように思います。これはもう感覚的なことですので、確かとは言えないんですが、われわれ指導する側もその辺りも踏まえて話をするわけです。そういう意味で、しっかり教員の魅力であるとか、やりがいというところを見失わないように、本筋をしっかり伝えていくことが大事であると思います。

今回、模擬授業という言葉が多く出てきましたが、実際に学生が書いた文章を見てみると、そういう文章表現がたくさんございました。実際の模擬授業をやる先輩の姿を見て自分もやってみようとするわけで、先輩から非常に大きな影響を受けていることを学生のその表記からも感じました。また、先輩からその都度受けるアドバイスなんかも、後輩にしてみたら的確な指導をいただいたと受け止めています。やはり、こうした実践的な活動の中に教員への意欲というものを増していく要因はあるなと思いました。

最後に、先生がたにいろんな授業をお持ちいただいているわけですが、授業づくりをどうするかということ、あとは、クラスをつくるって、教員として一番難しい話ですけども、これをどういうふうにしてマネジメントするかということについても非常に興味も高いし、その不安を克服したいという思いが強いなということを非常に感じさせていただいたところです。以上でございます。

三宅：ありがとうございます。それでは金岩先生、よろしくお願いいたします。

金岩：学生が教師になるモチベーションを高める上で、必要な授業力の向上が出てまいりました。私が、卒業生に聞いたアンケートでも、授業は、なかなかうまくいかないんだと言っていました。たぶん、永遠の課題だと思うんです。でも、うまくいかないんだけど、努力すると子どもたちが喜んでくれるし、授業は楽しいということが、やっぱりずっと学生の時からつながっていく必要があるんじゃないかと考えます。その基点になるのが、大学での学びではないかなというふうに思っております。本学では、当初は模擬授業教室がありませんでした、大学にお願いして、模擬授業教室を2つ確保しました。その教室には、できるだけ教職以外の授業は入れないようにお願いをして

います。その場所がすなわち、採用試験のときには試験のトレーニングをする場所になり、誰彼ともなく集まって来て、自分自身の居場所にもなっています。やはり、拠点となる場所が必要ではないでしょうか。大学では、そういった学生のための環境整備をしっかりとしていかなければ、本当に学生は育たないんじゃないかなというふうに思っております。

発表では、3回生、4回生に教材研究の授業を新たに設けたという話をさせていただきました。私は、教材研究の生活科を持っております。これは、須磨寺前商店街に行って、自ら取材をして、学生がポスター発表した作品です。いつも学生が作ったものを今後の授業資料としてもらうんですけども、こういった教材作りをする中で授業の楽しさを味わってもらいたいです。授業というとはやはり発問とか、指導案作成に目が行きますが、ものづくりをする中で授業の楽しさを実感していくことが必要と考えます。だから、学生が自分の考えとかアイデアとかというのを生かしたような場面を作っていく。本当にそういったことで、より専門性を高め、現場で通用する実践的指導力に繋がるのではないのでしょうか。授業でしっかり活躍できる学生をつくるのが、大学教育の役割じゃないかなと思っております。

働き方改革については、昨日も現場の校長先生とお話をしていると、働き方改革は学校ではなくて、教育委員会がそういうことをつくってほしいなということでした。若手で一生懸命されている先生に、「早く帰ってくださいとは言えないですよね」という話をしていました。やっぱり、学生自身が自己管理できるような、そういった生活の仕方なんかは大学のときにしっかりと学ばせたいと思います。しかし、授業準備に時間をたくさん使えば、学習の成果が上がって教師の手応えがあるっていろいろな場面で学生に伝えていきたいとは、常々考えております。ちょっとまとまらない話で申し訳なかったですけど、そういうことでございます。

三宅：最後にとっておきのネタを出していただきまして、ありがとうございました。それでは、そろそろ時間となりましたので、本日の課題研究会は、まず、阪神教協の教職課程事務検討委員会報告をいただきまして、次に教員不足、教職離れを考える。教員養成の立場からをテーマにシンポジウムを行いました。教職課程事務検討委員会の報告では、これまで継続的に蓄積されてこられたことをいろいろと活動についてお話いただきました。シンポジウムでは、教職課程を置き、教員養成課程においては、その存亡につながるもいえる、いわゆる教職離れの問題に対してご発表いただきました。学校教育の担い手を育てる養成校の存在への危機感をひしひしと感じております。また、その対応への緊急性を感じる時間となりました。このような問題に対して本日、3人の先生方から違った切り口でご発表をいただき、今後、考え取り組むべきことについてご示唆をいただきました。どうもありがとうございました。こうした教職離れの問題につきましては、悠長にしているわけにはまいりません。それぞれの養成校における課題は異なると思いますが、さらに会員校の皆さんと情報共有を進めつつ、連携して取り組んでいく必要があると思います。今後、さらに皆さんとともに阪神教協として課題研究を深め、これからの教員養成について深めてまいることができればと存じます。本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。最後になりましたが、本日、ご発表、話題提供いただきました4人のご発表者の方に感謝を込めて盛大な拍手をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。ご参加いただきました皆さん、本日はどうもありがとうございました。

以上をもちまして、第1回課題研究会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

学校年代の子どもたちの自殺動向

平野 孝典
(桃山学院大学)

1. はじめに

「学校年代の子どもたちの自殺動向」という題目で、これから報告させていただきます。子どもたちにとって、自殺は身近な死因の一つです。『令和3年版自殺対策白書』（厚生労働省）によりますと、10歳から19歳の非常に若い世代の死因のトップは「自殺」です。2018年には602名の子どもたちが自殺で亡くなっています。これに対して、2位が「不慮の事故」（304名）、3位が「悪性新生物」（225名）と続きます。日本では、事故や病気で亡くなる子どもよりも、自殺で亡くなる子どもの方が多いわけなんです。

同じく『自殺対策白書』には、G7の国々と韓国のデータも掲載されています。これを見てみると、G7の国々でも死因の上位に自殺が入っていますが、トップではありません。死因のトップは「不慮の事故」であります。このように見ますと、子どもの死因のトップが自殺であることは、珍しい出来事であるといえます。非常に考えさせられるのが、お隣の韓国も同じなんですよね。韓国も子どもの死因のトップは自殺なんです。

2. 増加する子どもたちの自殺

そして、子どもたちの自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、上昇傾向にあるということがわかっております。日本全体では、2010年頃をピークに自殺は減少傾向にありますので、実は子どもの自殺は特殊な推移を示しているわけです。

このことは、1997年と2020年の自殺死亡率を比較するとよくわかります（『令和3年版自殺対策白書』）。1997年から1998年にかけて、自殺者数が約8000人増加しまして、統計を取り始めて以来、初めて自殺者数が3万人を突破しました。1997年はこの自殺急増の前年ですので、現在の自殺の状況が、自殺問題が深刻化する以前の水準に回復したかという点を確認するときの基準になる年なんです。

実際に自殺死亡率を比較してみますと、日本全体では1997年の19.3から、2020年は16.0になっています。つまり日本全体では、コロナで自殺が増えたといっても、実は自殺問題が深刻化する以前の水準には戻っているわけなんです。

本日のテーマであります、子どもたちはどうでしょうか。厳密に言いますと、18歳・19歳は法的な意味では子どもではないのですが、20歳未満では自殺死亡率が1.7（1997年）から3.8（2020年）に倍増してるんですね。こういう動き方をしているのは子どもたちだけです。39歳以下の若い世代でも、緩やかではありますが、2010年頃から自殺自体は減ってきています。ところが、子どもたちの世代は自殺が減っていません。減るところか、自殺死亡率は上昇傾向にあります。

それをわかりやすく示すために、1985年～2021年まで自殺死亡率を小・中・高校生ごとに計算しました（図1）。

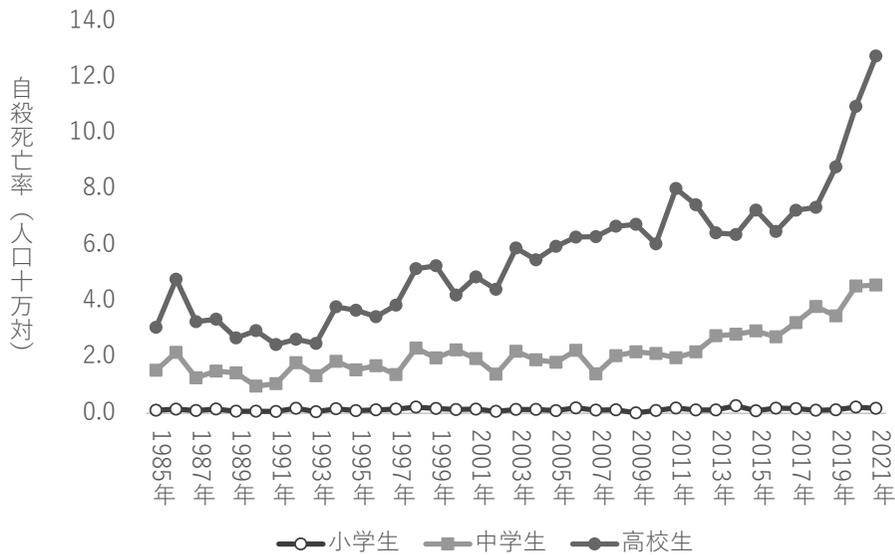


図1 小・中・高校生の自殺死亡率の推移（1985年～2021年）

出典：2006年までの自殺者数は内閣府『平成19年版自殺対策白書』、2007年以降の自殺者数は警察庁「自殺統計」から得た。在学者数は文部科学省「学校基本統計（年次統計）」から得た。

まず、小学生の自殺死亡率ですが、ほぼ0から1の間というふうになっております。自殺者数が非常に少ないため、あまり変化がわからないという状況になっています。

そして、中学生もそれほど極端に自殺が多いというわけではありませので、ジグザグの形状のグラフになっています。ただ、大まかに見ますと、2007年頃から自殺死亡率は上昇傾向にあることが読み取れると思います。例えば2007年の自殺死亡率は1から2の間です。中学生のお子さんが10万人いらっしゃったら、お一人は亡くなるというふうな計算になるんですけども、それが2021年は4を超えてきています。つまりは単純計算で4倍ぐらい自殺死亡率が上昇しているということになります。

高校生では、より顕著な変化が示されています。こちらはもう一目瞭然として、1990年代から現在に至るまで、ほぼ一貫して自殺死亡率は上昇傾向を示しております。具体的な数字を見ますと、この間の高校生の自殺がもっとも少なかったのは、1993年でした。このときは、高校生の自殺者数は134人でして、自殺死亡率は2.5となります。ここから自殺死亡率は上昇を続けていまして、コロナ禍前年の2019年は自殺者数279名、自殺死亡率8.8でした。あまり報道はなされていなかったと記憶していますが、1993年から3倍以上、自殺死亡率が上昇していたわけなんです。

そして、こちらはメディアで報道されるとおりなんですけれども、コロナ禍に入りまして、子どもたちの自殺はさらに増えています。2021年の高校生の自殺者数は実に384人で、自殺死亡率は12.8です。これはもう大人の水準に近づいております。1993年の自殺死亡率は2.5ですから、いかにこの間の高校生の自殺死亡率の上昇が急であったかがわかつて思います。

子どもの死因のトップは自殺であるということをお話ししますと、それは交通事故などが減った

からではないか、あるいは、それだけ病気で亡くなる子どもが減ったからではないか、つまり、社会全体の状況が改善された証拠ではないかというふうに質問を受けることもあります。確かにそういう面もなくはないのですが、やはり、われわれが見過ごしてはいけないのは、子どもの自殺死亡率自体が上昇していることです。この事実はやはり、確認しておく必要があるかなと思います。

3. 統計で見る子どもたちの自殺の原因・動機

では、なぜ子どもたちの自殺、特に高校生の自殺死亡率が急上昇しているのでしょうか。なかなかデータが少なく、核心に迫ることがちょっと難しい部分がありますが、まずは警察庁の自殺統計を確認したいと思います。コロナ禍の状況がやや特殊である可能性もありますので、コロナ禍以前の2019年の小・中・高校生の自殺の原因・動機を表1に示しました。

表1 子どもたちの自殺の原因・動機（2019年）

	小学生	中学生	高校生
家庭問題	3	28	49
健康問題	0	15	51
経済・生活問題	0	0	3
勤務問題	0	0	1
男女問題	0	4	27
学校問題	6	41	110
その他	0	13	25
合計	9	101	266

出典：警察庁「令和元年中における自殺の状況」より作成

注：動機は3つまで計上しているため、動機の和と合計は一致しない。

小学生は自殺自体がそれほど多くありませんので、ちょっと分かりにくいんですけども、中学生・高校生については大体パターンは似通っています。やはり多いのは学校の問題、自分の健康の問題、それから、家庭の問題ということになります。中学生・高校生ですので、お金の問題でありますとか仕事の問題を苦にして自殺をするということはあまりないので、こういう形になるかなと思います。

もう少し詳しく見ても、それほど中学生・高校生に違いというものはありません（表は割愛）。「家庭問題」に分類される自殺で多いのは、結局のところ、親子関係の不和・トラブルということなんです。家族からのしつけ、叱責、親子関係の不和、これらが自殺の原因・動機になっている場合が多い。健康問題についても精神疾患が自殺の原因・動機として多くあげられています。

そしてもっとも自殺者数の多い学校問題です（表2）。子どもの自殺については、いじめに非常に強い関心が集まるんですけども、実は警察の統計を見る限りでは、自殺の原因・動機としていじめが挙げられているケースというのはかなり少ないです。この2019年は特に少なかったのですが、どの年を見ても10件程度であります。警察が「いじめ自殺」を把握できていないだけという見方も当然できます。ただ、その場合でも、「いじめ」と「その他」や「学友との不和」と足し合わしても、

「進路についての悩み」とか「学業不振」などよりも多くなるということはあまりないですね。学校問題にカテゴライズされる動機の多くは、「進路についての悩み」であるとか「学業不振」というものが非常に多くなっています。あと、「入試に関する悩み」ですね。そういったものが非常に多いです。

表2 「学校問題」の内訳（2019年）

	小学生	中学生	高校生
入試に関する悩み	0	5	16
その他の進路についての悩み	2	6	33
学業不振	1	9	33
教師との人間関係	0	1	3
いじめ	0	2	0
その他学友との不和	3	8	13
その他	0	10	12
合計	6	41	110

出典・注：表1と同じ。

ですから、子どもの自殺の原因・動機として統計から見えてくるのは、学業の問題とか、進路の問題、それから親子関係、そして自分の健康といったものになります。ただし注意が必要なのが、この統計はあくまで警察が調べてカテゴライズしているという点です。残念ながら、すべての警察官が自殺の専門家ではありませんので、分類がどこまで正確であるかということについては、もちろん留保が必要です。そして子どもの自殺については、動機不明の場合も、大人よりも多くなっておりまして、ですので、これはあくまでも警察の統計から表れる結果であるということは、お断りしておきたいと思えます。

なお、ちょうどこの報告の直前に、最新版の『自殺対策白書』が公開されました。コロナ禍での子どもたちの自殺の動機の分類なども確認したんですけども、細かく見るといくつか変化はありましたが、学校問題、健康問題、家庭問題、この三つが主であるというパターンには、大きな変化はありませんでした。

4. いじめと自殺

特に教育に関わってる皆さんがいらっしゃるということで、いじめについても、お話をしておこうと思います。子どもの自殺が増えているという話をすると、いじめが増えているからなのではないか、というふうな質問を受けることも多いですし、私自身もかつてはそう思っていたんですね。

例えば、文部科学省の「問題行動調査」（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）を見ますと、2010年代に入ってから、いじめの認知件数は桁違いに増えています。ただ、この「問題行動調査」は、学校側が認知しているいじめの件数をカウントしたものでして、学校側の取り組み次第で増えたり、減ったりするものだということが、専門家たちの見解です。文部科学省も同じように考えているようで、2018年にいじめの認知件数が過去最多（当時）の41万件になっ

たという報道に対して、「ささいな事案も積極的に『いじめ』とする姿勢が学校に浸透してきた」あらわれだとコメントしています（日本経済新聞「いじめ認知、最多41万件 小中高校17年度28%増」2018年10月25日）。つまり、学校側が積極的にいじめの認知をするように取り組んできたので、件数が増えてるんだというふうに見ているわけですね。

だから、実際にいじめが増えたかどうかについては、この統計からはわからないと判断したほうがよいのではないかと思います。そうすると、子どもたちの自殺増加の原因として、いじめの増加をあげることも少し難しいのかなというのが、私の印象です。

ただ、いじめ被害が自殺のリスクファクター（危険因子）であることは、さまざまな研究で実証されています。「NHK中学生・高校生の生活と意識調査」（2012年）をみると、「今学期にいじめ被害に遭った」と答えた子どものうち、なんと28.6パーセントが「自殺したいと思ったことがある」と答えています。いじめ被害に遭っていない子どもの場合、自殺したいと答えたのは4パーセントです。

このほかにも、海外の諸研究から、いじめの被害経験者は、成人した後も、精神的健康状態が悪く、自殺の危険性を高いなど、さまざまな「生きづらさ」を抱えて生きていることがわかっています。いじめ被害は、大人になった後も、深刻な影響を与え続けているわけです。したがって、いじめ対策を実施することは、自殺対策にとっても重要であることは間違いないと思います。

5. 子どもたちの自殺と経済的格差・不平等

子どもの自殺の原因として、私がいじめ以外に注目しているのが、経済的格差・不平等の問題です。大人の自殺を考える際に、経済問題に注目するのは、もう当たり前になっています。例えば働いてる人よりも働いていない人のほうが自殺しやすいことは、よく知られています。その理由の一つが経済的困窮で、こちらも納得しやすいと思います。

ただ、不思議なことに、子どもの自殺の背景にある経済問題については、あまり議論されることがなかったんですね。日本では、子どもの13.5パーセントが貧困状態（相対的貧困）にあるといわれています（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。子どもの貧困という面から見ると、日本はあまり先進国の中でも状況が良くないといわれています。そして、経済的に貧しい家の子どもは、健康状態が悪いという報告は海外でもたくさんありますし、日本でもそういう報告が出てきています。

こういったことから、家庭の経済状況と、子どもの自殺の状況の関連性は、もう少し詳しく調べる必要があるのではないかと考えています。以下では、拙稿「学校年代の子どもの自殺を読み解く」（金澤ますみほか編『学校という場の可能性を追究する11の物語』明石書店、2021年、所収）の内容を簡潔にお話します。

先ほどのNHKの調査では、中学生・高校生に対して「家の経済状況の悩み」と「自殺したいと思った経験」を尋ねています。この調査を分析したところ、「家の経済状況に悩んでいる」と答えた子どものうち、12.3パーセントの子どもは自殺したいと答えていたことがわかりました。こういった悩みがない子どもの場合では、自殺したいと考えていたのは4.5パーセントでした。住んでる地域であるとか、性別であるとか、学年であるとか、そういった様々な状況を考慮しても、家の経済状況に悩んでいる子どもは、そうでない子どもよりも、大体3倍ぐらい、自殺したいと考えやすいということがわかりました。

あくまでも「家の経済状況の悩み」という主観的な要因ではありますが、家庭の経済的な状況と、子どもの自殺との間には何らかの関連があることを疑わせる結果です。ただ残念ながら、家庭の経済状況と子どもの自殺の関係を直接的に検証できるデータは多くありません。

こういう状況ではありますが、厚生労働省の「人口動態統計」を見てみますと、5歳～14歳のデータしか公開されていないものの、世帯の種類ごとに子どもの自殺者数が示されています。それを使いまして、世帯ごとに10万世帯あたりの自殺者数を計算してみました。2019年ですと、有職世帯（保護者の誰かは働いている世帯）では、63人の子どもが自殺で亡くなっていました。これは10万世帯あたりに直すと1.1人です。これに対して、無職世帯（保護者が誰も働いていない世帯）の子どもは、14人が自殺で亡くなっています。10万世帯あたりに直すと11.4人の子どもが命を絶っているという計算になります。世帯によって自殺死亡率に10倍ぐらい差があります。当然ながら保護者が働いている世帯とそうでない世帯のあいだには、経済的に大きな格差があります。この結果は、経済的に苦しい家の子どもたちは、自殺の危険性がかなり高いことを示しているものと思われれます。

6. おわりに

最後にコロナ禍での子どもの自殺増加と、今までお話ししてきました家庭の経済状況の関連を見てみます（表3）。

表3 世帯類型別にみた5-14歳の自殺者数の変化

世帯類型	2017年-19年	2020年	変化	
	自殺者	自殺者数	自殺者数	%
有職世帯	69	90	21	30.4
無職世帯	10	19	9	83.9
不詳	17	13	-4	-23.5
合計	96	122	26	26.6

出典：厚生労働省「人口動態統計」より作成

注：2017年-19年の自殺者数は3年間の平均値である。

2017年から2019年の3年平均を見てみますと、有職世帯（保護者の誰かは働いている世帯）の子ども（5-14歳）の自殺者数は69名で、無職世帯（保護者が誰も働いていない世帯）は10名だったんです。これが2020年になりますと、有職世帯は90人、そして無職世帯は19人に自殺者数が増加しています。自殺者数の変化を見てみますと、有職世帯では30.4パーセント増加しています。これに対して無職の世帯では、実に83.9パーセントも自殺者数が増加していました。

無職世帯の自殺者数が大きいとは言えないため、あまり過大に評価することはできませんが、データで見る限りは、保護者が無職の世帯で暮らす子どもの自殺増加が著しいことがわかります。現状では5歳から14歳のデータしか公開されていないのですが、15歳から19歳のデータも手に入ったら、もっとはっきりしたことが言えるのではないかと思います。

ということで、本日のまとめですが、(1)長期的に子ども、特に高校生の自殺死亡率は上昇傾向

にありまして、コロナ禍がそれをさらに悪化させています。そして、(2) いじめ被害は自殺の重大な危険因子でありますけれども、子どもたちの自殺死亡率の上昇にどこまで影響を及ぼしているのかということは、まだまだ不明な点が多いというのが正直なところです。最後に、(3) あまり言及されていないんですけれども、家庭の経済状況が、子どもの自殺に影響を及ぼしている可能性は高いと思われます。そのため今後も注視していく必要があるというふうに考えております。

本日の趣旨から脱線した部分もあったかもしれませんが、私からの報告は以上になります。ありがとうございました。

【第2回課題研究会報告】

不登校へのさまざまな支援 －親グループと大学生ボランティア－

中 地 展 生
(帝塚山大学)

1. はじめに

帝塚山大学心理学部の中地です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。私の発表テーマは『不登校へのさまざまな支援』ということで、親へのグループ支援と、あと、本学の学生たちとやっているボランティア活動についてお話しさせていただこうと思っています。資料も提出させていただいていますが、発表スライドにしか載っていない写真や図もあるので、お気を付けて聞いていただければと思います。

自己紹介をさせていただきます。私は中地展生（なかじのぶお）といいます。公認心理師、臨床心理士の資格を持っていて、帝塚山大学にある、心のケアセンターのセンター長をしています。臨床心理学を専門にしており、不登校の、特に家族への支援に関する実践や研究を行ってきました。ただ、ここ7、8年ぐらひは、不登校だけでなくひきこもりの支援について研究したり、実践をしたりすることが多くなっています。また、カウンセリングというどうしても一対一のイメージがあるかもしれませんが、私はグループによる支援とか、コミュニティをどう支援していくかということにも興味をもっています。その中には、家族への支援も当然含まれます。

次に、心のケアセンターを少し紹介させていただきます。大学附属のセンターで臨床心理士や公認心理師の資格を持つ相談員が5名いて、内部の学生ではなくて地域の方の外来相談を受け付けています。臨床心理士と公認心理師の養成機関でもあるので、大学院生の実習指導も併せてここで行っております。コロナ禍でもアクリル板を設置して換気なんかにも気を付けながら、カウンセリングやプレイセラピーを行っています。箱庭だけをするような相談室もあります。子どもを対象としたプレイセラピー専用の大きなプレイルームと小さなプレイルームが一つずつあります。発達検査や心理検査なども実施します。大学院生の指導のために、彼らが実際にケースや検査を担当した後の振り返りを一緒に行う部屋もあります。以上が心のケアセンターの紹介になります。それでは、今日の私の発表に移りたいと思います。

二つ、大きく分けてお伝えできたらと思っていることがあります。一つ目が、私が今までやってきた不登校児の親グループ実践や研究についてです。二つ目が、帝塚山大学の学生たちと取り組んでいるボランティア活動やコミュニティ支援の活動を紹介したいと思っています。

2. 不登校児の親グループの形態と援助要因

早速、不登校児の親グループの実践と研究についてお話しさせていただきます。なぜ親をグループで支援するのかについて話をし、次に家族を一つのシステムとして見るという視点について話をしたいと思います。最後に、簡単にまとめをします。

親をグループで支援することについてですが、まず、親を支援対象にする理由について説明します。本学の心のケアセンターでもそうですが、(視聴されている)先生方もそれぞれの学校で、児童生徒や学生に対応するときに感じられることがあると思いますが、不登校やひきこもっている本人が相談室に来てくれるということは困難であることが多いです。なので、本人が来てくれれば一番ありがたいんですけど、なかなか現実的には、相談機関などに来ることが難しいという現実があります。そのため、家族の中で動くことができ、最初に支援機関につながる家族メンバー、これは日本だと母親であることが多いですが、その家族メンバーの方をしっかりと支えていくことが重要になります。これが、まずは親を支援対象にするという理由です。

次にグループ形式での支援を私は実践や研究しているのですが、グループでの支援は大きく形態が四つぐらいに分かれます。厳密に言うと、二つと二つのような形で分かれます。まず、セルフヘルプ・グループとサポート・グループという分類です。セルフヘルプ・グループというのは、完全に当事者だけで運営されて実践されるグループを指します。なので、不登校のお母さんたちだと、お母さんたち、お父さんも含めて親だけで完全に運営するようなグループはセルフヘルプ・グループに当たります。臨床的にも、アルコール依存症とか薬物依存の人たちのセルフヘルプ・グループなどはよく知られています。サポート・グループというのは、当事者だけではなくて、そこに専門家などが1名もしくは2名、関わっていくようなグループのことです。私が実践するのは、このサポート・グループになります。

また、オープン形式かクローズド形式かという分類があります。オープンというのは、例えば1年間そのグループをやる場合、メンバーの途中で入れ替わりを認めるグループです。できるだけ色々な人に入ってもらったり、自由に抜けてもらったりできるという利点があります。クローズドは、メンバーが決まったら、このメンバーでずっとやっていきますというようなグループを指します。そうすると、ぎゅっと仲良くなるというか、濃密に進展していくことができますが、逆に新しい人が入れなかったり、抜けるのをできるだけやめてもらうという条件で始めたりすることになります。それぞれのグループにメリット、デメリットがあり、使い分けることが重要です。

私の研究の一つに不登校児の親グループの効果を調べたものがあります。それをまとめたものが、スライドの③の表です。同じような子どもの不登校という悩みを持つ親御さんたちが集まったグループというのは、「安全で守られた場」だったり、「気づきや学びを得る」ことができたり、「希望が持てる」ところだったりします。そのほか、「社会に積極的にコミットメント」していけるようになる場だったりします。また、「多様な価値観に接する」とか、「愛他性」なども、私もグループをやっていて大事だなと思いました。自分の体験や自分のお話が他のお母さんの役に立ったという経験をすることで、自己効力感、自己肯定感が向上することにつながります。さらには、「情報提供」も、本当に細やかな情報とか、逆にカウンセラーが知らないような情報をお母さん同士で提供、交換したりする姿もよく見かけます。

3. 家族システムへの肯定的な影響

次に、家族システムへの肯定的な影響というのを紹介します。家族を一つのシステムとして見て、家族のあるメンバーが変化することによる波及効果を、今から説明していきます。

これは私が実際に調査をした、もう20年ぐらい前の研究になりますが、4箇所の親グループに協

力してもらい、そこに参加した19名のお母さんたちを対象にして、家族イメージ法(Family Image Test:FIT と略される亀口憲治氏により開発された心理テスト)を用いて行った調査になります。対象者には、自分も含めた家族メンバーを矢印のついた円いシールで見立ててもらって、家族の中でパワーが強いのは誰かとか、弱いのは誰かっていうのを5段階の色の濃さで表現することができます( ※実際は白色;パワーが弱い~黒色;パワーが強い、まで5段階の色の濃さから選ぶ)。さらに、それらのシールの矢印をそれぞれに関心のある方向に向けて、一辺が15センチの正方形の枠が書かれた所定の用紙に配置してもらい、家族メンバーの結び付きを実線から点線で、強いから弱いというふうに鉛筆で線を引いてもらいます。このように家族状況全体を把握することができるテストになります。あと、色の濃さを数値化もできるので、統計的な処理も可能になります。これを、①の時期は子どもが不登校を始めた頃、②の時期は親グループに入ってしばらくした頃(3ヶ月~6ヶ月程度)、③の時期は今現在のそれぞれのFITを作成してもらい、併せてインタビュー調査も行いました。

そのうちの1名の実際のFITの結果を参考にパソコンで作ってみました。不登校を始めた頃うちの家はこうでしたという状況がわかります。右上が自分で、父親(夫)が一番濃いパワーになっていて、不登校をしているのは右下の長女です。母親は、このときは本当に、不登校を子どもが始めて自分も混乱して、子育てに自信をなくし、夫に「どうしたらいい?」とおうかがいを立てるような形で過ごしていましたということ言われていました。長女のことも、理解がなかなかできないから、同じ目線には立つことができず、家族の距離が離れているという家族イメージを作られました。統計分析的にも、多くの家族で、この時期は不登校児のパワーは両親より弱いことがわかりました。

親のグループに入ってしばらくした頃の家族イメージを作ってもらおうと、こんな感じです。母親は親のグループでメンバーやファシリテーターから支えられながら、親が一方向的に自分の考えを押しつけるのではなくて、まず長女に合わせてあげることが大事だということ学んで、一生懸命、向き合おうとされるようになったと言われていました。長女もさっき(①)は5年生だったのが中1になっています。母親のパワーが薄い色から黒い色になっているのは、親グループに参加して、私は母親として、一人の女性として少し自信を取り戻すことができましたと言われていたのが印象に残っています。統計分析的にも母親のパワーが回復するというのが②の段階の特徴になります。

③現在を作ってもらおうとこんな感じで、長女は高1で通信制の高校に入って、すごく元気になって、自分の考えをどんどん言えるようになって、お互いを認められるようになってきたとのことでした。夫婦関係についても、長女の不登校をきっかけに、少しずつ子育てについて同じ方向を見て、話し合いながら生活することができるようになったけど、まだまだ夫婦関係が課題かなというふうに言われていました。統計分析的にも、子どもと父親のパワーもこの辺りになると回復をして、家族の中である程度両親間の関係も改善され、世代間の境界という形で、親世代と子ども世代に、ある程度の明確な境界線を引けるようになる家族が多いということがわかりました。

4. 個人・家族・社会システムを視野に入れた支援

他にも色々と研究をしているんですが、斎藤環先生という、ひきこもりの研究で有名な先生の模式図、モデルを使わせていただくと、健全なというか、通常のシステムは、「個人システム」と「家

族システム」と「社会システム」のそれぞれが接点をちゃんと持っているシステムといわれています。ひきこもったり不登校の子どもがいるシステムは、それぞれのシステムが乖離していたり、バラバラになっていたりする可能性があります。

個人（システム）は家族（システム）の中の悪循環でいろんなプレッシャーを家族から受けたりする。家族のほうも世間体とかを気にして、社会（システム）とかコミュニティからひきこもってしまうということがあると思います。親のグループに親が参加するということは、まず家族が社会とつながるという意味があります。これは、いきなり個人（本人）と社会がつながるのは難しいですが、家族が社会、相談機関とつながり、家族全体への支援の大きな一歩になります。

家族システムの中には、子どもの不登校やひきこもりの場合に、色々な悪循環があるとされています。不安のあまり母親が過剰反応となってしまう、それが子どもの不安、焦りに影響を与えて、子どものひきこもりがより深刻になり、それを見て母親がさらに不安になって、プレッシャー、過剰反応をするというような形です。親グループに参加すると、ここの悪循環の一部分である母親の気持ちが安定することで、本人へのプレッシャーが少し減ったりして、ゆっくり家の中で子どもが過ごすことができることが可能になってきて、家族全体の改善、変化につながっていくと考えられます。

『家族のゆらぎから変化へ』というふうには書きましたが、時期①、時期②、時期③という、先ほどのFITのときにインタビュー調査も一緒にしていますが、まだ時期①の辺りは家族の結び付きは弱くて、夫婦の関係も不安定であることが多いです。時期②は母親のパワーが回復するけど夫婦間の結び付きは弱いままで、夫に対して、親のグループで元気になっていく中で、自分の意見を言えるようになってきたというような状況を語られていました。時期③は、不登校をきっかけにして、やっと夫婦で同じ方向を向いてきたというようなことを言われていました。なので、時期①や時期②は家族の中の悪循環みたいなのがやはり存在すると考えられます。

でも、バイトソンという、家族療法で有名な研究者は「家族システムに生じる『ゆらぎ』を繰り返す『波打つような動き』を家族システムの変化の種を宿しながらも試行錯誤を続けている状態」と説明しています。なので、この悪循環というのも、一つの家族システムの「ゆらぎ」だと捉えようと、ここに変化の可能性というのか、変化の種を宿すっていうような形で、母親が親グループに参加したことが家族システムのゆらぎから変化のきっかけになるのではないかと考えることができます。

ただ、課題も色々あります。相談機関に来られない親御さんとか家族へどのようなアプローチが必要かについて考える必要があります。あと、色々な親グループも世の中にはあって、偏った考えとか信念のグループも社会にはあります。ある一時期すごく「偏っている」ことが親の気持ちの安定につながることもあるんですが、長い支援を考えていくと、できるだけバランスよく（「語り」が「偏り」にならないように）お互いが語ることができるグループがいいと思います。

あと、「家族主義」への反省的視点を持つというのは、家族の研究をしていてなんなんですけど必要なことです。なんでも家族のせいにしてしまうと、変われる家族はいいですが、家族だけが全ての要因で、家族が必ず変わらないといけないうのもプレッシャーです。社会の側とか学校とか、あるいは本人なのかもしれないし、いろんなところの援助とかも考えながら、家族だけに全部を押し付けないような反省的な視点も大事です。

5. 大学生ボランティアの学校支援活動

最後に視点を変えて、私が大学の学生たちとやっているボランティア活動を紹介したいと思います。帝塚山大学のある奈良県は面白い取り組みをしていて、県内の大学生がさまざまな政策提言を県に出して、各大学が公開コンペで競い合っていて、いい取り組みには優秀賞とか最優秀賞を出して、事業化するというをしています。「県内大学生が創る奈良の未来事業」と言います。

そこで平成 27 年度に私のゼミ生だった大学院生が「不登校の子どもたちに大学生ができること」という提案をして、優秀賞を獲得し実際に 3 年間継続した取り組みを紹介します。はじめに、この取り組みを提案することになった背景ですが、当時の奈良県の不登校の現状をまとめて、やはり全国平均より不登校の数が多いとか、現場の先生たちは学生ボランティアを必要だと言っていますというようなことをもとに、この大学生ボランティアをうまく活用して不登校の数を減らす必要があるということを指摘しました。

取り組みの目的としては、奈良県内において、「大学生ボランティアの力を有効に使って、不登校の数を減らしたい」とか、「大学生ボランティアの活動を支援する体制を地域に創りたい」ということになります。活動内容は心理学を学んだ大学生ボランティアの効果的な活用ですが、それに加えて、自分たちも成長していきたいということも含まれています。なので、定期的に研修会などを開いたりして学校現場で活動するボランティアに必要なスキルや心理学的な知識も高めていくことを目指します。あとは小学校現場、中学校現場と大学生とをうまくつなぐような「マッチングコーディネーター」を奈良県教育委員会に配置するとか、活動をシンポジウムで発表していくとかいうようなことが活動内容となります。

大学生たちは小学校、中学校に行き、子どもたちの話し相手をしたり、別室登校の支援をしたりするというような活動を行うこととなります。子ども達に寄り添う姿勢を大事にして、年が近い話しやすいお兄さんとかお姉さんに相談しようかな、教えてもらおうかなというような感じで子どもたちに関わってもらいます。大学生がそういう学校に行くことで、いろんな効果が期待できるかなと思います。なかなか学校の先生も忙しいので、友達同士の横の関係でもないし、先生と生徒という縦の関係でもない、「斜めの関係」で大学生たちが、教室になじめないとか、子どもたちに関わっていくってというようなことをやっていこうというのが期待される効果になります。

実際の活動は平成 28 年度の 4 月からスタートしました。平成 28 年度は小学校だけだったのですが、他大学の学生さんにも参加してもらいながら少しずつ人数も増えて 25 校に延べ 33 名が活動してくれました。平成 29 年度には中学校にも来て欲しいという声がかかって、小学校と中学校に約 60 名の学生がボランティアに行ってくれました。平成 30 年度には対象となる地域もさらに広がり、結局、3 年間で小・中学校延べ 121 校にボランティア延べ 146 名が活動してくれました。

学生からも「すごくやりがいを感じる」や「生きた学びをさせてもらってありがたい」などの感想がありました。学校側も「子どもの発達について勉強している学生に来てもらって助かっている」など好評でした。課題としては、地域がまだまだ偏っていたり、学生の安定した確保であったり、他大学の学生との交流などがあります。3 年間モデル事業としてやったので、その後は奈良県内の各自治体レベルでこのノウハウを活かして支援を継続して行っています。

これが平成 27 年に学生たちとやった取り組みの概要ですが、今年度（令和 4 年度）にもこの未来事業への政策提言に挑戦しました。今回は、「子どもたちの心の健康をサポートする～心理教育アプ

ローチの活用～」というテーマです。内容としては、ストレスマネジメント教育、アサーショントレーニング、構成的グループ・エンカウンターなどを大学生たちが学校現場でやって、子どもたちの心の健康をサポートしていくというものです。具体的には、いじめの予防や、不登校の予防にそういうグループワークを用いて関わっていくことを目指します。この取り組みは、念願の最優秀賞に選ばれました。今、来年度への事業化に向けて県の担当部署や教育委員会と打ち合わせをしています。来年度はこういうグループでのコミュニティ支援を学生たちとやっていこうかなと考えています。

私の発表は以上になります。ご清聴ありがとうございました。

【第2回課題研究会報告】

実務家教員としての生徒・進路指導論

—学級経営模擬体験と事例研究—

山下 恭
(神戸学院大学)

1. はじめに

教育現場での生徒指導・進路指導は、社会の変化に伴い年々複雑化した指導困難な状況が生まれている。急速に変化する生活環境の中で、新しい生徒指導の指針を示すべく、文部科学省は「生徒指導提要」(平成22年3月)の改訂に踏み切った。大学での「生徒・進路指導論」の講座もこのような社会情勢を視野に入れたものになっていかなければならないだろう。

こうした課題を踏まえて実務家教員として、担当している「生徒・進路指導論」の概要とその実践内容について紹介する。「生徒・進路指導論」は教育現場の経験が最も反映され、活用できる専門科目である。報告についてまず講座の全体像を示し、その上で具体的な事例研究の内容を中心に紹介したい。筆者は神戸市立中学校に8年、兵庫県の県立高等学校に33年勤務し、大学教育に13年間携わっている実務家教員である。

2. 講座の全体像

(1) 講座の目標

生徒・進路指導論の講座で学生に求めるものは次の3点である。

- ①生徒への観察力・指導時の感性をみがき、生徒指導力の資質向上をはかる
- ②学級経営の模擬体験をさせる
- ③生徒指導・進路指導の基礎知識を学ぶ

(2) 講座履修学生の特徴

講座の履修者は中学校・高等学校国語科、中学校社会科・高等学校地理歴史科・公民科の免許取得のいずれかを目指す人文学部および経済学部の学生、福祉科の免許取得を目指す総合リハビリテーション学部の学生たちである。令和4年度は2年次生中心の33名が受講した。

(3) 授業構成

全15回の講義のうち、10回を生徒指導論、5回を進路指導論に配分し、以下の計画に従って授業をおこなった。

○導入：前時の振り返りと本時の内容の紹介

導入として、前時の振り返りをおこなった。具体的には授業最後に提出させる出席カードに感想・意見・質問などを自由に書かせたもののうち、数人分の感想を紹介し、質問に回答した。また前時の振り返りをおこなった上で、本時の講義内容を紹介した。前回の講義内容の確認と本時の内容との関連性を指摘し、かつ前回欠席した学生が本時の講義内容に自然に入れるようにするための時間とした。

○展開：授業内容

展開部分、即ち授業の中心は三部構成で実施し、1 回ごとの完結ではなく、講義全体を通してそれを次のようにシリーズ化した。

ア. シリーズⅠ「わたしの体験から」(事例研究)

教育現場体験に基づいた事例を紹介し、その事例について学生へ意見を求め、問題点を明らかにし、一緒に解決法を考えるという視点で講義をおこなった。講座の目標①「生徒への観察力・指導時の感性をみがき、生徒指導力の資質向上をはかる」を達成するためのものである。具体的には以下の内容で講話をおこなった。

- ・生徒指導とは ・望ましい生徒・保護者との距離感 ・忘れ物指導と体罰 ・LGBTQ の中学生
- ・大規模災害時の危機管理 ・知的障がいのある生徒の授業参加 ・自殺志願の生徒への指導
- ・不登校生徒宅への家庭訪問 ・いじめと集団暴行事件 ・ヤングケアラー生徒への進路指導
- ・学校間抗争と生徒会指導 ・在日韓国人生徒の進路問題 ・推薦入試と面接指導 ・最近の生徒指導の難しさ

講話の時間は約 20 分、意見交換のあと、学生は出席カードに質問を書き、翌週その疑問に回答するという形でフィードバックした。

イ. シリーズⅡ 学級経営実践記録 宮口タマエ著『しっかりしてやせんせ！のぶお君のいる学級』(径書房)を読み感想を書く

小学校の学級経営の実践記録を精読させ感想文を書くという形式で授業を進めた。実践記録は 1980 年代の小学校が舞台なので、現代の教育現場とはかなり時代背景が違うが、学級経営上の諸問題が浮き彫りにされており、講座の目標②「学級経営の模擬体験をさせる」のにふさわしい教材である。内容は、いじめ問題・在日韓国・朝鮮人の差別問題・教科指導・評価・保護者対応・地域社会連携・学級会の役割・中学校への進路問題・卒業時の風景・基礎学級・養護学校（特別支援学校）との交流会、知的障害・情緒障害児童への対応など多岐にわたっている。この本はテーマごとに 14 章に分かれている。1 章ごとに精読させ、毎時間その感想を書かせるという方法をとった。提出された感想文のうち 4～6 編を次の講義で紹介し、コメントを加えるという形でフィードバックを試み、さらに次の章へとつなげた。そして最終回は「宮口タマエ先生に手紙を書こう」という形式で、読後感を文章で表現するように指導した。

ウ. シリーズⅢ 生徒指導の理論と実践・進路指導の理論と実践

筆者作成のテキストでの講義をおこなった。テキストは「生徒指導の理論と実践編」と「進路指導の理論と実践編」の 2 つあり、両者とも学級担任になったらという前提で学級の中で起こりうる諸問題を紹介し、その対処法を考えるさせる内容である。講座の目標③「生徒指導・進路指導の基礎知識を学ぶ」を達成するためのものである。「生徒指導の理論と実践編」では担任と生徒とのパワーバランス論、学級開きとその準備、教室の環境づくり、生徒面談の方法、家庭訪問の目的と留意事項、長欠生徒への対応、問題行動を起こす生徒とその指導などを取り上げている。また「進路指導の理論と実践編」では中学校と高等学校の校種別にテキストを作成した。中学校編ではキャリア教育の実践とねらい、三者面談への対応、学力向上と進路の決定、調査書の作成などをテーマに進路指導の内容を担任業務の観点から構成した。また高等学校編では、文系理系のコース選択、就職・公務員試験の面接技能、推薦入試の面接対策、キャリア教育の内容とその実践方法などを中心に内

容を構成した。随時文部科学省編の「生徒指導提要」文部科学省「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）などから資料を提示し、補助教材とした。

○まとめ 出席カードの記入（本日の授業への感想・意見・質問）

本時の講義でおこなった内容を簡単に口頭で整理し、そのあとで出席カードを配布し、カードの感想欄に、意見や質問事項などを書くように指示した。質問については翌週に質問内容を公開し、その回答をした。

（4）受講生の観点別評価

受講生の評価については、以下の観点から総合的におこなった。

【意欲・関心】

毎回提出の宮口タマエ著『しっかりしてやせんせ！のぶお君のいる学級』の感想文及び出席カード記載の授業感想・意見・質問から本講座への意欲と関心度をはかった。また小中学校の教師が学級経営の一環として発行する「学級通信」の作成課題を出し、教師の模擬体験をさせることで意欲・関心度を高めるといった方法をとった。

【主体的に学習に取り組む態度】

本学の教職教育サポート室には教職経験豊かな指導員が日替わりで常駐している。学生自らサポート室へ足を運び、2人以上の指導員へのインタビューをした上で、その成果をレポートに活かす形式の課題を設定した。令和4年度は「授業中に進行を妨害する生徒の指導はどうすべきか」という課題を課した。このレポートをきっかけに多くの学生がサポート室を訪れるようになり予想以上の成果がでた。また指導員にも好評であった。

【知識・理解・表現】

定期考査では、学級担任や部活動顧問などの立場で、生徒にどのように接するのかを問う論述式の問題を課した。生徒指導・進路指導上の事例をあげて、その問題の解決方法を文章で表現することができるかを問うものであった。

（5）授業評価（学生へのアンケート調査より）

講座の最終日に、学生へこれまでの授業で取り扱った内容の一覧を示し、個々の内容についてアンケートを実施した。前時の振り返り・シリーズ化した3つの分野・課題レポート・自分自身の授業への取り組みを中心に5段階で評価をおこなうように指示した。このアンケート結果を次年度の講座改善につなげるものと位置づけている。

（6）受講生からの相談

本講座でいろいろな事例を提示しその解決法を紹介したところ、授業の終了時に教室に居残って、こころの悩みを相談に来る学生が出てきた。進路の悩みや部活動での人間関係、同和地区出身者としての辛い気持ちを打ち明ける学生もいた。こうした事実はこの講座が実際の学生指導に直結していることを示している。「生徒・進路指導論」の講座は、まさに受講生にとって人生の指針を示す指導論にもなっており、その意味で生きた講座であると痛感している。

3. 授業内容

この章ではシリーズ化した3つの内容について詳しく論述する。

（1）【シリーズⅠ】「わたしの体験から」

講座では中学校・高等学校の教育に携わった経験から、中学校7例、高等学校7例の合計14の事例をピックアップし、学生に話した。その14回の講話をまとめたのが表1である。なお紙面の関係から、細かい内容と解決法については省略し全体像のみ記した。

表1 講話「わたしの体験から」の全体像

	講話題目	内 容	視点	学生コメント
1	「はじめての生徒指導」(中学)	授業中に妊娠中の教師の腹を蹴った生徒Aがいた。蹴られた先生は救急車で病院に運ばれた。正義感に駆られて別の生徒Bが蹴った生徒Aを制止し、殴った。蹴った生徒は外国籍の生徒で情緒障害があった。生徒Aの親が学校に怒鳴り込んできた。学年主任は生徒Bの指導をするようにと私に依頼した。	生徒指導って何? どうしたらいいのか、戸惑う私。みなさんなら生徒Bの指導はどうしますか。	ただ殴った生徒の指導ではなく、理由があって行動した生徒への指導はまずどこから指導すべきかの判断を問われる難しさがある。
2	「はじめてのプレゼント」(中学)	新任で赴任した中学校。めんどくさがり屋の私は空の牛乳瓶を鉛筆立てに使用していた。ある日女生徒がやってきた。牛乳瓶を指さし、鉛筆立てのプレゼントを差し出した。もらっていいのだろうか。	生徒・保護者への対応はどうすべきか。生徒・保護者との距離の置き方。	バレンタインの時、生徒からチョコなどをもらったときどうしていましたか。
3	「学年主任に叱られた」(中学)	忘れ物をした生徒に注意喚起のために出席簿で軽く頭を叩いた私は、学年主任の先生から厳しい指導を受けた。忘れ物を自ら申し出た生徒を叩く必要があったのか。なぜ物で叩いた。頭に障害のある生徒がいたらどうする。考えた上での指導か。	忘れ物をする生徒、その指導のあり方。体罰は絶対に認められない学校現場。	学年主任に叱られたという話は、自分が先生になった時にも気をつけなければいけないなと思いました。叱り方は難しい。
4	「からだは男子(女子)、こころは女子(男子)の生徒」(中学)	母親のブラジャーを重ね着し、上半身裸で早朝から運動場を自転車でグルグル走り回る生徒。異常な行動をする生徒の気持ちを聴いてみた。「ぼくはどうしても自分の気持ちを抑えられない」という男子中学生の言葉に、何も言えなかった。	性同一性障害の生徒の気持ち。文科省の現在の対応は?	大学へ入学した目的を再確認できました。LGBTQ+に関して、自分の親は理解があり、自分自身も特に違和感というものを感ぜずに生きてきました。
5	「阪神淡路大震災と修学旅行」(高校)	修学旅行中に2回地震に遭遇した。1回目は九州から帰る帰路、新幹線乗車中。2回目は阪神淡路大震災。テレビの映像を見て、不安で混乱する生徒たち。引率の先生の家族も被災した。JRが不通になり帰路が絶たれた。先生方のとった行動は?	大規模災害発生時の危機管理の事例。信州のスキー場から神戸に帰るにはどうしたらよいか。	緊急事態が発生した時の対応がとても重要になることがわかりました。生徒のケアや危機管理能力の重要性がわかった。

6	「なーっ、オックん。小さいけどおいしいケーキと大きいけどあまりおいしくないケーキ、どっちが欲しい？」(中学)	アルファベットが4文字しか書けない生徒オックん。オックんを英語の授業に参加させる方法はないか考えた。ケーキの絵を描いて尋ねた。授業参観に来ていた母親は、息子が授業に参加できていることをとても喜んだ。	知的障害のある生徒の授業参加の事例。授業に参加できることの大切さを知って欲しい。	授業に参加してもらおうという工夫が素敵でした。その根幹には思いやりのころがあったのだろうと思います。
7	「先生たすけてください。生きていけないー精神的に不安定な生徒の訴えー」(高校)	クラスになじめずに、孤立してうつ状態になった生徒A。やがて死にたいと4階渡り廊下から身を乗り出した。精神的に追い込まれていく生徒。指導法を話し合う学年団。しかしその背景には父親との好ましからざる関係が潜んでいた。	自殺志願。カウンセリング、専門医との協力。クラス環境。家族環境、友人関係。学級経営の難しさ。	Aさんの作文を聴いて辛さがひしひしと伝わった。原因が親子関係にあると知って驚いた。
8	「校門指導で5年ぶりに会った女子生徒ー先生あの時はごめんねー」(高校)	中一の時に不登校になり、林間学校の野外活動を欠席した生徒。担任の私は、何度も家庭訪問を行い、一緒に行こうと説得したが、彼女は拒んだ。私は5年後高校へ転属となっていた。4月の校門指導時にその生徒(高3)とばったり出会った。生徒は涙を流し謝った。	不登校生徒への指導。家庭訪問のあり方。不登校生徒の心情を考える。	子どもは昔の自分のわがままから先生を困らせてしまったことなど、自分自身に真剣に向き合い、対応してくれる先生についてはよく覚えているのだと実感した。
9	「娘に指一本でも触れてみる！警察に被害届を出すーお父さんは目に涙を溜めて言い放ったー」(中学)	夏休みも終わるころ、担任している女生徒と父親が職員室に私を訪ねてきた。生徒の顔は腫れあがっていた。遊び仲間3人に集団暴行されたというのだ。お父さんにすぐに医者に連れて行って、できれば診断書をとってください。と指示し、加害者の生徒3名のクラス担任と善後策を話し合い、この案件は徹底的に指導し、いじめを根絶しようとした。	被害者と加害者の具体的指導例。保護者対応と同僚教師との協力。文部科学省「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)の紹介。	話を聴いて、いじめは徹底的に対処しなければならないことを学びました。いじめの事実を確認したら、すぐにいじめ対応チームを作り、迅速に対応する必要があることを学びました。
10	「家庭の事情で就職を希望する女子高校生の進路指導」(高校)	生活保護家庭に育ちヤングケアラーの女生徒の進路指導例。病気の母に代わって世話をしていた祖母の死。弟と妹の弁当を作り、洗濯をしながら高校へ通う女生徒。当時進路指導部長だった私は、公務員の採用試験受験を勧めた。障がい者施設へのボランティア活動を通じて人間力を高め国家公務員試験に合格した事例。	ヤングケアラー、面接指導。障がい者施設でのボランティア活動、公務員採用試験の具体的指導方法。	生活保護の母子家庭の話聴き、私も全く同じ状況であったため心苦しくなった。進学したいという気持ちもあったと思うのに、本当に大変だっただろう。

11	「中学校間で乱闘事件が発生－生徒会のとった行動－」(中学)	生徒会執行部への生徒指導の実例。生徒会執行部へのリーダー指導を行っていた矢先、学校間抗争が発生。隣の中学校と乱闘事件を起こし、多くの生徒が補導された。生徒会執行部自ら学年集会をさせていただきと直訴。執行部の生徒たちは3年の生徒に「しっかりしろ」と訴えた。	生徒会の役割とは何か。リーダーの育成方法。生徒会は民主主義社会の縮図。	乱闘事件があった際に、生徒会執行部の子どもたちが学年集会を自ら開くといった行動をとったことから、学校をまとめる意識がとて高いと思った。
12	「在日韓国人生徒の進路問題－K子さんの夢－」(高校)	在日韓国3世、生活保護家庭で育った女生徒K子の夢は保育士(保育士)になること。彼女の夢は差別の壁に阻まれ実現できなかった。進学・就職・結婚・震災多くの試練を乗り越えて強く生きていく姿を紹介した。	在日韓国3世の進路問題。就職差別の現状。人権問題の事例。法の下の平等とは何か。	本人がいくら努力をしても超えることができないのが、差別であることを学んだ。生徒のために尽力できる教師を目指したい。
13	「大学推薦入試を受ける生徒への面接指導法」(高校)	生徒の長所を活かす面接指導の事例の紹介。①中国語会話のできる在日外国人の生徒への進路指導②保育士を希望する朗読の得意な放送部所属生徒の面接指導例。	日ごろからの観察を通じて、生徒の得意分野を見つけアドバイスできる力が進路指導に必要。	「私には得意なことがない」という生徒に「君は中国語が得意じゃないか」とぼっと言えた先生はすごいと感じた。
14	「最近の生徒指導の難しさ－SNSを利用した犯罪・誹謗中傷に巻き込まれる生徒たち－」(高校)	① 学校の裏サイトを開設し、特定の生徒や先生の悪口を言い合う場が発見された。私の担任する生徒が誹謗中傷されていた。「〇組の窓際から3列目、前から2番目に座ってる子、気持ち悪いと思わん？」それを知った私の行動は？ ② 悪口を言われていると疑念を持った生徒が、友達の携帯の記録を盗み見し、友人宅のPCに不正アクセスした事例。	SNS匿名性を利用した特定生徒への誹謗中傷例と不正アクセスの事例を紹介。被害者にも加害者にもなりうる危うい社会に生きている私たち。	SNS利用の犯罪は年々悪質になっており、それに生徒がまきこまれないよう学校全体で注意していく必要があると思います。被害者にならないことも大事ですが、加害者にならないように指導していかなければならないことがわかります。

上記の内容で、どの講話がもっとも印象に残ったかという問いに、学生は次のものを選んだ。

- ① 「在日韓国人生徒の進路問題－K子さんの夢－」
 - ② 「先生たすけてください。生きていけない－精神的に不安定な生徒の訴え－」
 - ③ 「娘に指一本でも触れてみる！警察に被害届を出す－お父さんは目に涙を溜めて言い放った－」
- ①②は高等学校、③は中学校で実際に体験したものである。この3つの講話に共通するものは命の大切さ、人の尊厳についてである。学生たちに強烈な印象が残ったものと考えられる。
- (2)【シリーズⅡ】教材『しっかりしてや、せんせ！ のぶおくんがいる学級』の内容とその取扱い
著者宮口タマエ氏は西宮市の小学校教諭として数多くの教育実践をおこなった。宮口氏の学級経

営の取り組みの中に多くの学ぶべきものが詰まっている。学生たちに自分が担任だったらどうするのかという立場でこの本を読んでほしいと呼びかけた。教材として使用した『しっかりしてや、せんせ！のぶお君のいる学級』には、問題行動を繰り返す「のぶおくん」の指導に焦点をあて、小学校高学年の学級づくりに取り組む担任の姿とそれに応えようとする子どもたちの姿が生き生きと描写されている。この本はクラスの子どもたちはもちろんのこと、保護者や地域の人々を巻き込んで、いじめ問題や在日外国人問題、特別支援教育問題など難しい問題に真正面から取り組んでいった一担任の2年間の記録である。シリーズ最終回に「拝啓宮口タマエ先生」という題で手紙形式での感想を書くように指示した。感想文の一例を紹介する。

「拝啓宮口タマエ先生 私は宮口先生の学級づくりの実践記録を読んで、指導の難しさや楽しさを学ぶことができました。宮口先生は次々と起こる大きな問題に対して、子どもを見捨てることなく、自分なりのやり方で、また誰かに文句を言われようと、子どものことを一番考えて働きかけるような本当に熱心な先生であったことが理解できました。教師になると、いろいろな問題を抱えた児童・生徒と必ず直面し、思い悩むと思います。しかしその時は、宮口先生のように、クラスの問題であっても学校全体・地域全体の問題として捉え、みんな一人ひとりが自分の問題と認識して解決方法を考えていくといった、様々な人たちを巻き込んで全体を良くしていけるようにしたいと思いました。そして生徒一人ひとりに時間をかけてかかわり、問題を抱えている子どもがいても、その子がクラスで参加していける環境づくりをすることが大切だとわかりました。このようなことから宮口先生の熱心さ、手厚い指導、一度決めたことは必ずやり遂げるといふ思いに心を打たれ、この実践記録を、これから教師を目指す中、参考にさせていただきます。このような為になる記録を読ませていただきありがとうございます。」(人文学部2年次生)

以上のような感想文を書く学生が多数みられた。学生の承諾をもらい、宮口先生の親族の方にお送りしたところ、すぐに返事をいただいた。「亡くなったタマエの著書に息を吹き込んでくださったことに感謝します。」(夫の宮口潔氏より返事)とのことであった。

学生には学級経営の実践記録を読むことを通じて、児童・生徒の指導法のみならず、子どもたちを一人の人間として大切に、真剣に向き合った宮口タマエ先生の強いところが伝わってくれたものと信じたい。

(3)【シリーズⅢ】生徒指導の実践理論・進路指導の実践理論

筆者が経験し取り組んだ生徒指導や進路指導の実践記録を教材として編集し、それを講義形式の中でテキストとして使用した。

ア. 生徒指導の実践理論

テキストは「あなたは大学を卒業し、新任の教師として中学校に赴任しました。」で始まるストーリー性を持った内容である。授業では日々の教師の仕事とともに日常の中で起こりうる問題を提示し、その具体的な対処法を考えるという形で進めた。「掃除をさぼった生徒がいます。担任としてどう対応しますか」「掲示板に特定の生徒を中傷するビラが貼られていました。どう指導しますか」「泳げない生徒が拒んだにもかかわらず水泳大会50m自由形の選手に選ばれました。それ以来生徒が欠席するようになりました。保護者から苦情が来ました。どう対応しますか」「クラス内で盗難が発生しました。被害に遭った生徒の保護者から指導についてクレームが来ました。どうしますか」などのように具体的な事例を出して対処法を考えさせた。授業では独自の教材にプラスして随時文部科

学省「生徒指導提要」、同「いじめ対策防止推進法」などの資料を使い内容の充実をはかった。

イ. 進路指導の実践理論

「あなたは、クラスの担任として生徒の進路指導をしなければなりません。」という形で始まる進路指導に関する教材を筆者自身が作成し、授業で使用した。内容の一部を紹介する。中学校編では「将来の夢」「なりたい職業」などのテーマを設定し、自分の将来を考え、自分自身を見つめさせる作文を課すことや2年生のトライやるウィークでの職場体験をキャリア教育の中心に置くこと、日々の学習指導で学力をつけさせて、学期末の三者面談で、志望校を徐々に絞っていく進路決定の手順を示す構成内容である。テキストを使い、進路指導は夢を実現するためのものであり、絶望感を与えるのではなく希望を与えるものでなければならないという基本原則の下で、担任は生徒や保護者にどう対処すべきかを講義した。高等学校編では、卒業までを見据えたキャリア教育の実施、理系・文系の選択、進路面談の方法、就職か進学かの選択、民間企業への就職か公務員試験の受験かの選択、専門学校・短期大学・4年制大学など特徴と入試に関するものや、選抜方法などの手順を示した。情報提供とともに大切なのは将来に向けてどのように学校（担任が）援助していくのかという具体策である。講義の中では面接指導を取り上げ、実際の就活や推薦入試での対応の仕方について具体例を示しポイントをつかませた。

このシリーズⅢの授業では出席カードの感想欄に質問などを書いてもらい次週に回答をするという方法をとった。

4. おわりに

「生徒指導・進路指導論」の講座評価を学生にアンケート（対象33名）に答えるという形で求めた。講義内容（①～⑥）、課題（⑦⑧）、学生自身の取り組み（⑨～⑪）を以下の5段階で評価あるいは自由記述するように指示した。

5非常に役に立った 4役に立った 3普通 2あまり役に立ったとは思えない 1役に立ったとは思えない

アンケートでの評価と学生のコメントまとめたのが表2である。

表2 「生徒指導・進路指導」の学生評価

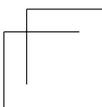
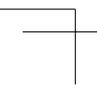
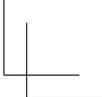
	講座での実施内容	評価	学生のコメント（短評）
①	前時の振り返り	4.33/5	・授業のつながりが分かりました。自分の振り返りが読まれていると嬉しく思いました
②	シリーズⅠ 講話「わたしの体験から」1～14の講話内容への評価	4.67/5	・在日韓国人生徒の進路問題が印象に残っています。「せめて面接をしてほしかった」という言葉や園長に努力を見てもらえない姿が心痛かったです。
③	シリーズⅡ 学級経営実践記録を読む。教材宮口タマエ著『しっかりしてやせんせ！のぶお君のいる学級』	4.66/5	・のぶお君とクラスの生徒が成長する場面を見てわたしも宮口先生のようになりたと思いました。 ・自分がこのクラスを担当していたならばどのように対応するだろうか」と考えながら読みました。
④	シリーズⅢ テキスト「生徒指導の理論と実践」	4.56/5	・テキストには学級を築いていくのに必要なことが詰まっています。持っていれば担任業務が務まりそうだ。 ・家庭訪問の部分が最も役に立ちました。

⑤	シリーズⅢ テキスト「進路指導の理論と実践」	4.69/5	・三者面談の進路指導について、生徒に対しても保護者に対しても絶望感を与えてはいけないということがとても印象に残った。
⑥	出席カードへの感想・質問・意見と授業の振り返りを記入	4.26/5	・毎時間学んだことを頭の中で整理し、アウトプットでできることはとても良かった。
⑦	課題1「学級通信をつくろう」 学級経営の一環として体験する	4.32/5	・学級通信を作ってみることで先生がどのような気持ちで作成していたのかがわかりました。
⑧	課題2「サポート室指導員へのインタビューとレポート作成」	4.39/5	・実際に教員をされていた方からお話を聴くことで教員になることへのモチベーションが高まった。
⑨	あなたは興味をもって授業に取り組むことができましたか	4.45/5	・毎回の授業にのめりこみ楽しかった ・毎回実際に体験し、どのような対応をされたのかを知ることができ、他の教科と比べて積極的に取り組むことができた。
⑩	あなたの教職への意欲は以前より高まりましたか	4.06/5	・具体的に教師になったあとを想像できるようになった。教師になりたいと思う。 ・いろいろな生徒の将来に関わることができ、生徒だけでなく自分自身への成長にもつなげられるやりがいのある仕事だと思った。
⑪	授業への要望・自身の反省点	自由記述	・もっと授業を聴きたかった ・自身の反省点として自分の意見を振り返った時に感情的になっていて、論理性がなかったことです。

学生のアンケートは記名での実施であったため、評価を気にして記述したものも散見された。そうした点も考慮しながらアンケート結果を分析する必要がある。しかし概ね講座の内容は好意的に受け入れられたと判断している。5点満点で評価を数字で可視化することで、学生の講義内容への興味・関心度をはかることができた。今後の講座の改善に役立てたいと思う。

参考文献

- ・宮口タマエ『しっかりしてやせんせ！のぶお君のいる学級』（径書房、1984年2月）
- ・文部科学省「生徒指導提要」（教育図書、平成22年3月）
- ・文部科学省「生徒指導提要（改訂版）」（学事出版、令和5年3月）
- ・文部科学省「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）



実務家教員としての生徒・進路指導論

—ナラティブ教材を協同学習で—

小 寄 麻 由
(神戸学院大学)

1. はじめに

本学はキャンパスが2か所あり、それぞれに複数の科目の教職課程を設定しているため、3名の教員が「生徒・進路指導論」を開講している。小寄は神戸学院大学ポートアイランドキャンパス(KPC1)で前期15回の「生徒・進路指導論」を担当しており、中学校社会、高校地歴、高校公民、中高英語の免許取得を目指す学生に指導している。人数は年度によって増減があり、20名程度の年もあれば40名近い年度もある。

小寄は、国公立中学校、国立中等教育学校で20年以上、国語科教員として現場経験のある実務家教員である。実務家教員が大学の教壇に立つ時、大学の授業用テキストにある事例に頼らず、もっと現場のリアリティを授業に取り込みたいと思うのではないかと。私もそう考えた時、自分自身や元教員であった本学教職教育サポート室指導員の「語り」や実話に基づく「新聞記事」など、ナラティブな教材の力を信じ授業で活用する、という発想に至った。実務家教員としての経験を生かし、学生にとって有効と思われる「生徒・進路指導論」の教材設定や授業展開を報告する。

2. ナラティブ教材を協同学習で使用する

(1) ナラティブとは

ナラティブは、1960年代頃からフランスの文芸理論上で、ストーリーとは異なる物語を示す概念として登場した。野口裕二によればナラティブは「出来事や経験の具体性や個性性を重要な契機にしてそれらを順序立てることで成り立つ言明の一形式」とある。社会構成主義の考え方に基いており、物ごとに対する私たち個々人の解釈はそれまでのバックグラウンドなどが反映されるとする。野口は臨床心理学の領域などでこれを活用し、カウンセリングの一方法としてナラティブアプローチを実践した。

ナラティブアプローチでは、クライアントが思い込んでいる物語をドミナントストーリーと呼び、カウンセラー、ファシリテーターが関わることで、クライアントはこのドミナントストーリーを別の角度からとらえ直し、オルタナティブストーリーという形に置き換えていく。この考え方を生徒・進路指導論の授業展開に生かせないかと考えた。

生徒指導や進路指導のテキストに掲載されている事例から生徒・進路指導の方法について考察することは大学の授業でよく行われている方法であるが、実際の学校現場では、様々な問題が複雑に絡まって問題行動が起こるものである。つまり問題行動の背景、前後の流れ、それまでの生徒や保護者の思いを理解しなければ、本当に目の前の問題を理解できたとはならない。そのような感覚を養うためにはナラティブな教材を生かした授業が有効なのではないだろうか。

(2) 協同学習とは

協同学習とは、小集団を活用した教育方法であり、そこでは生徒達が一緒に学習に取り組むことによって自分の力と互いの力を最大限に高めようとするものである。しかし、ただグループに分けて学習させるだけでは、協同学習とは言えない。学習者を小集団に分け、その集団内の互恵的な相互依存関係を基に、協同的な学習活動を生起させる技法が協同学習である。私の授業では、協同学習の理論に基づき「リテラチャーサークル」という方法で小説の読書会を行っている。またレポート発表をジグソー法で行っている。いかに魅力的なナラティブ教材を並べても、個々人で読む、聞くだけ、あるいは教員が一斉授業で提示するだけでは、その教材は生きてこない。協同学習という理論に基づく手法をとることで、ナラティブな教材がより活用できると考えた。

3. 生徒・進路指導論で使用しているナラティブ教材

(1) 使用しているナラティブ教材

授業で使用しているナラティブ教材は以下の4つである。①小説『若葉の頃に』 ②実務家教員である小嵯の体験談 ③神戸新聞連載記事(2002.7.9~7.29「14歳のたけくらべ」全18回) ④教職教育サポート室指導員に対するインタビュー

以下に個々の教材について述べる。

(2) 小説『若葉の頃に』

『若葉の頃に』は、新任教員として中学校に赴任した主人公、亜美ちゃん先生が、中学1年生の担任として中学生と関わる1学期の様子を描いている小説である。この教材を選定したのは、自分と年齢が近い主人公に学生が共感しやすい、中学校の担任業務場面や生徒指導場面が多く描かれており学習テーマに合致する、という理由のほか、作者の長田黎が本学の所在地である神戸市で実際に中学校の社会科教員だった、小説の舞台として神戸市を想起させるような地名がでてくる、などが挙げられる。「地産」の食材が魅力的であるように、教材もまた「地産」のものは学習者を惹きつけるものである。

(3) 実務家教員である小嵯の体験談

前述のように本講座を担当する小嵯は、国公立中学校、国立中等教育学校で教職に就いていた実務家教員である。このため、現場で実際に様々な生徒や保護者に関わってきた経験がある。例えば「いじめ」や「自殺・自殺未遂」といったテーマでも、実際指導した複数の事例を語るができる。これら40程度の事例をリストアップしておき、生徒・進路指導論の授業内容に合わせて、出来事の概要やどのように対応したかなど、学生に語って聞かせる。

(4) 神戸新聞連載記事

授業で使用しているのは、神戸新聞に2002年7月9日から7月29日まで全18回連載された「14歳のたけくらべ」というタイトルのドキュメンタリー記事である。神戸市立A中学校の、ある学年が1年生の後半から2年生にかけて、学年崩壊を起こしていく過程と、そこから立ち直って卒業していくまでがまとめられている。この中学校は小嵯が4年前まで勤務していた中学校であり、本学有瀬キャンパス(KAC)に隣接しているため、学生は親近感をもって読む。記事に登場する生徒や先生は仮名であるが、内容は後日行われたインタビューなどをもとに、実際の出来事に沿って書かれており、当時の様子や関係者の思いをリアルに伝えている。連続する記事なので、学生たちは次

回の展開が気になるようである。授業では、毎時間授業の最後に2回分の記事を小寄が読み聞かせし、学生は出席カードに感想をまとめて提出する。

(5) 教職教育サポート室指導員に対するインタビューとレポート課題「生徒指導の実際」

授業において生徒指導事例を紹介した後、授業時間外の課題として、教職教育サポート室指導員または母校の先生に、その先生が過去に係った実際の生徒指導事例をインタビューしてレポートにまとめる、という課題を課している。インタビューした先生の「語り」と「自分の経験や学び」を結び付け、分析的に考察して整理し、レポート「生徒指導の実際～事例からの考察～」という形にまとめる学習を行うことで、生徒指導の理解を深めさせることをねらっている。これもナラティブな教材といえよう。教職教育サポート室指導員というのは、本学の両キャンパスに1か所ずつある「教職教育サポート室」に日替わりで勤務している先生方をいう。全員が元教員で、校長や教頭または教育委員会勤務を経験している。例えばA指導員は「高校生の喫煙に対する指導」B指導員は「外国国籍生徒に対するいじめ」、C指導員は「修学旅行先でのトラブル」というように、自身が指導した様々な事例を語る。学生はどの指導員の話聞いてもよいとしているが、レポートにまとめる際は以下のように項目立てをするよう指示している。①事例の概要 ②初期対応 ③組織的対応 ④事後の対応 ⑤事例の分析・考察 これらの項目は、そのままインタビューの観点にもなるうえ、この順番にまとめれば、生徒指導の流れを把握することにもなる。

4. 協同学習の理論に基づく授業展開

(1) 小説の読書会 リテラチャーサークル

教材で使用している小説を「リテラチャーサークル」という読み方で読ませる。「リテラチャーサークル」というのは、少人数で行う読書会の方法の一つで、数人が同じ本を役割分担して読む。この役割分担の方法が特徴的であり、例えば、「クエッションナー」は、「この台詞はどういう意味だろうか」とか、「ここで筆者の言いたいことは何か」など、問いを立てる係である。「コネクター」はいわば思い出し係であり、今までの自分の経験や、すでに読んだ場面と関連させて読む、というような係である。他にも「イラストレーター」といって、読んだ場面を絵に描いてくる係など、様々な係を設定してよい。小寄は国語科教育でもこの方法を実践したことがある。例えば古文『平家物語』の「扇の的」の学習において、全体を4つの場面に分けて4回かけて読解させる授業を実践した。クラスを4人ずつの小集団にし、「古典や古語を調べてくる係」「場面に関連する歴史を調べてくる係」「想起すること、連想することを発表する係」「イラストを描く係」の4つの役割を設定して事前に読んでこさせる。役割分担は輪番で、1の場面と2の場面ではこの係が一つずつずれ、最終的には1人が全ての係を体験し、4人で様々な角度から「扇の的」を読むことになる。

この方法を『若葉の頃に』にも応用し、本学の生徒・進路指導論の授業で実践している。具体的には、学生を4人グループに分け、学生Aは「集団指導、個別指導の観点から読む」学生Bは「成長、予防、問題解決、この3つの生徒指導の観点から読む」学生Cは「マズローの欲求5段階説を踏まえて読む」学生Dは「自分の経験と関連させて読む」というように役割を分担して1章を事前に読ませる。いわゆる反転学習である。2章に入ると、この役割は一つずつずれて、学生は前回とは違う観点で読んでくる。授業では、それぞれの観点から考察したことをグループ内で発表さる。同じ部分を読書してきたにしても、与えられた観点から読んできた者は自分だけなので、発表には責任が

伴う。学生たちは、付箋をついたりメモを取ってきたりという具合に準備して授業に臨み、非常に熱心に話し合う。

リテラチャーサークルで話し合った内容は、全てメモを取るよう指示している。それは後に話し合いの内容をふまえてレポートを書かせるためである。読書レポートを書くことは学生たちにも事前に告知し、活動の活性化をねらっている。読書レポートもリテラチャーサークルと同じ観点、観点①「集団指導」「個別指導」の観点から、観点②「成長を促す指導」「予防的指導」「問題解決的指導」の観点から、観点③マズローの欲求5段階説から、の3つそれぞれについて、小説の箇所を引用して説明するよう指示している。

(2) ジグソー法によるレポート発表

前述3-(5)教職教育サポート室指導員に対するインタビューとレポート課題「生徒指導の実際」で述べたレポートであるが、書いて提出、ということではなく、協同学習の理論に基づいてジグソー法でグループ発表させている。具体的には、まずA先生にインタビューした学生同士、B先生にインタビューした学生同士、C先生…、D先生…という具合に、同じ先生にインタビューした学生で集まって専門グループを作らせる。そのグループのなかで、自分はこういう話を聞いてこのようにまとめた、というように自分のインタビューとレポートについて発表を行う。同じ指導員でも日によって異なる事例を話している場合もあれば、たとえ同じ話であっても、学生によって分類の仕方や持った感想に相違があったり、聞き逃していたことがあったりするため、他の学生の発表に対して様々な気づきが生まれる。次に授業の後半は異なる先生にインタビューした学生同士で構成されているようにグループを再編成し直して、もう一度グループワークを行う。そこでは自分がインタビューした指導員の話を経験する。例えばA先生の話聞いた学生は、そのグループで1人しかいないため、責任をもって自分のレポート内容を説明し報告しなければならない。このように、他の人に話して聞かせる、という方法でレポート発表を行うことで、学生はレポートにまとめた生徒指導事例について、強く確認するとともに、相互に情報交換と評価をする機会を持つため、結果的に多くの事例について比較しながら考察することができる。

5. 授業の実際

毎回の授業はどのようにすすめているかということであるが、概ね以下のような流れである。

- ① 小説（指定の範囲）を自分の観点から読んでくる（反転学習）
- ① 小説のグループ発表（リテラチャーサークル） 20分
- ② 前回の授業の感想をシェア（復習） 10分
- ③ 本日のテーマについて授業と小寄の体験談 30分
- ④ 神戸新聞連載記事を2回分ずつ読み聞かせ 10分
- ⑤ ③と④について感想を書く→次回紹介 20分

まず、0番目は、授業前に全員が同じ指定した範囲の小説部分を読んでくる、いわゆる反転学習である。前述したように自分の観点から読んでくるよう指示しておく。授業開始すぐに、①小説についてグループ内で発表し合うリテラチャーサークルを実施する。次に②前回の授業の感想をシェアする。これは事前に学生の感想を分類し整理したものを示し、小寄が解説しながら復習させる。次に③本日のテーマについての講義とそれにそって小寄が体験を語る。最後に④神戸新聞連載記事を

2 回分読み聞かせをする。⑤出席カードには③と④の内容について感想を書くように指示する。この感想は次回の②、前回の感想のシェアの時間に使用する。

6. ナラティブ教材と協同学習の有効性

(1) ナラティブ教材の有効性

ナラティブ教材は学生の学びに有効なのか、という点について、15 回の授業の最後でアンケートを実施した。(2022 年度前期「生徒・進路指導論」履修生 31 名中アンケート回答数は 24 名 2022 年 7 月 22 日実施) 授業に関する全 16 項目で「1 あてはまらない」から「4 あてはまる」の 4 段階で回答させたほか、授業に関する感想を自由記述させた。この中から、今回は教材に関する項目のみについて報告する。

①小説『若葉の頃に』②「神戸新聞連載記事」③「小嵯の体験談」④インタビューとレポート「生徒指導の実際」は、それぞれ生徒・進路指導の理解を深めることに有効と思うか、という問いについては表 1 のような結果になった。

表 1 本授業で使用した教材は生徒・進路指導の理解に有効だと思うか

	教材	1	2	3	4	平均値
1	小説『若葉の頃に』	0	1	11	12	3.46
2	神戸新聞連載記事	0	1	7	16	3.63
3	小嵯の体験談	0	0	5	19	3.79
4	インタビューとレポート「生徒指導の実際」	0	1	11	12	3.46

また、自由記述において教材に関することについては、以下のようなものがみられた。該当する全ての意見を箇条書きにして示す。ただし文の語尾は常体に揃えた。

①小説について

ポジティブな意見は以下の通り。

- ・新米教師の話を読んでいたため、将来的な想像ができた。
- ・読んでいくうちに、教師は大変なんだと思うと同時に、リアルな話なので引き込まれた。
- ・教師としてのあり方を見つめ直すことができる素晴らしい本だった。
- ・生徒指導の観点から読むと気づきがたくさんあり、生徒指導の難しさを感じた。
- ・ページ数が多いが内容が面白くて良かった。
- ・小説を読む必要があると聞いて最初は嫌だったけど、少しずつ読み進められたので、あまり苦ではなかった。

ネガティブな意見な意見は以下の通り。

- ・字を読むのがとても苦手だから、小説を読むのは毎回苦だった。

②新聞記事について

ポジティブな意見な意見は以下の通り。

- ・まだ自分は生まれていない時の話なので、こんなことが本当に現実に起きたことなんだなと思った。
- ・非常によい。楽しく読めた。
- ・実際に起こったことで、とてもリアリティがあったし、教育現場の難しさを知ることができた。
- ・授業の最後の新聞記事がいつも楽しみだった。

ネガティブな意見はなし。

③小萺の体験談について

ポジティブな意見は以下の通り。

・ 経験談が聞けて、自分の成長につながった。・ 経験談はリアルな情報でためになった。・ 先生の経験談がとても印象に残っている。良い話、悪い話も含めて自分の心に響く話が多かった。・ 先生の経験談は、内容が頭に残るので毎回楽しみだった。・ 経験談をたくさん交えた授業だったため、とても意欲的に受けることができた。・ 先生の話が聞き手を吸い込ませるような話し方で本当に本当におもしろかった。・ 先生の話がもっと聞きたい。・ 途中で挟む体験談はとてつもなくおもしろかった。体験談を聞くために前期頑張れた。

ネガティブな意見はなし。

④インタビューとレポート「生徒指導の実際」について

ポジティブな意見は以下の通り。

・ レポートの項目を示してくれて書きやすかった。(3名)・ サポート室に行ってインタビューと聞いて、初めは面倒だと思ったが、考えの幅が広がったのでとてもよかった。・ レポートでインタビューするとは思わなかった。よい経験ができた。インタビューすることによってサポート室を使用しやすくなるのでよい取り組みだと思った。・ サポート室の先生への話を聞いて参考になることが多かった。・ 現場で勤めておられた先生の話聞いて生徒指導の実態が感じられた。・ 興味深い話も聞けるし、なによりも自分の力になると感じた。・ 自分の経験とリンクさせて書くことができてよかった。・ 自分の今までの考えを文字にすることで再度確認できた。・ レポートを書くことで理解が深まった。・ 教員の目線に立って生徒指導を考えることは、今までしてこなかったため、学ぶことや気づくことが多かった。・ 普段なら絶対聞くことができない学校の実情を知るきっかけとなってよかった。・ 生徒ではなく教師の目線で考えられるようになった。・ 集中して取り組める量だった。・ 書く力が身についた。

ネガティブな意見は以下の通り。

・ ワードの設定に苦労した。・ レポートが大変だった。

(2) 協同学習の有効性

ポジティブな意見は以下の通り。

・ ワークショップが多くて取り組みやすかった。・ どの授業も 90 分があったという間に感じられた。・ グループで話し合ったり、聞いたり、色んな方法で授業が進んだのでしんどくなかった。・ グループワークを通し、自分あるいは自分の班の意見を述べる機会が多くあり、非常にためになると思う。・ グループワークでの意見交換は色んな人の考えが聞けたのでよかった。・ 自分の考えを発言するという方法がとてもよい。・ 一人ひとりが発言する機会を設けていて、とてもよかったし、自分から発言しようと思った。・ グループワークが多くて良かった。90 分話を聞くだけは面白くない。・ 昨年はコロナで話し合いそのものが規制されていたため、今年度になってこのようなワークショップができて非常によかった。

ネガティブな意見は以下の通り。

・ 授業の時間配分は難しいと思った。・ 出席カードに感想を書く時間に余裕が欲しい。

(3) 結果の考察

特に小萺の体験談と新聞連載記事が有効だったという数値が高い。小説のようなフィクションよ

りノンフィクションの力が強いことがわかる。実務家教員の語りや新聞記事などの実話が、現実的で生々しく、より立体的、映像的に学生の印象に迫るからだと思われる。また、協同学習の理論に基づいたグループワークを多く取り入れていることによって、ナラティブ教材と学生自身や仲間の経験、体験が掛け合わせり、生徒指導場面の捉え直し、メタ認知を促している。ナラティブアプローチのいうところの、ドミナントストーリー（学生視点の物語）がオルタナティブストーリー（教師視点）に変化するという点も重要である。

一方で、この授業によって教育の知識や教育用語がどの程度定着しているのか、教員採用試験の問題や面接時の発言にどう直結するかは検証できていない。またこの授業が教員を志望する動機付けになり得るような内容かどうかは検証したいところである。さらに、今後の授業の内容として、学生を小集団に編成し、保護者役、教師役、生徒役、のように役を決め、ロールプレイを実施することを考えている。「語り」を「聞く」だけでなく、疑似的にでも自らが「語り」を「体験する」ことで、生徒・進路指導に対する理解が深まるのではないかと考えている。言ってみればナラティブでアウトプットさせる、というイメージである。そのような授業を模索したい。

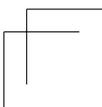
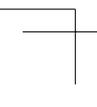
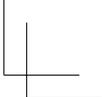
7. おわりに

毎年この授業は概ね好評である。検証に使用した授業アンケートは授業者である小寄自身がとっているものであるため、ポジティブな感想が多いという結果について、その点は考慮しなければならないが、この授業を毎回楽しみにしていると言ってくる学生がいることは授業者として嬉しいことである。また授業後教卓の周りに学生が集まってきて、自分の中学高校時代のいじめ体験を語りだしたり、不登校の経験を告白してきたりすることもある。授業の内容に触発され、自分の学生時代をメタ認知し、今だから言えるという気持ちになるようだ。

今後も教員免許を取得しようとしている学生の、進路決定の一助になるようこの授業をより充実させて実施したい。またここで得た知識や考察したこと的一端でも、将来現場に立つ学生たちの支えになればと思う。

参考文献

- 長田 黎 (2019)『若葉の頃に』 文芸社
- 神戸新聞連載記事「14歳のたけくらべ」(2002) 神戸新聞社
- ジョンソン/ジョンソン/ホルベック (2010)『学習の輪』二瓶社
- 野口裕二 (2005)『ナラティブの臨床社会学』勁草書房



【2022年度 第2回課題研究会】

質疑応答の記録

川口厚
(桃山学院大学)

日時：2022年10月19日(水) 14時00分～17時00分
場所：対面(神戸学院大学 神戸三宮サテライト)・オンライン(Zoom)
テーマ：「生徒指導における個別化・多様化を考える－教員養成の立場から－」
司会：水谷 勇(神戸学院大学)
記録：松本 育子(神戸学院大学)

以下において、敬称を略すとともに、質問者と発言者の氏名・所属は匿名化した。また、発言の趣旨を損なわない範囲で、可読性の向上を意図した修正を施していることを申し添える。

－発表者による話題提供終了後－

<平野孝典氏・中地展生氏・山下恭氏・小嵯麻由氏への質疑応答>

水谷：まず、発表内容について質問の方がおられましたらお願いします。発表の際は、所属と氏名をお願いいたします。

質問者A：A大学のAと申します。小嵯先生は、レポート等のことについてお話しされていましたが、それへのフィードバックというか、生徒への返しの形とか、評価のことについてもう少しお聞きしたいと思っています。また、山下先生には、生徒のことでいろいろと体験談をご紹介頂ければと思います。

山下：前回こういう質問があったんだけど、これについて私はその後、このように指導したんだよとか、そういう形で返します。さらに、宮口タマエ先生の学級経営実践記録についての感想文については、その中から4点ぐらい選んで、全体にフィードバックする形をとりました。全員の分にコメントは返せないのですがなるべくタイプの違う学生の感想を紹介して、こんな感想がありましたよ、皆さん、これについてどう思いますかという時間を取りました。

小嵯：私も必ず前回の学生の意見を分類して打ち込んで、次の授業の中でシェアするというような形です。それを続けますと、学生の中には、山下先生がおっしゃったように、質問の形で出す子もいるので、それにも答える形で授業します。そしてレポートなんですけれども、まず一つ目レポート課題は、『生徒指導提要』のまとめについてです。これは私がコメントを書いて返すだけです。シェアはしません。そこでは、レポートの書き方指導という意味合いもありますので、いいレポートについてはこういうふうに見出しを付けて、下位項目を付けてまとめるんだよというような、そういうことも指導します。中身についてはあまり問いません。しかし、講座の最後のほうに課すインタビューのレポート課題は、授業のほぼ最終段階ですので返したいんですけども返却しにくい。

それでシェアさせる効果もねらって、15回の講座の最終レポートではなくて、13回ぐらいの時期に出させて、14回、15回でお互いのレポートをシェアする、見せ合う。そこで学び合うということが起こります。私が一方的に、このレポートはAとかBとかCとか、何点とか、そういうことではなく、学生同士の中で評価し合います。そうしますと、学生は、ふだんあまり人のレポートを見たことがないけれど、こういうふうに書けばいいんだと分かった、とかいうことを言うんですね。なぜこの体験が大事だと私が思うかという、教壇に立って教師になったら、生徒、中高生の書いたものを添削したり、評価したりしなければいけない。それを体験する、それを想起させるようなこともできるとよいと思うので、お互いのレポートをシェアさせコメントを書いて返す、お互いのレポートに。そういうことをやっています。以上です。

水谷：前半の平野先生、中地先生からも貴重なデータなども頂いて、とても有意義な発表でしたが、質問も含めて何かございますか。なければ、私が個人的に申し上げます。中地先生が、心理学部において、カウンセリングセンター、親や地域の人、家庭に開放してやっていて、院生もそこに参加していると言っておられました。また、不登校の子どもたちに対する大学生の取組を発表されました。大学生の取組についてもう少し詳しく教えてください。

中地：10名1チームで奈良県の未来事業という募集があって、チームを組んで政策を提言します。リーダーを1人、設定する必要がありましたので、平成27年は大学院生がリーダーで、あと、学部4年生、3年生たちもメンバーに入って取り組みました。今回の令和4年度の取組は、大学院生も1人、入っていますが、私のゼミの4年生がリーダーとなり10人ぐらいでチームを組んでいます。奈良県の課題を自分たちで見つけて。それに対して大学生と大学院生が、心理学部で学んだことを地域に返していくにはどうしたらいいかっていうのを考えています。公開コンペで競い合うのですが、いい取り組みは事業化され予算をつけてもらうことができます。

水谷：ありがとうございます。そういうことができるのは、日頃から学生に対して自律的に何かに取り組むよう指導しているからなのか、または、県のほうで応募があるので、先生から学生に働きかけているのか。もう少し詳細なことを教えてください。

中地：帝塚山大学に私が就職したのが平成18年でした。当時、現代GPという文科省の取り組みに帝塚山大学が採択されて、心理学を学ぶ学生が地域でボランティア活動をして、その体験を通して学生を教育するというその窓口として赴任したのが最初でした。地域の中で学生がボランティア活動をしながら、成長するというのをワイワイと一緒にサポートしてきました。そんな中で、学部や大学院のゼミを担当することになって、学生達自身も心理学をせっかく勉強するのなら、誰かの役に立つことをしようと思っていることを知りました。私は不登校の家族支援などを専門にしていたので、不登校の子どもたちを、どうやったら自分たちでサポートできるかっていうのを、ゼミと一緒に考えたりしていました。そんな中で奈良の未来事業という公開コンペがあることを知って、学生が自分たちの学校現場でのボランティア経験を基にして挑戦することにしました。不登校を減らすためには、こういう仕組みが奈良県には足りない、マッチングコーディネーターみたいな形を教育委員会につくったらどうかとか、研修会を定期的に行ってほしいとか、自分たちの活動を地域に発信するシンポジウムを開催するとか、そういうのを含めて学生たちと一緒に考えて、政策提言をして、実行しました。

水谷：ご参加の先生がた、感想でもいいですけど、一言、ご発言いただければうれしいです。

中地：平野先生に教えていただきたいというか、ご質問があるんですけども。先生の提示されたデータで、若年の自殺の問題っていうのは、日本では大きい問題だなっていうのは、あらためて気付かされたんですけども。先生、そうなる、小学校、中学校、高校、あるいは大学の中で、どんなことを取り組みとしてやれば、ストップというか、支援につながるのかっていうような、考えとか仕組みみたいなのがあれば、教えていただけたらと思いました。どうでしょうか。

平野：ありがとうございます。どういうふうに対策をとればいいかは、非常に難しい問題なんですけれども。今、政府や自殺対策の専門家がやってるのは、例えば SOS の出し方教育みたいなことは、割とやっているみたいなんです。つまり、何か困り事があったときに、先生や家族のような大人を頼ったらいいいんだよという、声の上げ方、助けの求め方みたいなことを、教育現場では指導するようにはなっているようです。ただ、批判がありまして。つまり、声を上げることもそうなんだけど、受け止め方っていうのも、やっぱり大事になってくるかなと。つまり、声を上げたんだけど、軽くあしらわれるとか。そういう経験をすることで、さらに困ったことを発信しなくなるってことは考えられますから。SOS の出し方だけではなくて、SOS の受け方の教育みたいなものも、私は必要なかなと思ったりしております。

中地：ありがとうございます。そういうことは、新しい生徒指導提要にも書かれてたりするものなんでしょうか。これは誰に聞けばいいのか、分かりませんが。今のお話を聞いて、今回のテーマと関係することかなと思ったんですけど。

山下：学校現場では、自殺の問題とかそういったものを、直接話しをする機会はないです。特に今回の生徒指導提要改訂版の中には、いじめの問題だとか、SNS についての取り扱いだとか、そういったものを重視しなさいと、読み取れます。これは社会が変容してきているということです。高度情報化社会の中で、子どもたちが SNS に接する、あるいは、そういったタブレット端末に接する、スマートフォンを持つ。そういう中で、いろんな事件に子どもたちが巻き込まれています。学校教育の中で対応しなければならないという事態が起こっています。それらを踏まえて、今回、提生徒指導提要が改訂されたと認識しております。私も「わたしの体験から」の講話の中で、SNS に関する生徒指導の事例について触れました。細かいことをいちいち、このときはこう指導しなさいって書いてあるわけではありません。基本的な取り組みについて、こういうことに配慮しながら、指導すべきだということが書いてあります。だから、結局のところ、現場では、これまでの蓄積したノウハウ、それを生徒指導提要の意図するところから従って対応していくということになります。やはり現場での積み重ねが、最も重要なことです。例えば新任の先生は、生徒指導を行っている先輩や、いろんな研修などを通じて、徐々に自分のものにしていくというのが現状です。回答になったかどうか分かりませんが、私はそのように考えております。

水谷：まだちょっとありますけど、ご発言、どうしてもって言う方がございましたら。

小嵯：実は現行の生徒指導提要で、いじめは 4 ページぐらいしかないんですね。ところが、もっといじめのところを充実させるべきだという、社会からの要請もあって今回改訂されている。改訂後の内容は既に目次だけがアップされています。文部科学省で検索しますと、1 章を使って、全ていじめについての指導ということが詳しく載っているようです。いじめの問題というところは大きく取り上げて、かなりのページ数を割いている、というふうに認識しています。

水谷：フロアに来ていただいている B 大学の B 様、何か意見をいただければ。

発言者B：B大学のBでございます。きょう一日、本当に勉強させていただきました。平野先生の自殺のお話で、経済的に苦しい、悩んでいる生徒の自殺率が3倍ほどもあるという具体的な数字を出していただきました。さて、それをどうするかという、実際に教育の中でどう落とし込んでいくかというのを今も考えておったところですけど、時間がないですけど、もし何かご示唆いただけましたらありがたいです。

平野：ありがとうございます。ご指摘の点ですが、経済的に苦しい家庭の家の子どもの自殺の率が高いということが分かって、どのように対策を打てばいいのかという問題かと思えます。これは、貧困問題とか経済的な格差、不平等に関わる問題ですので、これをやったらっていう特効薬があるかと言われると、私も非常に難しいのかなと思えます。学校での取り組みとしては、私も不勉強なんですけれども、例えばスクールソーシャルワーカーとの連携など。学校の先生だけで対策を打つというよりは、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、福祉の現場との連携、あるいは、働いていないということの背後には、親御さんの精神的な疾患などのトラブルというようなことも十分に想定されますので、医療との連携など、制度間の連携みたいなものが大事になってくるのかなと考えております。ちょっと具体性を欠いているんですけども、そういった方向で今、考えております。

水谷：ありがとうございます。もう時間が来てしまったんですけど、よろしいでしょうか。最後に先生がたに感謝の気持ちで拍手をして終わりたいと思います。ありがとうございます。

【第3回課題研究会報告】

「実地視察対象大学からの事例報告」

藤本佳和
(甲南大学)

はじめに

本大学におきましては、このたび、2022年12月2日(金)に教職課程の実地視察を受けましたので、事例報告をさせていただきます。本学は文系・理系・社会系の8学部14学科を有する、学生数9000人余りの中規模総合大学です。このうち、西宮キャンパスとポートアイランドキャンパスの学部を除く、神戸岡本キャンパスにある6学部12学科が教職課程を有しています。大学院の専修免許課程もあります。1年次の「教職入門」では300名程が履修しますが、2年次の教職課程登録では100名から120名程になり、最終的に教育実習に行つて免許状を取得するのは60名から80名位となっています。教員採用試験の現役合格者は、昨年は23名、今年は17名という状況です。

認定大学等実地視察について

皆さんご承知のとおり、実地視察は、教職課程認定大学実地視察規程に基づいて、教職課程認定大学に対して、認定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することを目的として実施することとされています。課程認定とは違って、あくまでも教職課程の水準の維持向上に努めているかということが確認されます。文部科学省のHPに過去の実地視察の状況と報告書が掲載されていますが、それによると、少し以前までは結構な数の視察をされていましたが、再課程認定があったため少し中断し、また再開しだしたところ新型コロナの影響で中止、また再開したということのようです。つい最近、昨年度は4つということが公表されましたし、視察時に文部科学省の方に伺ったところ、今年の実施は10大学だということでした。

(実地視察数の推移)

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
45	40	45	51	35	31	27	15	1	4	13	0	4	10

実地視察当日までの流れ

実地視察までの大まかな流れをいいますと、文部科学省より8月15日に電話がかかってきて「実地視察対象となりました」との連絡がありました。本学は平成6年6月8日に、当時まだ文部省の時代に視察を受けていますので、それ以来なんと28年振りとなりました。阪神大震災よりも前の話です。視察までの間に何度か電話で文科省の方に問い合わせ等をする機会がありましたので、なぜ本学が選ばれたのか聞いてみましたが、就職状況などいろいろ勘案して、というようなことで、さすがに本当のところは教えてもらえませんでした。何か目を付けられたとかではなく、長期間、視察を受けてなかったから、たまたま選ばれたと考えるようにしています。

その後、文科省から何度かメールが届き、それぞれ期限までに対応していきました。最初は日程

調整で、その際、用意する資料もどんなものか知らせてくれました。9月12日には実施日が決まりましたので、調査票の提出期限に向けて、資料作成の日々が始まりました。また、あわせてオンライン視察、ということに決まりましたので、授業見学、施設見学へのオンライン対応についても検討を進めることになりました。11月11日（実地視察日の3週間前）に調査票を提出したあと、調査票に書かれた内容を踏まえて、11月21日には視察事項が送られてきました。それに対して11月29日までに回答をするという、ここはちょっと短い期間での対応が求められました。その後、11月29日にZoomのミーティングアドレスが送られてきて、当日を迎える、ということになります。過去の阪神教協リポートの実地視察報告や他大学の事例を聞くと、当日の事細かな進行表が送られてくるということだったので、前日に電話で問合せを試みましたが、今回はありませんでした。最初の日程表に基づいて実施されることになりました。

実地視察調査票等

9月に通知があり、11月11日に提出した実地視察調査票等について説明します。

○実地視察調査票の調査項目

- I. 認定を受けている課程を有する学科等の概要及び卒業者の教員免許状取得状況等
- II. 教員組織・指導体制
- III. 教員養成に対する理念及び認定課程設置の趣旨等
- IV. 教育実習等
- V. 通信課程
- VI. 学生への教職指導
- VII. 施設・設備（図書を含む。）の状況
- VIII. ICT活用指導力充実にに向けた取組状況等

調査票については、まず実地視察調査票というエクセルファイルに、上記IからVIIIまでの各項目についてシートに分かれて記載するようになっています。目新しい項目としては「VIII. ICT活用指導力充実にに向けた取組状況等」だと思われます。教職課程の授業科目でのICT活用やICT活用にに向けた環境・機器等の整備状況（Wi-Fiの整備状況、BYODの導入状況、デジタル教科書の活用状況）の回答が求められました。

これらの調査に対しては、主として教職教育センターの教職員で手分けして作成を進めました。数値データのなところは事務室で作成し、文章で回答する箇所はセンターの先生方で分担して作業を進めました。

また、調査票の中には課程ごとの教員養成の理念や到達目標、具体的なカリキュラムという資料を作成する必要がありましたので、所長と一緒に各学部を順番にまわって、直接、作成のお願いをしていきました。特に今年は教職課程の自己点検・評価を進めているところでもありましたので、点検・評価の第一段階として、学部・学科に教職課程の理念の再確認等の作業をお願いしました。

エクセルの実地視察調査票のほかに、「シラバス」「履歴書・教育研究業績書」「教育実習の評価項目表、評価シート等」「学生便覧、履修案内等」「学則、履修規程等」「様式第2号（今年度5月1日時点の認定課程の状況を記載）」「履修カルテ」「大学案内」の提出も求められました。

「シラバス」については、いわゆる教職専門科目の教育実習と実践演習を除いたものと、教科に

関する専門的事項のうち英語のみ（再課程申請で、英語は一部審査があったためと思われる）提出が必要でした。これは大学のシラバスシステムからそのままダウンロードして提出しました。

「履歴書・教育研究業績書」については令和2年度以降に変更のあった（再課程申請後に変更したものであると思われる）各教科の指導法や教職専門科目の担当者について提出、ということで、本学では対象が18名もいたため、それぞれ非常勤講師の先生も含め、履歴書・業績書を作成してもらいました。

「様式第2号」の作成もなかなか骨が折れる作業となりました。全部の課程、大学院も含めてなので、一から作成が必要でした。再課程申請や直近の変更届のデータを参考に作成しましたが、その際に変更届の記載間違いを見つけたりして、普段の変更届作成についても充分気をつけないといけないと感じています。

調査票を11月11日に提出したあと、具体的な視察事項が11月21日に届き、11月29日までに回答が求められました。7項目26個の指摘事項があり、「回答については当日御説明いただきますので、仔細に御回答いただかなくても問題ありません」とのことでしたが、センター全員で手分けしてできるだけ詳しい回答案を作成しました。視察当日の所長による概要説明の中でも、いくつかかいつまんで回答を盛り込みました。

実地視察当日の概要

12月2日、視察当日の概要は次のとおりです。

- ・日時：令和4年12月2日（金）9:00～14:00
- ・実施形態：オンライン視察
- ・実地視察委員：2名 文部科学省事務官：2名
- ・スケジュール：

9:00 紹介・挨拶・日程確認（10分程度）

9:10 講義・施設見学（80分程度）

【講義見学】「教育相談」、「教職実践演習（中・高）」

【施設見学】教職に関する施設：図書館、理科教育実習室、教職教育センター共同研究・実習室(KTL)、教職教育センターコモンズ(KTC)

10:30 教職課程概要説明（30分程度）

11:00 質疑応答（60分程度）

12:00 休憩（60分程度）

13:00 視察側打ち合わせ（30分程度）

13:30 講評、懇談（30分程度）

14:00 終了

先方の出席者は、視察委員の方2名、文部科学省の方2名でした。9月の通知では神戸市教育委員会調整中、と書かれていましたが、前日に電話で確認したところ、出席はありませんでした。大学側の出席者は、学長、副学長1名、教務部長、図書館長、教職教育センター所長、センター教員3名、事務職員は、学長室の課長、センター課長の私とセンター職員2名が対応しました。あと出席

者は大きな会議室に集まって対応しましたので、オンライン対応のため、オンライン授業支援を担当している教育学習支援センターの職員と、理事会などオンライン会議に慣れた総務課の職員にも手伝ってもらい、Zoom の設定・接続から、説明時の資料提示や見学時の Zoom 切り替えなどをしてもらいました。授業・施設見学対応においても、教室や施設見学先での Zoom 操作対応のため、何名かの教職員に協力してもらいました。

最初に紹介 10 分、施設見学、講義見学で 80 分程度、教職課程概要 30 分（学長 5 分・センター所長 25 分）、それから質疑応答 60 分程度でした。休憩をはさんで、視察側だけ 30 分程ブレイクアウトルームで相談され、最後に講評で終了となりました。講評は予定では 30 分でしたが、結果的には 15 分程で終了しました。

質疑応答及び講評

事前に提出していた実地視察調査票や視察事項への回答に基づき、1 時間程の質疑応答が行われました。この中では特に、教職教育センターと学部・学科の専門の先生、すなわち教職専門科目と、教科に関する専門的事項の科目の連携ですとか、先生同士、組織同士、学部と教職教育センターの関係について、今後も連携を取りながら進めていってほしいということが言われました。開放性の教職課程を置いている大学にとっては昔からいわれている課題ではありますが、今回の視察においては何度も触れられ、最も大きな課題となりました。

教育実習について、過去の実地視察では、母校実習のことをかなり指摘されており、今回の指摘事項でも、母校実習の割合や母校実習のその主な理由、実習先選定の考え方について回答を求められていたので、指摘がされることを覚悟していました。本学でも基本的には母校実習を原則としていますが、訪問指導は原則として全部行っていることと各学部の指導教員が行っているという説明を行い、特に母校実習を改めるように、という指摘はありませんでした。

履修カルテについては、導入された当時の様式のままでしたので、自己評価の評価基準が 4 段階で 2 と 3 はどう違うのかという指摘や学生が丸を付けるだけでなく、自分で振り返って書かせることが効果的であるということで、ルーブリックの導入や評価指標の具体化など、見直しのご意見をいただきました。

この他、学校ボランティアへの取り組みや、理科教育実習室の設備について、また、ICT 活用についても、対応する施設・設備やデジタル教科書の活用などを含め、好意的に評価していただきました。神戸親和女子大学さんとの提携プログラムである小学校教諭免許取得プログラムについても、現役合格者を輩出していることから、高く評価していただきました。

本学に対する、最終的な講評は以下のとおりです。

【全般的事項】

○教員養成に関する教育課程、教員組織等については、全般的に基準を満たしており、良好に実施されている。引き続き、教員養成の水準の維持・向上に努めていただきたい。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○教員養成に対する理念・構想が示されているが、それを明確化・具体化するための教職課程に対

する全学的な組織、教育課程及び教員組織をより一層充実させるように今後も努めていただきたい。

2. 教育課程、履修方法及びシラバスの状況、教員組織

- 「教科に関する専門的事項」の授業科目について、各学部・学科でも教職課程の充実について検討し、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の授業科目との連携を図り、より一層の充実に努めていただきたい。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の科目を担当する実務家教員のうち、担当授業科目に関する研究業績が充分にあるか判然としない教員が一部見られた。採用後も研究業績を積むように大学として指導していただきたい。
- 教職教育センターについて、教職課程の全学的なマネジメントだけでなく、各学部・学科の教職課程の質を確保及び向上できるよう、各学部・学科との有機的な連携及び学内での位置づけを検討すること。

3. 教育実習の取組状況

- 教育実習に対する各学部・学科の理解が得られることを期待し、各学部・学科の教員が巡回指導を行っている点は評価できる。今後は各学部・学科と教職教育センターの教員の連携をより深めることで、教育実習のより一層の充実に努めていただきたい。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 教職教育センターに教職教育センター共同研究・実習室（KTL）や教職教育センターコモンズ（KTC）を設置し、デジタル教科書の活用方法など、校長経験者等の教職指導員による学生への実践的かつきめ細やかな指導が行われている点について、評価できる。
- 学生に指導ができるよう実務家教員にも ICT に関する指導を行っている点は評価できる。
- 履修カルテについて、ルーブリックの導入や指標の具体化など、学生が自分自身の強みや弱みに気づき、今後の課題がより明確になるよう、一層の充実に努めていただきたい。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- 学校ボランティアの早期化等により、教員を志望する学生を早期から確保できるよう取り組んでいる点は評価できる。引き続き、教職科目の前倒しなど教員を志望する学生を確保できるよう、学内で検討していただきたい。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 学生が中学校及び高校の教科書に掲載している実験を模擬授業の演習で行えるよう、理科教育実習室の備品・物品等の設備が充実している点は評価できる。
- ICT 活用について、学生が教員になった際に児童生徒に ICT 活用を促せるような教育課程及び施設・設備の一層の充実に努めていただきたい。

7. その他特記事項

- 神戸親和女子大学の通信教育部で科目等履修生として小学校教諭一種免許状を取得する「小学校教諭一種免許状取得プログラム」の学生に対しても教職教育センターによる手厚い指導がなされている点は評価できる。

○2. 教育課程、履修方法及びシラバスの状況、教員組織にも記載のとおり、大学全体で教員養成を

推進する際に、教職教育センターの役割を明確化し、各学部・学科との連携を図りながら教職課程のより一層の充実に努めていただきたい。

実地視察を終えて

視察を受ける前から認識していたことではありますが、今回の実地視察を終えて、やはり最大の課題は、教科専門科目と教職専門科目の連携であり教職教育センターと各学部・学科との連携である、ということになります。講評においては、教職教育センターの役割を明確化したうえで、今後、自己点検・評価を進めていき、より良い教職課程を築いてほしい、ということもおっしゃっていただきましたので、今後はそこに向けてやっていかないと考えています。また、引き続き教職指導や ICT 活用の充実なども進めながら、履修カルテの見直し等、今回の実地視察で指摘された事項について検討していく必要があります。

実地視察調査票の作成を通じて、各学部・学科に、改めて教職課程の理念や到達目標等を考えてもらうことができました。これを基に、教職課程の自己点検・評価活動につなげていくための基礎データとして活用していきたいと考えています。

今回の実地視察への対応のために、教職教育センターの先生方と職員が、手分けしながら協力して全員一丸でやっていくという、非常に一体感ができていい感じになったことは、今後にも良い効果をもたらすのではないかと思います。

オンライン視察への対応準備は本当に大変でした。各部署にお願いして、当日の見学場所にも担当職員をつけたり、1 週間前にはリハーサルを行ったり、会場の準備や授業見学・施設見学のために、何度も何度も Zoom に接続して音声や映像の確認などを行いました。

シラバスについて、指摘はありませんでしたが、全体を見てみるとおそらく不備な部分があるのではないかと思いますので、日常的にチェックをしておく必要を感じています。

大学院についても調査票を提出しましたが、今回の視察の中では、大学院の課程について一切触れられることはありませんでした。専修免許状を取得する学生も極めて少なく、開設科目においてもいくつか課題があることは認識しているので、これらの、指摘されなかったところ、言われなかったことについても、今後、自ら自己点検・評価を進める中で、改善を進めていきたいと強く感じている次第です。

最後に、今回、早い段階で桃山学院教育大学さんも実地視察を受けられる、ということがわかりましたので、視察までの間、いろいろと情報交換をさせていただき、大変心強く、助かりました。他にも、過去の阪神教協リポートの実地視察報告や、実際に視察を受けられたいくつかの大学の方に直接情報を提供していただいたことは、とても参考になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

【第3回課題研究会報告】

実地視察対象大学からの事例報告

村上 諭 司
(桃山学院教育大学)

1. 桃山学院教育大学の紹介・自己紹介

桃山学院教育大学は、2018年4月に設置者がプール学院より桃山学院に変更され、桃山学院教育大学として堺市の南区に開学されました。2020年4月には、教育学部教育学科の名称を人間教育学部人間教育学科に変更し、教える知識やスキルだけではなくそれを使う者自身の人間力を磨く教育を目指しています。さらに、2021年4月より入学定員が175名から95名増の270名となり、中・高の国語、英語の課程が認可されました。その際の課程申請の報告を2020年度の第2回課題研究会でさせていただきました。今回の報告で2回目の登場となります。現在の本学の学生数は、1学部1学科(3課程5コース)で841名です。22年3月に桃山学院教育大学の1期生が卒業しました。

他大学(甲南大学)の実地視察の報告もあるため、今回の報告では、実地視察当日までの準備等を中心に事例報告をします。

2. 本学の取得可能免許、実地視察について

2020年度以前の入学生と2021年以降の入学生とでは、取得できる免許が中・高(国語、英語)追加、コースから課程に変更となるなど、以下の状況となっています。この内容について、実地視察を受けました。

実地視察とは、教職課程の認定を受けた大学等について、認定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することを目的としています。その点を意識したうえで、実地視察に臨みました。

【2020年度以前入学生】

コース	取得可能な教員免許状
幼児保育コース	幼稚園教諭一種
小学校教育コース	幼稚園教諭一種、小学校教諭一種、特別支援学校教諭一種(知・肢・病)
健康・スポーツ教育コース	中学校教諭一種(保健体育)、高等学校教諭一種(保健体育)、特別支援学校教諭一種(知・肢・病)

【2021年度以降入学生】

課程・コース	取得可能な教員免許
幼児教育課程	幼稚園教諭一種
小学校教育課程	幼稚園教諭一種、小学校教諭一種、特別支援学校教諭一種(知・肢・病)

	国語教育コース	小学校教諭一種、 中学校教諭一種（国語） 、 高等学校教諭一種（国語） 、特別支援学校教諭一種（知・肢・病）
	英語教育コース	小学校教諭一種、 中学校教諭一種（英語） 、 高等学校教諭一種（英語） 、特別支援学校教諭一種（知・肢・病）
健康・スポーツ教育課程 【スポーツ科学コース、 学校保健コース共通】		小学校教諭一種、中学校教諭一種（保健体育）、高等学校教諭一種（保健体育）、特別支援学校教諭一種（知・肢・病）

3. 実地視察のスケジュール

今回の本学への実地視察は、新型コロナウイルス感染症の影響のためオンラインでの開催となりました。本学だけでなく、他大学（甲南大学）でもオンラインでの開催とのことでした。

まず、本学の一斉休暇中の8月15日に文科省より実地視察に関する事前連絡が電話でありました。その後、8月23日に依頼文がメールにて届き、実地視察が始まりました。その後の実地視察のスケジュールは、以下の表のとおりです。

2022年 8月15日	事前連絡（電話）
8月23日	依頼文、日程調整の連絡（メール） ※回答締切り：8月31日15:00
8月31日	日程調整資料の提出（アップロード）
9月12日	日程確定連絡（メール）→12月8日（木）13:00～17:00 ※資料提出（11/17 17:00 締切）
9月21日	日程表（案）の連絡（メール） 加筆依頼：10/3 締切
10月3日	日程表（案）の提出（アップロード）
10月11日	【学内】教職課程実地視察作業部会実施、実地視察関係資料作成開始
11月17日	実地視察関係書類の提出（アップロード、メール）
11月21日	実地視察の「視察事項」について（メール） 回答締切：12/2 17:00
11月25日	問い合わせ（修正資料提出方法等について）
11月30日	【学内】実地視察打合せ 講義見学対象授業の確認（教室確認、教員、学生への告知等）
12月2日	視察事項の提出 アップロード ※提出後に実地視察当日のZoomのURLおよび共同ホスト等の諸注意が届く
12月6日	視察事項について最終打合せ（主に教員）
12月7日	実地査察当日の準備、最終確認（主に職員）
12月8日	実地視察当日（オンライン） 予定 13:00～17:00 12:30 関係者集合・打合せ 12:50 文部科学省担当者から諸注意（Zoom等について） 13:00 実地視察開始 16:45 実地視察終了
12月23日	実地視察の講評案の確認（メール）※阪神教協課題研究会後に届く 【回答〆切】 令和5年1月13日（金）17時

4. それぞれの作業および対応について

【事前連絡・依頼文】

本学の一斉休暇中だった8月15日に電話での事前連絡がありました。この日は、集中授業等の関係で職員が出勤しており、連絡を受けることができました。その後は、8月23日に依頼文及び日程調整についての連絡がメールにてありました。予定日を学内で調整のうえ、11月～1月の「水曜日」か「木曜日」と指定し、回答しました。希望は、12月であるが、3か月間の期間を設定し、8月31日に①日程表②時間割表③教員養成に係る授業科目を指定のサイトにアップロードしました。

【日程確定・日程表（案）連絡】

9/12にメールにて、①教職課程認定大学の实地視察について（依頼）、②令和4年度教職課程認定大学等实地視察依頼事項が送付されました。実施視察の日程は12月8日（木）13時～17時、实地視察調査票等の提出期限は11月17日（木）17時とのことです。实地視察の形式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、オンライン形式での実施とのことでした。

【日程表（案）の連絡】

9/21に日程表（案）、修正版の实地視察調査票が送付されてきました。（Ⅲ.4履修カリキュラム）について修正）。視察当日における日程表の案（講義見学、施設見学）について詳細を記載のうえ、10月3日（月）までに提出とのことでした。「施設見学につきまして、ICT環境や教員養成に係る図書の整備状況といった教職課程に係る箇所を絞ってお示しいただきますよう御検討をお願いします。講評の時間は学長等にご出席いただきますようお願いいたします。」というような要望や「实地視察当日はZoomによる視察で考えておりますが、御対応が厳しい場合はお申し付けください。（URL等は視察日が近づいたらお送りします。）」というような内容でした。10/3に①日程表案②該当科目のシラバスを指定のサイトにアップロードし対応しました。

【教職課程实地視察作業部会】

10/11に教務部長、教職センター長、図書館長、ICTWG長（以上教員）、教務担当課長、教務G担当、教職センター担当（以上職員）で構成された作業部会を学内で実施し、实地視察当日、それまでの準備等について検討を行いました。作業部会の構成員、学長、副学長、学部長、教育監、各課程長（3名）及びオンライン対応のために学術・情報担当職員、施設等撮影職員（3名）という体制で対応すること、主要な説明は、学部長、教務部長が行う。資料は、教務・教職センター担当（村上）が主に担い、各所管、教員等に確認を行いながら進めることを確認しました。

【実施視察関係書類の作成】

作業部会に先立ち、9月ごろより实地視察関係書類の作成を始めました。作成した資料は、①实地視察調査票②シラバス③履歴書・教育研究業績書④教育実習の評価項目表、評価シート等⑤学生便覧、履修案内等⑥学則、履修規程等⑦様式第2号⑧履修カルテ⑨大学案内の9種類です。作業については、過去の課程申請資料（2018年度際課程認定申請書、2021年度課程申請）、各年度の変更届、HPや履修の手引き、大学案内等で公開している事項や教務、教職センターで集計している免許の取得状況、教職関係への就職状況、免許種ごとの図書資料、教職関係資料、教育関係資料等を図書館の協力のもと調査した内容等を中心に確認しながら作成しました。それらに加えて、2021年度に受審した公益財団法人大学基準協会による認証評価にて適合評価された自己点検・評価報告書の内容や文科省HPに掲載されている過去の実地視察内容等、他大学と情報交換しながら、10月中旬に①調

査票を完成させ、11月上旬に作業部会メンバーを中心に最終確認を行い、提出期日である11/17前日の16日にすべての資料をPDF変換し、しおり、ページ等も追加し、指定のサイトに資料をアップロードし、メールにて完了報告を文科省に行いました。それぞれの作業の詳細については以下のとおりです。「①実地視察調査票」は、Ⅰ.概要、就職状況、Ⅱ.教員組織、全学組織等、Ⅲ.理念趣旨等、到達目標、履修カリキュラム、Ⅳ.教育実習等、(Ⅴ.通信課程)、Ⅵ.教職指導、Ⅶ.施設・設備等、Ⅷ.ICT活用指導の充実の8項目で構成。「Ⅴ.通信課程」を除く、7項目の資料を作成しました。それぞれ過去に提出した教職課程申請資料の様式2号、様式5号、様式7号、8号、変更届、大学基準協会の認証評価資料、学内の説明会資料、HP等情報公開資料を参照し、教務、教職センター、キャリアラーニングセンター(就職)、図書館等の関係所管から情報を収集、転記、追記しながら作成し、担当教員、作業部会に確認を行い作成しました。「②シラバス」は、今年度の大学のシラバスを流用し、文科省の様式に記載されている項目(必修科目/選択科目、担当形態、科目区分等)を追加し作成しました。「③履歴書・教育研究業績書」については、今年度、提出した変更届時の資料を流用しつつ、担当教員に確認を行い作成しました。「④教育実習の評価項目表、評価シート」については、各校種(幼、小、中・高(統一)、養教、特支)の5種類をPDFにし準備しました。「⑤学生便覧、履修案内」については、本学で発行している『履修の手引き』のPDFデータを準備しました。「⑥学則、履修規程等」については、『履修の手引き』に掲載している今年度の内容を準備しました。「⑦様式2号」については、令和5年度開設用の教職課程認定申請の手引きを参照し、文科省のHPより様式2号のデータをダウンロードのうえ、令和4年5月1日時点の内容となるように課程認定書類、変更届の内容を確認しながら作成しました。「⑧履修カルテ」については、2020年より本学では、電子版を導入しているため、ダミーアカウントでログインのうえ、すべての項目をスクリーンショットで撮影のうえ、データを集め、PDFに変換して作成しました。「⑨大学案内」については、入試広報で作成している23年向けの最新版のデータを圧縮し準備しました。資料は、11/17に資料を提出するために前日の16日には完成するように作業を進め、資料の確認は、OneDriveを活用し、作成データを関係者に共有し進めました。①調査票は、Excelのままでの提出でしたが他の資料は、PDFに変換し、ページの追加、しおりの挿入等の作業が必要であったため、Acrobatを活用しました。資料作成についての注意事項としては、実地視察は、認定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することを目的としているため、今までの課程申請書類、再課程認定書類、変更届等の内容の確認が中心となりました。特に本学の場合は、2018年からの設置者変更、学部、学科の名称変更、入学定員の変更といった教職課程外の内容についての理解や「教育の基礎的理解に関する科目等」について、共通開設している点など盛り込むべき内容が多岐にわたり、担当者である私自身が担当ではなかった事項についても多くあったため、不安な面もあったが、当時の内容を踏まえ、現状の内容と齟齬がないように注意しながら作成し、提出後に指摘があれば、その都度修正するという割り切った対応も行いながらすすめるという事も必要でした。また、本学の場合は、教員養成学部(人間教育学部)のみの単科大学のため、教職課程と大学全体の教育課程とのつながりも意識したうえで、資料作成した点については、実地視察を受けた際に非常に効果的でした。

【実地視察の「視察事項」、指摘事項について】

11/17に実地視察調査票等の資料を提出しましたが、その後は、資料等に対する指摘や問い合わせ

はなく、11/21に実地視察の「視察事項」についてのメールが届きました。「視察事項」は、提出された「調査票」を基に作成されており、内容を記載し12/2に提出するというものでした。なお、この連絡の際に、以下の資料が不足しているため、「視察事項」とあわせて提出するように指摘がありました。「高校一種免許の様式第2号」、「中高の〇〇科教育指導法3,4のシラバス」。対応としては、「高校一種免許の様式第2号」はすでに提出していたため、なぜ必要か不明のため問い合わせることとしました。「中高の〇〇科教育指導法3,4のシラバス」というのは、国語、英語については、まだ、開講されていない科目のため、提出しなかったことと、保健体育については、指導法は、1・2のみであることを問い合わせしました。この件に便乗する形になりましたが、すでに提出していた様式2号の単位数の記載ミスについても修正することを伝えました。問い合わせの返答としては、「高校一種免許の様式第2号」については、すでに提出済みであることを確認（見落としであったこと）できましたので、提出不要。「中高の〇〇科教育指導法3,4のシラバス」については、開講されているシラバスだけでなく、4年間での養成を通して必要な内容を扱っているか確認することと、国語、英語共に令和5年度開講予定のシラバスを提出。なお、保健体育については、指導法1・2のみで3・4がないことと理解をいただきました。様式2号の単位の記載ミスについても修正のうえ、提出することとなりました。提出方法については、メールに添付する予定でしたが、資料が多くなったため、提出用のサイト（ボックス）を用意していただき、12/2に「視察事項」、「中・高の国語、英語科教育指導3・4のシラバス」、修正版の様式2号、実地視察当日の概要説明の際に利用するPPT資料もあわせてアップロードし、提出完了のメールを送付しました。文科省への問い合わせとして、実地視察当日の概要説明時に学内で配付している「教職課程ガイドブック」「教育実習ハンドブック」「e-learning サポートマニュアル」についても提出しても良いか確認を行ったが、教職課程に限定した内容での説明を求めているとのことであったため、提出はしませんでした。「視察事項」の作成については、実地視察の対応をする教務部長に作成を依頼しました。記載する文体のことや、すでに提出した調査票についての指摘もなかったことや他大学でも実地視察を経験していることもあり、スムーズに準備が進みました。事務方としては、学生数、就職数などの数字等に関する内容を補足するとともに、実地視察当日に質問されそうな事項を予想し、資料の準備を行いました。教職課程とは直接関係のない保育士資格の取得者数や就職、教員以外の就職状況等についての内容もあり、多少の戸惑いはありましたが、回答が厳しい内容はありませんでした。他には、中教審での審議内容や「令和の日本型学校教育」についての内容、ICT教育、特別支援教育といった内容についての大学としての取組みやシラバスへのコアカリキュラムの適用等についても確認のうえ、準備を行いました。

【実地視察当日まで】

「視察事項」提出前に実地視察当日のオンライン対応について問い合わせました。概要説明や質疑に対応するメイン会場と講義見学、施設見学会場等で切り替えが必要であることが予想されたため、当日のホストのことや、接続機器、説明方法等について確認を行いました。返答としては、ホストは文科省であるが、講義、施設見学時は、共同ホスト設定とし、スポットライト設定で対応する。サインインする際には、それぞれの会場の見分けがつくように名前を設定する。会場での説明、メイン会場での説明どちらの対応でも可である等であったため、それらをふまえ実地視察当日のオンライン対応については、予行練習、通信環境の確認を行い準備することとしました。12/2に「視

察事項」等を提出した当日に実地視察当日の Zoom の URL が送付されました。それ以外の連絡は、12/8 の当日までありませんでした。連絡がないため、不安にはなりましたが、特に何も無いという事は、問題ないと理解し、当日に向けての本学の準備を整えました。準備事項としては、講義見学、施設見学については、iPad で対応する。見学の対応者は、撮影に専念するため、メイン会場で説明のナレーションを行う。メイン会場（大会議室）、状況確認用（教務担当課長）、講義見学用 2 教室（道徳、英語）、施設見学 2 か所（図書館、教職センター・PC ルーム）の合計 6 か所でサインインすることとしました。通信環境については、何度もリハーサルし、予備のルータの準備、使用するマイクを余分に準備するなど念入りに準備は行ったが、当日、通信環境関係のトラブルが発生した場合は、事故だったと割り切ることも重要と考え、当日に備えました。

5. 実施視察当日について

実地視察当日の開始予定時刻 13 時の 10 分前に文科省より本学のサインイン数や共同ホスト対象アカウントの確認やブレイクアウトルームの対応、スケジュール等の諸説明があり、その流れのまま、実地視察が開始されました。文科省側は、委員の方々 2 名、事務担当者 2 名の合計 4 名がそれぞれのアカウントでサインインされ、本学側は、本部、教務担当課長、教職センター・自習室、図書館、講義（道徳）・パソコンルーム・ピア、講義（英語）・コンピュータ室という名称で 6 か所からサインインし、本部を共同ホストとして指定しました。実地視察の大部分は、本部で対応しました。プロジェクターで参加者が画面を確認できるようにし、主に対応する学部長、教務部長が対応しやすいようにマイク 2 本をスイッチャーで接続し、会場全体をビデオカメラで写し、講義見学教室、施設見学会場には、職員を配置し、iPad でマイクなしで参加し、見学時間になれば、スポットライト設定で状況を映し、会場の説明は、本部より説明するという体制で臨みました。実地視察当日のスケジュールは、以下のとおりです。

時間 (実時間)	事項
13:00	紹介・挨拶・日程確認（10分程度）、教職課程概要説明（30分程度）
13:40	質疑応答（60分程度）
14:40	<ul style="list-style-type: none"> ◆講義・施設見学（80分程度） ●施設見学①（教職センター・自習室）＜14:50～15:00＞ ◎講義見学①「道徳教育指導法」教室：C201＜15:00～15:15＞ ◎講義見学②「Literature in English 1」教室：A402＜15:15～15:30＞ ●施設見学②（図書館）＜15:30～15:40＞ ●施設見学③（PCルーム・ピア）＜15:40～15:45＞ ●施設見学④（コンピュータ室）＜15:45～15:50＞ ※施設見学追加 施設見学⑤（理科実験室）、施設見学⑥（家庭科実習室）
16:00 (15:50)	視察側打ち合わせ（30分程度） ※ブレイクアウトルーム

16:30 (16:15)	講評、懇談 (30分程度)
17:00 (16:45)	終了

参加者の紹介については、本部で行い、教務部長が紹介し、学長から簡単な挨拶をおこないました。その後、学部長よりPPT資料を共有し、概要の説明を行いました。質疑応答については、提出した「視察事項」に基づき委員の方々から1~7までの大单元ごとに質問があり、主に教務部長、学部長が返答しました。大单元は、「1. 教員養成に対する理念、設置の趣旨など」、「2. 学生への組織的な指導体制」、「3. 教育課程・シラバス・教員組織」、「4. 教育実習」、「5. 学生への教職指導の取組状況及び体制」、「6. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況」、「7. その他」の7つでした。質問については、特に返答に窮する内容はありませんでした。視察事項になかった免許課程の辞退者のことやデジタル教科書の利用状況についての質問があり、教職センター長、ICT担当教員が対応を行いました。ここまでは、補足資料等も用意していたこともあり、順調にすすみました。このあとの講義見学、施設見学については、音声がかえにくくなる。予定時刻よりも早く進んだため、講義見学が進められなかった。通信環境のトラブルのため、再開までに時間を要した等の想定外のトラブルが発生しましたが、本部に常駐している職員が会場へ走り対応するという事で対処しました。予定時刻よりも早く見学が終了したこともあり、予定にはなかった理科実験室、家庭科実習室の見学も急遽対応できました。これも、小規模大学のメリットで移動距離が短いこともあり、早急に対応できました。その後は、順調に進み、委員の方々からの講評、感想についても特に目立った指摘はなく、「全般的に基準を満たし、良好に実施されており、教職課程に対するさらなる充実を今後も努めていただきたい。」という内容でした。概ね高評価をいただいた感じでした。口頭での講評の案を後日、送付されるので、齟齬がないか確認くださいという諸注意があり、すべての内容が終了しました。順調に進み予定よりも15分程度早く終了しました。(課題研究会のあった12/21の時点には、実地視察の講評案は送付されておらず、12/23に送付され、1/13までに返答)。

6. まとめ

当初は、教職課程の実地視察と聞き、本学の教職課程に何か問題点があり対象となったのではないかと思います。プレッシャーを感じていました。終えた今となっては、資料の準備やオンラインの手配等不慣れな面も多く対応も手間取りましたが、担当者が自大学の教職課程について詳しく学ぶ機会になったこと、学内に対して改めて教職課程に対する理解を深める機会になったこと、本学の教員養成に関する教育課程が良好であることも対外的に示すことができ、この時期に実地視察をオンラインで受けることができたことは、対面で実施するよりも幸運だったと感じています。オンラインについては、本学の場合は、新型コロナ禍でも対面を重視してきたこともあり、大学としては不慣れでしたが、大学全体での対応のため、情報担当の所管やオンライン対応に慣れている職員が対応することや今回の実地視察は、文科省も今年からの取組みのため、不慣れな部分もあると割り切って対応することにより不安はさほどありませんでした。実際にも当日の通信の不具合(音声不良等)についても文科省の担当者や委員の方々も寛大な印象でした。

実地視察を受けるにあたり大事なこととしては、以下のようなことが言えると思います。深く考

えすぎず、前向きに捉えて作業に当たる。大学全体の教育課程と教職課程を連動して考えることが重要。大学全体で協力して対応する。実地視察時の概要説明、質疑応答は内容を理解している者が対応する。施設見学については、小学校免許課程がある場合は、当初から実習室等を想定しておく必要がある。他大学等とも可能な限り情報交換を行うなど協力体制を築くことも重要。文科省発出の文書や資料等についても間違いがないかしっかり確認する必要がある。(提示されている日時や記載内容にも不備がある場合もある)。

今回の実地視察は良い経験だったと捉え、今回の内容を今後に反映していくようにし、より一層の教職課程の充実につなげたいと思います。最後に学内関係のみなさま、学外のご協力いただいた関係者のみなさま、ご協力ありがとうございました。

【第3回課題研究会報告】

課程認定申請大学からの事例報告

～指摘事項を中心に～

根 来 実 穂
(摂 南 大 学)

1. はじめに

現代社会は自然環境の破壊、災害やパンデミックなど、多様で深刻な課題を抱え、歴史的な転換期を迎えている時代に、社会学が果たす役割が高まる中、社会学を基礎とした幅広い見識と社会的想像力と実践力を身につけ、現代社会が抱える諸問題の解決に貢献できる人材の育成を目指し、2023年度に現代社会学部を新設することとなった。今回、現代社会学部の開設に併せて、教職課程の設置構想があり課程認定申請に臨んだ。

2. 本学の概要と教職課程(学部)の状況

学校法人常翔学園には、摂南大学(8学部、6研究科)、大阪工業大学(4学部、4研究科)、広島国際大学(6学部、4研究科・1専攻科)、常翔学園中学校・高等学校および常翔啓光学園中学校・高等学校を設置しており、摂南大学には、理系の理工学部・薬学部・看護学部・農学部、文系の国際学部、経営学部、経済学部、法学部の既存8学部がある。

本学の教職課程の現状と申請状況は下記のとおりである。

学部	学科	収容定員	教職課程
理工学部	生命科学科 住環境デザイン学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 都市環境工学科	2,400	中・高一種(理科)<生命科学> 中・高一種(数学)<生命科学以外> 高一種(工業)<生命科学以外>
国際学部	国際学科	1,010	中・高一種(英語)
経営学部	経営学科	1,132	高一種(商業)、高一種(情報)
薬学部	薬学科	1,320	
法学部	法律学科	1,130	中一種(社会)、高一種(公民)
経済学部	経済学科	1,128	中一種(社会)、高一種(公民)
看護学部	看護学科	400	---
農学部	農業生産学科 応用生物科学科 食品栄養学科 食農ビジネス学科	1,360	中・高一種(理科)<農業生産><応用生物科学> 高一種(農業)<農業生産> 栄養一種(栄養教諭)<農食品栄養>
現代社会学部	現代社会学科	1,000	中一種(社会)、高一種(公民)、 高一種(地歴)

当初は、中一種免(社会)と高一種免(公民)および高一種免(地歴)の申請をしようとしたが、事前

相談の結果から高一種免(地歴)は申請を断念し、中一種免(社会)と高一種免(公民)の申請を行った。

3. 課程認定申請の流れ

今回の申請にあたっては、全学教職支援センター運営委員会で審議決定し、大学の最高意思決定機関である大学・大学院運営会議で審議承認のうえ進められた。

実際の申請業務については、申請学部と連携しながら全学の教職課程事務を統括する教務課で行った。

コロナ禍以降、事前相談はオンライン、書類の提出および文科省からの通知はすべてメールである。

2022/ 3/ 7	事前相談 1 回 (zoom)
2022/ 3/23	課程認定申請書提出 (提出期限 3/31)
2022/ 6/ 3	事務指摘 1 回目 (回答期限 6/17)
2022/ 6/28	事務指摘 2 回目 (回答期限 7/ 4)
2022/ 7/ 4	「申請課程一覧」の確認依頼 (提出期限 7/ 8)
2022/ 7/ 8	事務指摘対応完了、1 次審査用資料の提出通知 (提出期限 7/15)
2022/ 8/10	課程認定委員会指摘 (第 1 次通知) (回答期限 8/31)
2022/ 9/ 8	上記、回答内容不備に対する事務指摘 (回答期限 9/14)
2022/ 9/30	1 次審査指摘対応完了、2 次審査用補正申請書提出 (提出期限 10/ 5) 2 次審査指摘事項なし (文科省からの連絡なし)
2022/12/ 2	2022 年 11 月 25 日付で認定通知書を受理 (11/25 の教員養成部会で答申後、事前通知あり)
2023/ 1/12	認定日時点の申請書提出通知 (提出期限 1/31)

4. 指摘事項と対応

【事前相談 1 回】

① 学則等

複数の教科を申請することになっていたため、それぞれ、学科との相当関係について確認をした。

↓

学則等の科目開設状況から高一種免(地歴)に関して、卒業要件上、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修するカリキュラムとなっていないため、学科等の相当関係があると見てとれないという指摘を受けた。

(結論)

学部の開設コンセプト上、教科に関する専門的事項の科目を卒業要件上の縛りをつけたくなかったこと、また、今年度から審査結果等が公表されることなどから、申請は難しいとの判断で高一種免(地歴)の課程認定申請は見送ることとした。

② その他の指摘

その他に、様式の記載が手引きどおりとなっていないことに対するものが数か所あったため、指摘どおり修正。

【事務局指摘 1回目（26件）、2回目（4件）】

指摘区分は、様式第2号（教育課程）：2件、シラバス：3件、様式第3号：1件、
様式第4号（教育研究業績書）：15件、様式第7号（ア）：1件・（ウ）：2件、学則等：2件

① 様式第2号

本学の、ICT 事項科目は1単位で開講しているため修得すべき単位数の算出方法により様式第2号の下欄の免許状に必要な単位数に端数（奇数）を記載していた。併せて、備考欄に選択科目から3単位修得すると記載していたところ、科目の開講が2単位科目しかないことから、最低2科目、4単位ではないのかという指摘があった。

教科および教科の指導法に関する科目について、中学、高校、両方あるため2件となっているが指摘内容は同様である。

（対応）

下欄の免許状に必要な単位数の記載を、免許法施行規則に定める最低修得単位数の中学校28単位、高校24単位に修正し、備考欄の記載も改めた。

② シラバス

・科目の担当形態がクラス分けとなっているが、クラス分けの場合、（ ）書きで単独か複数か記載する必要がある。記載されていないため手引きどおり記載するよう指摘があった。

（対応）

当該科目を確認したところ、実際には複数担当科目であり記載の担当形態に誤りが判明したため正しく修正した。

・授業科目「特別活動・総合的な学習の時間の理論と指導法」のコアカリ対応表の一部が、授業計画から判然としないという指摘があった。

（対応）

シラバスの授業計画を確認のうえ対応が明確になるようシラバスを修正し、併せてコアカリ対応表も修正した。

・「教職実践演習」について、受講者数欄の記載が演習科目として適切な規模とは言えないので、クラス分けするなどして、1クラスの受講者数を検討するよう指摘があった。

（対応）

受講者数欄に全履修者数50名、授業内容、授業方法の欄に1グループ10人でグループ学習を行うと記載をしていたが、規模が明確になるよう受講者数欄に1グループ10人と記載し修正した。

③ 様式第3号

様式第3号には「大学において共通開設・・・入学生院2,165人」という記載は不要なため削除すること。

(対応)

不要な文言を指摘どおり削除した。

④ 様式第4号（教育研究業績書）

・「職務上の実績に関する事項の記載欄」について、高大連携講座や学校評議員の記載など、「学校現場等での実務経験」欄や「教育上の能力に関する事項」欄など内容に合った欄へ記載するよう個々に指摘があった。また、刊行物の発行年月が平成31年は4月まで、令和元年は5月以降となっていないものに対する指摘が複数あった。

(対応)

手引きどおりの記載となるよう修正した。

・共著に関する論文の執筆ページ数と総ページ数に大きな乖離がある。論文集などの場合、当該学術論文の総ページ数を記載すること。

(対応)

指摘のあった論文が共著ではなく単著であったため、総ページ数を削除した。

・研究業績に記載の学位論文について、広く一般に公開されているか確認すること。一般的にアクセスできない業績は記載できない。

(対応)

本指摘は計3件あり、うち2件は当該大学のリポジトリで公開されていることが確認できたので、対応表にURLを記載し回答した。1件は要旨しか確認できなかったため削除した。

・その他、単著と共著の区分間違い、ページ数の不備、著者名の下線抜け、概要欄の授業と関連する部分の下線抜け、共著名の漏れなど複数指摘あり。

(対応)

確認のうえ、修正した。

⑤ 様式第7号（ア）

記載内容から課程を設置することの必要性が判然としない。また、中高ではほぼ同一の内容となっているので、校種ごとに求められる専門性の違いを踏まえ書き分けること。

(対応)

当該学部の設置趣旨や学びの内容を、さらに関連づけて記載した。さらに、中学社会、高校公民の学習指導要領に記載のある目標等から、学校種の違いが明確になるよう修正した。

⑥ 様式第7号（ウ）

- ・到達目標において、中高でほぼ同一の内容となっているので、校種ごとに求められる専門性の違いを踏まえ書き分けること。

（対応）

中学社会、高校公民の学習指導要領に記載のある目標等から、学校種により到達目標の違いが明確になるよう修正した。

- ・履修カリキュラムにおいて、開設科目を単純に記載するのではなく、免許状取得要件を満たすために学生が修得する際のモデルカリキュラムを記載すること。

（対応）

教科に関する専門的事項科目を最低必要単位数の20単位を少し上回る22単位程度の科目に絞った。

⑦ 学則等

- ・学則において、学科の専門科目上必修となっている科目が、様式第2号では選択科目になっている。整合性を確認せよという指摘があった。

（対応）

教職課程では一般的包括的内容を含む科目以外は、選択科目としているため、当然、卒業要件上とは異なることがある。その旨、対応表で回答した。その後、文科省からの連絡はなし。

- ・ある科目について、学則では2単位となっているが、様式第2号では1単位となっている。様式間で整合性がとれるよう修正すること。

（対応）

確認したところ、学則が間違っていたため正しく改めた。

【1次審査 委員会指摘（3件）】

- ① 「教育方法論」について、教育方法論の理論に関する業績が不足しているため、業績を有する者を追加し複数担当とするか、教員を変更すること。

（対応）

業績のある教員に変更し、併せてシラバスの見直しおよびコアカリキュラムを修正した。

- ② 「教科教育法（地歴分野）Ⅰ・Ⅱ」に関する業績が判然としないため、業績を追加するか、ない場合は、業績を有する者を追加しオムニバスまたは複数担当とすること。評価に関する部分のみ担当可。

（対応）

業績のある教員に変更し、併せてシラバスの見直しおよびコアカリキュラムを修正した。

【2次審査 委員会指摘（なし）】 今年度は、2次審査終了の連絡はなかった。

5. まとめ

指摘事項について、文科省事務指摘は、手引き中心ですので記載方法や書類の整合性を重点的にチェックしておくことで多くのケアレスミスは減らすことができる。

課程認定審査委員会では、教科の指導法および教職専門科目が中心であった。

業績不足による指摘対応は期限まであまり時間がなく急を要す。教員採用時に課程認定審査を想定した研究業績の確認と、日ごろから業績追加を依頼しておく必要がある。

6. 申請を振り返って

一つ目は、申請業務を行う担当課において、手引きをしっかり把握しチェックすることは必須であるが、申請学部事務室や教員と留意点を共有し連携しながら進めることでケアレスミスを減らすことができると考える。

二つ目は、教職事務は専門性も必要であり職員の異動などがあると引き継ぐのが難しいが、課程認定申請を経験することで、年度末に行う変更届で気を付ける点など質の維持の観点から再認識するよい機会である。今年度から義務化され自己点検評価を行う上でも役立つと考える。

三つ目は、委員会指摘では教員の追加または変更を必要としたが、限られた期日の中で対応するのは厳しい状況となる。今回、他大学の方にご協力いただき教員変更を行えた。

コロナ禍以降、対面での研究会やセミナーが少なくなっているため、他大学の方との関係を構築するのはなかなか難しいが、教職課程における様々な課題は、教職課程を有する大学では共通していることが多いので、常に相談できるような関係を構築しておくことが大切だと考える。

最後に、今回の申請にあたり情報提供やご助言ご協力いただいた皆様にお礼を申しあげたい。

【第3回課題研究会報告】

課程認定申請大学から事例報告

—指摘事項を中心に—

木谷法子
(大阪体育大学)

1. はじめに

大阪体育大学は、1965（昭和40）年に浪商学園を母体に大阪府茨木市に関西で初めての体育大学として設立されました。1989（令和元）年4月には大阪府泉南郡熊取町に移転いたしました。当初は体育学科のみの1学部1学科の単科大学でしたが、現在は2学部3学科1研究科となっております。教育学部は2015（平成27）年4月に開設し、小学校、中高（保健体育）、特別支援（知・肢・病）の養成課程を置いておりますが、今回はここに新たに幼少連携を踏まえて新たに幼稚園課程を申請することになりました。

2. 本学の教職課程の概要

本学は2学部3学科1研究科にそれぞれ教職課程を置いており、免許取得状況は以下のとおりです。

学部等	学科等	入学定員	取得可能教員免許種	免許申請件数 (令和3年度)
体育学部	スポーツ教育学科	320	・中一種免(保健体育) ・高一種免(保健体育)	212件 232件 申請人数 232名
	健康・スポーツ マネジメント学科	200	・中一種免(保健体育) ・高一種免(保健体育)	88件 98件 申請人数 98名
教育学部	教育学科	125	・小一種免 ・中一種免(保健体育) ・高一種免(保健体育) ・特支一種免(知・肢・病) ★幼一種免	82件 104件 104件 51件 申請人数 143名
大学院	スポーツ科学研究科	24	・中専免(保健体育) ・高専免(保健体育)	5件 6件 申請人数 6名

※体育学部は神戸親和女子大学の通信課程で小一種免が取得可能

3. 課程認定申請のスケジュール

申請業務については、教育学部教員と連携しながら教職支援センターが行いました。

- 2022年 2月22日 事前相談予約
- 2月24日 事前相談受付完了（メール受信）
- 3月4日 事前相談（Zoom）

3月31日	課程認定申請書提出
3月31日	申請書受付完了（メール受信）
6月10日	事務的指摘（1回目） 回答期限6月24日 ➡ 6月24日 回答
7月1日	事務的指摘（2回目） 回答期限7月7日 ➡ 7月7日 回答
7月4日	申請課程一覧確認依頼 → 7月7日 回答
7月8日	事務的指摘終了通知
	審査会用資料提出依頼 → 7月15日 審査会用資料提出
8月10日	審査会指摘（1回目） 回答期限8月31日 ➡ 8月30日 回答
9月8日	8/30 回答分の事務指摘 回答期限9月14日 ➡ 9月14日 回答
9月20日	9/14 回答分の事務指摘 回答期限9月27日 ➡ 9月22日 回答
9月30日	二次審査用資料提出依頼 → 10月4日 審査会用資料提出
11月14日	課程認定申請一覧確認依頼 → 11月16日 フォームで回答
11月25日	「幼稚園課程認定」一報のメール受信
11月29日	11月25日付認定書の送付案内メール受信
11月30日	11月29日配信メールの受信確認をフォームで回答
※以下は、課題研究会後に行った対応（教員変更に伴う対応を含む）	
2023年 2月13日	課程認定後の計画変更届提出
3月7日	課程認定後の計画変更可の通知メール受信
	計画変更を踏まえた資料の提出依頼 提出期限3月14日
3月9日	学則確定版の提出依頼 提出期限3月31日

4. 事前相談および指摘事項の対応

■事前相談（確認事項）

書類作成をしていく中で教員からの問い合わせなども含めて、各様式の記載方法や共通開設についての質問をしました。

○様式第4号

- ①博士後期課程を単位修得退学後に学位が授与された場合どのように記載したらよいか。
⇒年号は退学した年月を記載し、事項に●●大学院◆◆単位修得退学(年号■年○月博士(△△)取得)と記載すればよい。
- ②教育研究業績書「作成した教科書・教材」は、それらを使用した年月も記載するのか。
⇒教科書や教材が発行された年月を記載すればよい。
- ③業績書の事項欄に項目等を記載してもよいか。
⇒事項欄に記載があっても指摘はしないが、基本的に事項欄には記載をしないこと。
- ④教員免許状の記載仕方の確認
⇒免許番号だけでは重複することもあるので、都道府県教育委員会も記載すること。

○様式第 6 号

- ①施設・設備の概要の記載は、学内の全ての施設・設備について記載するのか。
⇒申請する免許状において使用する施設・設備の記載でよい。
- ②図書等は今後購入予定の書籍を記載してよいか。
⇒●年度までに●冊購入予定と具体的であれば記載することは可能である。

○幼稚園と小学校を共通開設した場合、いずれかの教育実習だけでもよいか。

法令上、一方の実習でも可能であるが、免許種にあった実習を実施することが望ましい。免許種が異なることを想定して事前事後指導で両校種の内容を含めて実施する必要がある。また、コアカリキュラム（3-2）の保育内容の指導法及び学級経営に関する事項を含める必要がある。

<対応>

- ・様式第 4 号、6 号については指示のとおり書類作成し、教育実習については、再度カリキュラムを見直し共通開設にはせず免許種毎に開設することに変更

■事前相談（確認および指摘事項）

念のための確認と指摘がありました。

○様式第 2 号

- ①第 66 条の 6「外国語コミュニケーション」科目は、リーディング、ライティング科目ではないか。
- ②66 条の 6「体育」科目は実技を含んでいるか。
⇒外国語はコミュニケーション科目であること、体育には実技を含んでいると説明

○様式第 7 号ウ

- ①教育実習時期（3 年次前期）について、再検討が望まれる。教育実習は教職課程の集大成の位置づけであるため、必修科目修得後であることが望ましい。履修をしながら教育実習に行くことは可能だが、事前指導を適切に行うことが必要である。

<対応>

- ・カリキュラムを見直し、3 年次後期に配置していた指導法科目などを前期に配当時期を変更し、教育実習の実施時期も 3 年次後期に変更

■事務局指摘（1 回目）

[シラバス 8 件]

- ・幼稚園の表現領域の内容として適切な内容となっているか確認願いたい。
- ・コアカリの一般目標を取り扱っているかが判然としないため、記載内容を検討願いたい。
- ・「教職実践演習」の授業方法で ICT を積極的に活用されているかが判然としない。

- ・最終課題と記載されているが、試験のみを実施する計画になっていないか確認すること。
- ・15回の授業で1単位の設定は適切か。(念のための確認)
- ・指導法と専門的事項の科目の授業内容のすみ分けができていないか。(念のための確認)

<対応>

- ・それぞれのシラバス内容を見直し、変更
- ・15回の授業で1単位の設定は、実技科目のため設定は適切であると回答

[様式第3号 1件]

- ・「領域に関する専門的事項」の専任教員のため「保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等」は兼担と思われる。専任等の別の変更により他のページの並び順に変更が生じることが予行されるため、手引きを参考の上、適切に対応すること。

<対応>

- ・重複記載になっていたものを正しい配置に修正

[様式第4号(業績書) 9件]

- ・業績と授業内容との関連が判然としないため、業績の書き方を検討すること。
- ・関連業績が十分であるかが判然としないため他に追加可能なものがないか確認すること。
- ・業績全体の概要と本人の執筆内容が判然としないため、解るように記載すること。
- ・対象期間以外の業績がある、確認のうえ対象外ならば削除すること。業績を削除した場合、関連業績が判然としないため、他に追加可能なものがないか確認すること。
- ・概要欄の下線が引かれていない。
- ・概要欄には当該論文全体の概要とは別に本人の執筆担当内容を明確にすること。
- ・単著・共著の別の記載漏れ
- ・執筆ページ数と総ページ数の記載の確認

<対応>

- ・授業内容と関連業績との関連がわかるように、概要記載の一部変更や業績を追加
- ・対象期間外の業績を削除し関連業績を追加
- ・概要欄の関連個所に下線や単著・共著の追加、執筆ページ数等を確認し修正

[様式第6号 1件]

- ・使用する施設・設備について、教室名のみでなく設備や機器の配置状況について記載すること。

<対応>

- ・設備や機器の配置状況などを詳細に記載

[様式第8号 1件]

- ・様式8号が添付されていない。

<対応>

- ・指摘とおりに修正

■事務局指摘（2回目）

〔様式第4号（業績書） 2件〕

- ・関連業績が十分であるかが判然としないため、他に追加可能なものがないか確認すること。
- ・業績と授業内容との関連が判然としない、関連業績が十分であるかが判然としない、

<対応>

- ・概要記載の一部変更や業績を追加

■委員会指摘（第一次）

〔教育課程 2件〕

- ①領域専門科目として指導法科目と区別をつけて授業のテーマ及び到達目標と授業概要を記載すること。
- ②テキスト又は幼稚園要領解説を扱うこと。

<対応>

- ・領域専門科目と指導法科目と区別してシラバスの授業概要を修正
- ・参考書・参考資料等に幼稚園要領解説を追加

〔教員組織 3件〕

- 担当授業科目に関する業績が判然としないため、業績を追加（追加する業績は10年以上前のもので構わない。）するか、追加する業績がない場合は関連する業績を有する者とのオムニバス担当とすること。

<対応>

- ・追加する業績がない場合は、授業形態をオムニバスに変更し授業科目に関連する業績を有する教員を追加
- ・10年以上前の業績を追加

■委員会指摘（第一次）の回答に対する事務局指摘①

- 担当授業科目に関する業績が追加されたが、まだ判然としない。業績を追加するなど対応をお願いしたい。9月14日までに提出すれば、委員会指摘（第一次）の対応案とする。

<対応>

- ・当該担当教員の業績の追加・修正と併せて、授業科目に関連する業績を有する教員を追加し授業形態をオムニバスに変更

■委員会指摘（第一次）の回答に対する事務局指摘②

- 対応案に「業績がなかった」と記載されているが、正しい内容に変更してほしい。

<対応>

- ・前回の対応では「業績がなかった」→「関連業績を追加・修正した」と修正

5. 課程認定申請を終えて

近年、教育職員免許法・施行規則等の改正が頻繁に行なわれていることに加え、大学設置基準等の改正もありました。また、コロナ禍では教育実習や介護等体験の特例措置での対応もありました。このように様々な動向に注視して情報収集をすることが必要だと感じます。

今回は再課程認定以来の申請となりましたが、やはり変更されている内容もあり、常に申請手引きを確認しながら申請業務を進めました。

また、指摘事項への対応は事務局が可能なものばかりではありません。特に、シラバスや業績書などは担当教員と連携しながら対応案を作成することになりますので、日頃のコミュニケーションの構築が必要だと改めて実感しました。また、指摘事項の対応をする中で、変更届も含めて申請業務を行う上で留意点や教職課程運営への気づきもあり、今後の教職業務に役立てていきたいと思えます。

最後に、この度の課程認定申請にあたり、情報提供やご助言をいただいた他大学の皆様にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

【2022年度 第3回課題研究会】

質疑応答の記録

川口 厚
(桃山学院大学)

日時：2022年12月21日(水) 14時00分～17時00分
場所：対面(神戸学院大学 神戸三宮サテライト) オンライン(Zoom)
テーマ：「実地視察対象大学・課程認定申請大学からの事例報告」
司会：野田浩二(神戸女子大学)、佐奈木智子(大阪産業大学)
記録：松宮 慎治(神戸学院大学)

以下において、敬称を略すとともに、質問者と発言者の氏名・所属は匿名化した。また、発言の趣旨を損なわない範囲で、可読性の向上を意図した修正を施していることを申し添える。

－第I部終了後－

<藤本 佳和氏・村上 諭司氏への質疑応答>

野田：それでは、きょうは会場とZoomと二手に分かれておりますので、まず会場の方で、ご質問等、ございます方は挙手をお願いします。Zoomでご参加の方はZoomの中に挙手のマークがありますので、そちらをクリックしていただければと思います。では、まず会場のほうから、ご質問のある方、受け付けをしたいと思います。いかがでしょうか。A大学のA様、いかがでしょうか。

発言者A：お二人ともありがとうございます。うちが、いつ受けたんかな。平成18年か。だからもう15～16年前になるのですかね。当時より多分、今のほうがいろいろと求められるものが多いのだろうなということと、様式2号ですね。変更届は必ず、毎年のようにあることやと思うので、あの辺をきちっと整理して、データもきちっと置いて、いつそういう視察が来てもいいようにだけ、準備もできるのかなというようなことで……。

開き直りが大事やというふうなことも、村上さんもおっしゃっていたのですが、私もあのとき、視察に行きますと電話を受けたとき、うれしかったですから。どんどん言いたいこと言ってもらったらいいからって、逆に思いましたので、そのほうが直せるし、直しやすいなというふうなぐらいの気持ちでやったのを思い出しつつ、また、生かしていければというふうに思いました。ありがとうございます。

野田：Zoomでご参加いただいている方で、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手のマーク、クリックいただければと思いますが、いかがでしょうか。今回、阪神教協としましても、実地視察報告というのが久しぶりの内容でして、皆さんもなかなか実感が持てない中で、きょうのご報告をお聞きになられて、来年度、来たらどうしようかなと思っていられるのではないかと思います。お話にもありましたように、もし関西地区が、当たったとしても、恐らく複数校に声が掛かると思

いますので、今回の桃山学院教育大学様と甲南大学様のように、情報交換、情報共有しながら進めていかれると、少し心強く対応できるのではないかなと思います。それでは質問等、ございませんようでしたら、少し時間が押しておりますけども、ただ今から休憩に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

－第Ⅱ部終了後－

<根来 実穂氏・木谷 法子氏への質疑応答>

佐奈木：ありがとうございます。木谷様、ありがとうございます。そうしましたら、二つの大学の方より、それぞれ貴重なご報告をいただきましたので、今から質疑応答に移りたいと思います。ご質問いただく際は、大学名とお名前を言っていただきますよう、お願いいたします。第1部と同様に、Zoomでご参加の方で、ご質問のある方は挙手のマークを、クリックをお願いいたします。では、まず会場にいらっしゃる方から、ご質問をお受けしたいと思います。

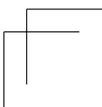
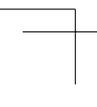
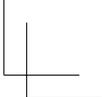
発言者B：B大学のBと申します。本日はご報告ありがとうございます。根来さんに一つご質問で、教職実践演習について、受講者数が多くて、演習科目として適切な規模とは言えないので、クラス分けするなどしなさいっていうご指摘があったっていう点なのですが、結局、これはクラス分けをされたのではなくて、それはそのままにした上で、授業内でグループ学習を行いますということを追記されたっていうことでしょうか。

根来：そもそも本学は、規模が小さくて、履修者自体が50名程度です。授業方法の欄に1グループ10名に分けて授業を行うと書いてあったのですが、受講者数欄に、要は20名以内の演習に適した人数になっていないということで指摘を受けました。1グループ10名で行うことを、受講者数欄に書き換えたということです。実際、同じことを書いているのですが、受講者数欄に書いてなかったということで指摘となりました。

佐奈木：ありがとうございます。他にご質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

野田：なかなかない機会ですので、Zoomでご参加いただいている方も、もしよろしければ、挙手マークを押していただきまして、ご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。それでは、ご意見、あるいはご質問がないようですので、お二方、本当にいろいろありがとうございました。以上で本日の事例報告は全て終了いたしました。ご発表いただきました藤本様、村上様、根来様、木谷様、ありがとうございます。改めてお礼申し上げます。特に藤本様と村上様におかれましては、今月、12月の初旬に実地視察を終えられて、一息もつく暇もなく、本日のご報告をいただいたということで、本当に感謝しております。今後、教職課程を維持、発展させていく上でも、大変、参考になるご発表でした。改めて、本日、ご発表いただきました4大学の皆さまに、拍手をもって感謝をしたいと思います。どうもありがとうございました。最後になりますが、皆さまもご存じのとおり、一昨日、中教審より、令和の日本型学校教育を担う教師の養成、採用、研修等の在り方について、答申が成されたところです。とりわけ、小学校の専科指導優先実施教科、外国語、理科、算数、体育ですね。それらの教科に相当する中学校教員養成課程を開設する学科等において、小学校教員養成課程を設置する際の科目開設や専任教員配置の要件が緩和されるということですか、教員採用選考試験の早期化をはじめとした運営面において、かなり大きな転換期を迎えることになる

のではないかというふうに思っています。とはいいましても、これらの課題や、事案に迅速に、かつ的確に対応していくということにおいては、やはり1大学だけでは対応しきれないというのも現実かなというふうに思っています。そういう意味でも、きょうの課題研究会をはじめとしまして、年に2回、3回、行っております免許事務セミナー等も含めました、阪神教協の活動、役割、こういったものがますます大きくなっていくのではないかなというふうに思っています。コロナ禍が終息するのは、まだ少し先になるかもしれませんが、来年以降も引き続き、われわれ、阪神教協のメンバーも、活動を充実させていきたいというふうに思っておりますので、加盟大学の皆さまにおかれましても、どうぞ引き続きご協力たまわりますよう、よろしくお願いいたします。本日は年末の業務、ご多忙の中、ご参加いただきまして、本当にありがとうございました。以上をもちまして、第3回の課題研究会を閉会させていただきたいと思います。



2022年度 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告

阿蘇 さやか
(関西大学)

阪神教協では、教員免許事務セミナーを取りまとめていた委員を、2016年度より「教職課程事務検討委員会」として正式に組織化し、加盟大学における教職課程事務を円滑に推進することを目的に各種活動の企画・運営を行っています。

ここでは2022年度に実施した「教職課程事務検討委員会」と、委員会で企画内容を検討し実施した「教員免許事務セミナー」・「第3回課題研究会」、加盟大学のみなさまに回答いただいたアンケート結果から作成する「教職課程に関するデータベース」の4つの取り組みについて報告します。

1. 教職課程事務検討委員会

教員免許事務セミナーや12月の課題研究会の開催準備のため、また幹事校会での審議事項の検討や報告事項の共有を行うため、必要に応じて開催しています。2022年度は6回開催しました。

(1) 第1回(通算第34回)委員会

日時 2022年4月8日(金) 17時00分～18時00分
会場 Web会議(Zoom)
議題 ①教職課程事務検討委員会委員の変更について
②その他

(2) 第2回(通算第35回)委員会

日時 2022年6月17日(金) 17時00分～18時15分
会場 Web会議(Zoom)
議題 ①年間行事予定について
②第1回教員免許事務セミナーの企画について
③その他

(3) 第3回(通算第36回)委員会

日時 2022年9月5日(月) 17時00分～18時15分
会場 Web会議(Zoom)
議題 ①第1回教員免許事務セミナーの運営について
②その他

(4) 第4回(通算第37回)委員会

日時 2022年10月7日(金) 17時00分～18時10分
会場 Web会議(Zoom)

- 議 題 ①第3回課題研究会の企画について
②「教職課程データベース」作成のためのアンケートについて
③第1回教員免許事務セミナーアンケート結果について
④教職課程事務検討委員会委員の所属変更について
⑤その他

(5) 第5回（通算第38回）委員会

日 時 2022年12月9日（金）17時00分～18時10分

会 場 Web会議（Zoom）

- 議 題 ①第3回課題研究会の運営について
②「教職課程データベース」作成のためのアンケートについて
③第2回教員免許事務セミナーの企画について
④その他

(6) 第6回（通算第39回）委員会

日 時 2023年2月7日（金）17時00分～17時55分

会 場 Web会議（Zoom）

- 議 題 ①第2回教員免許事務セミナーの運営について
②その他

2. 教員免許事務セミナーについて

年2回の開催を基本に、日常業務のサポート、加盟大学間のネットワーク作りを主たる目的とした情報交換の場として開催しています。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず1回の開催となった本セミナーですが、今年度は「教職課程に関して他大学に聞きたいこと」をテーマに2回開催し、対面形式で各大学の取り組み状況や課題を幅広く共有することができました。各セミナーの概要は以下のとおりです。

(1) 第1回セミナー

日 時 2022年9月17日（土）14時00分～17時00分（受付13時30分から）

場 所 関西大学梅田キャンパス

出席者 42大学 54名（4グループ）

テーマ 『教職課程に関して他大学に聞きたいこと』

■主な情報交換内容

【教育実習に関すること】

- 教育実習校の確保、手続き
- 教育実習辞退者の取り扱い

【履修・授業に関すること】

- 教職課程履修料の徴収、返金の取り扱い
- 締切を守らない学生への対応
- 教職履修カルテの活用
- ICT 事項に係る情報通信機器の整備
- CAP 制の取り扱い
- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムへの対応

【教職課程自己点検・評価に関すること】

- 自己点検・評価の実施体制、実施間隔、点検・評価項目
- 報告書作成の進捗状況
- 報告書の記載内容

【組織・運営に関すること】

- 大学設置基準改正への対応
- 教職課程に特化したFD研修の実施

【就業支援に関すること】

- 教員採用試験対策講座の実施
- 講師登録説明会の実施
- 卒業生への就業支援

【その他】

- カリキュラム変更に伴う変更届の提出
- 課程認定申請書類作成時の留意事項
- 介護等体験の実施状況



(2) 第2回セミナー

日 時 2023年2月18日(土) 14時00分～17時00分(受付13時30分から)

場 所 西宮市大学交流センター

出席者 34大学 46名(3グループ)

テーマ 教職課程に関して他大学に聞きたいこと

■主な情報交換内容

【教育実習に関すること】

- 教育実習校の確保、手続き
- 教育実習辞退の取り扱い
- 成績評価の提出方法

- 教育実習前後、期間中の健康管理
- 教育実習簿の様式・内容
- 麻疹の抗体値が低い学生への対応
- 学校体験活動の取り扱い
- 教員採用試験の早期化に伴う教育実習の実施時期の変更

【履修・授業に関すること】

- 教職課程履修に係る費用の種類、納入方法
- 締切を守らない学生への対応
- 教職履修カルテの活用
- CAP 制をふまえた教職科目の時間割編成や配当年次の工夫
- 教職科目における遠隔授業の実施
- 履修登録時に科目が不足している学生への対応
- 他学部・他学科履修の取り扱い
- 教職科目担当者の学内任用基準
- 編入学生への履修指導
- シラバスチェックの運用

【教職課程自己点検・評価に関すること】

- 自己点検・評価の実施体制、実施間隔、点検・評価項目
- 報告書作成の進捗状況

【組織・運営に関すること】

- 教員養成状況に関する情報の公表
- 大学設置基準改正への対応

【その他】

- 次年度の介護等体験の実施予定

3. 第3回課題研究会について

阪神教協では例年3回課題研究会を行っており、第3回目は教職課程事務を担当する職員向けの内容で開催しています。本年度の企画内容は以下のとおりです。

日 時 2022年12月21日(水)14時00分～17時00分
 会 場 【対面】神戸学院大学 神戸三宮サテライト 【オンライン】Web (Zoom)
 出席者 【対面】29大学37名 【オンライン】31大学55名
 (いずれも申込者基準、当日欠席未反映)
 テーマ 「実地視察対象大学・課程認定申請大学からの事例報告」
 登壇者

- 第1部 実地視察対象大学からの事例報告
 - 藤本 佳和 氏 (甲南大学)
 - 村上 諭司 氏 (桃山学院教育大学)

●第2部 課程認定申請大学からの事例報告

根来 実穂 氏（摂南大学）

木谷 法子 氏（大阪体育大学）

4. 教職課程に関するデータベースについて

2009年度から実施している教職課程に関するデータベースは、加盟大学から集めたアンケート結果をまとめたもので、基本設問、3年ごとに設定する設問、臨時設問の3構成となっています。本データベースはアンケート回答校に配付され、加盟大学における円滑な教職課程運営に活用されています。2022年度のアンケート実施項目は以下のとおりです。

【設問】

1. 大学名、教職課程担当者名（＝記入者名）、連絡先、URL等をご記入下さい。
2. 課程認定を受けている教員免許状の学校種および教科名をすべてご記入下さい。
3. 教職課程履修（登録）者数をご記入下さい。
4. 教育実習に参加した学生数をご記入下さい。
5. 教育実習に参加した学生数を実習開始の月別にご記入下さい。
6. 2022年度教育実習や介護等体験などの実施にあたって生じた問題となる諸事例がありましたら、差し支えない範囲でその概要をご記入下さい。
7. 教育実習や介護等体験などの実施に関して、関係諸機関（教育委員会、社会福祉協議会）への申入れが必要と思われる事項がありましたら、差し支えない範囲でその概要をご記入下さい。
8. 教育職員免許状一括申請の授与件数をご記入下さい。
9. 教育職員免許状一括申請による全教育職員免許状取得者数をご記入下さい。
10. (2022年4月採用)校種別教員就職者数（常勤・非常勤講師を含む）およびその調査方法をご記入下さい。
11. 2022年度に、教員免許状所持者を対象とした講習等を実施しましたか。実施した場合は、その実施体制（実施組織名、開設講座、講師謝礼等）、独立行政法人教職員支援機構の「新たな教師の学びのための検索システム」への掲載登録の有無をご記入下さい。
12. 2023年度に、教員免許状所持者を対象とした講習等を実施する予定ですか。実施する場合は、開設講座の定員を可能な範囲でご記入下さい。
13. 本協議会に対するご意見、ご要望がありましたら、ご記入下さい（含、本協議会の総会・課題研究会で希望される討議事項・研究テーマ、本アンケートに対するご意見、ご要望）。

<教育実習に関する設問>

14. 教育実習費（教育実習校への謝礼金）の金額と徴収時期をご記入下さい。また、教育実習校への謝礼金とは別に教育実習費（事務手数料）を徴収している場合は、その金額、徴収時期および費目の内訳をご記入下さい。
15. 教育実習に参加するための条件についてご記入下さい。
16. 教育実習に参加するための条件を満たさなかった場合でも実習に参加させるケースがあればそ

の条件をご記入下さい。

17. 教育実習事前・事後指導は単位化していますか。単位化している場合は授業科目名（単位数・配当年次）をご記入下さい。
18. 教育実習事前・事後指導の実施形態（時期・時間・内容等）についてご記入下さい。
19. 教育実習の実施学年をご記入下さい。
20. 教育実習期間中の授業の取り扱いをご記入下さい。
21. 教育実習の内諾依頼手続きの状況についてご記入下さい。
22. 教育実習訪問指導はどなたが担当していますか。
23. 教育実習訪問指導について、教員一人あたりの担当実習生数（または実習校数）をご記入下さい。また、教育実習校一校あたりの訪問指導回数をご記入下さい。
24. 教育実習訪問指導の範囲をご記入下さい。
25. 教育実習訪問指導に際して、手土産を持参されていますか。持参している場合は品物・金額等をご記入下さい。
26. 教育実習訪問指導教員に手当を支給していますか。支給している場合は金額をご記入下さい。
27. 教育実習期間中の損害賠償保険（学研災付帯賠償責任保険等）に大学として加入されていますか。加入している場合は保険料の負担者をご記入下さい。
28. 教育実習期間に、企業等の採用試験日が重なった場合の対応についてご記入下さい。

【設問（臨時）】

なし

5. まとめ

本年度は、教職課程の自己点検・評価が義務化された初年度を迎え、教員免許事務セミナーにおいても、その実施体制や実施間隔、点検・評価項目、報告書作成の進捗状況等について活発な情報交換が行われました。今後、自己点検・評価を「評価のための評価」に終わらせることなく、各大学がそれぞれの教職課程の質を向上するための取り組みに繋げていくためには、これまで以上に阪神教協加盟大学間の連携や相互の情報交換が大切になっていくと感じています。

これからも本委員会は、阪神教協加盟大学の日常業務における問題解決や加盟大学間のネットワーク構築に貢献していきたいと考えております。今後ともみなさまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【会員大学自己紹介】

神戸学院大学の教職課程

水谷 勇
(神戸学院大学)

2022年度と2023年度の2年間、阪神教協の第19代会長校(事務局校)を拝命しました。

神戸学院大学は、「真理愛好・個性尊重」を建学の精神に掲げ、「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」を目指してきました。高度な学理の修得と研究の実践によって、旺盛な真理愛好と友愛の精神を涵養し、その過程で自己と他者の個性に気づき、互いの存在をこよなく尊重できる良識ある人間の育成が教育目標です。10学部8研究科、11,000人あまりの学生数、2つのメインキャンパスと1つのサテライトキャンパスを擁する、神戸市内で最大規模の文理融合型私立総合大学へと発展して参りました。

1. 教員養成に対する理念

建学の精神に立脚し、本学では以下の3つを教員養成の基本的な教育理念としています。

- ①生涯にわたる人間形成の基点となる教員養成教育
- ②障害にわたり高い専門性を修得できる教員養成教育
- ③グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教員養成教育

また、この基本的な教育理念を軸に、具体的に陽性すべき教員像を次のように考えています。

- ・学校教育の目的や目標をよく理解し、教育計画のもとに教育活動に尽力する教員
- ・児童生徒の知識やスキルの伸長を図り、将来に向けてのキャリア・サポートができる教員
- ・児童生徒の学習要求や悩みに向き合い、真摯に相談相手になろうとする教員
- ・児童生徒はもとより、教職員間の意思疎通に努め、相互理解を深めようとする教員
- ・社会的常識や倫理観を備え、良識をもって行動する教員
- ・より高い教育活動と研究活動に努めようとする教員
- ・自らの知見を学校で生かすだけでなく、地域社会に向けて社会貢献につながる活動に参画する教員
- ・保護者はもちろんのこと、地域住民と連携・協力して子どもたちの育ちを支援する教員

2. 理念を実現するための教員養成の構想

上記の理念が画餅に帰さぬよう、本学では教職課程の質の向上と、学生に対する責任ある教職指導の体制を少しずつ整備しています。その嚆矢となったのが、2013年4月の教職教育センターの設立であり、同センターを中心として、さまざまな取り組みを実施しています。紙幅の関係ですべてはご紹介できませんが、具体的には以下のとおりです。

2-1. 教職教育サポート室の開設

教職教育サポート室は、2013年10月に設置されました。現在、両キャンパスにて元現職の指導員

が毎日常駐し、学生の相談にのっています。また、PC や図書、椅子や机を置くことで、指導員が学生の相談にのるだけではなく、学生の学習空間としても機能しています。

2-2. 特任教員の採用

2019年4月に、教職教育センターの担当として、2名の元現職の特任教員を採用しました。両名は、教育の基礎的理解に関する科目等の授業科目だけではなく、教職教育サポート室のマネジメントも担っています。

2-3. 教員採用試験合格に向けて

特任教員と教職教育サポート室指導員により、「基礎学力講座」「模擬授業講習会」「教員採用試験対策講座（1次・2次）」等が、おおむね年2回の頻度で企画・運営されています。すべて無料であり、学部を超えた学生の共同学習の場となっています。

2-4. メンター制度

教職課程を履修する3・4年次生に対して、教職教育サポート室の指導員1人ひとりを学校の担任の先生のように割り当て、「メンター」と呼称しています。メンターがメンティーである学生に定期的な面談を行うことで、進路や学習にかんするきめ細かい相談にのれるようにしています。

2-5. 教職教育センター広報誌の発行

2020年度より、教員採用試験に合格した4年次生のインタビューを掲載したり、年間のスケジュールを提示したり、新しい取組みを広報したりする広報誌を、年1回発行しています。新年度の履修ガイダンス等で配付しています。

2-6. 『教職教育センタージャーナル』の発行

教職教育に関する研究成果や実践報告を収集・蓄積・発信することにより、組織的な教員養成に寄与することを目的として『教職教育センタージャーナル』を年1回発行しています。創刊号は2015年3月であり、現在、第9号まで発行されています。

2-7. 学外との連携事業

(1) 神戸市学生スクールサポーター

神戸市が実施しているスクールボランティアに毎年学生を派遣しています。学生は、授業での指導や学級活動の補助に従事しています。

(2) 兵庫教育大学大学院への推薦制度

兵庫教育大学大学院と推薦入学にかんする協定を結び、いくつかの推薦枠をいただいています。

3. 阪神教協との関係

本学は、阪神教協に加盟していたものの、幹事校ではありませんでした。2013年12月に、当時の事務局長でいらしゃった山田全紀先生（大阪産業大学）にお声がけいただいて、2014年4月から幹事校となりました。幹事校になるということは、いつか近い将来、会長校（事務局校）を拝命する可能性があることを意味します。それもあってか、過去にも何度かお誘いを賜ったものの、お断りしてきたようです。しかしながら、冒頭に述べたような、神戸市内で最大規模の文理融合型私立総合大学としての責任を果たさねばならないと考え、幹事校に加えていただきました。

このたび、44年の歴史を誇る阪神教協の会長校（事務局校）を務められますこと、光栄に思います。平素のご支援・ご協力に改めて感謝申し上げます。

【図書紹介】

山本智子著
『「家族」を超えて生きる』

創元社 2022年

杉浦 健
(近畿大学)

筆者の山本智子氏は、主として精神障害や発達障害の方々に心理的援助の実践を行うとともに、ナラティブ（語り）の手法を使ってオリジナリティの高い研究を行っている。

本書は、筆者が継続的に関わっている、大阪市西成での精神障害のある人に対する心理面接による支援を通して、精神障害のある人が語る「苦しさ」や「生きにくさ」が、長期間にわたる地道な援助の輪の中でどのように変化してきたのか、筆者が出会った方々の語りを紹介したものである。

山本氏の研究は、本書でもまさにそうだが、一般的な心理学や社会学でのインタビュー研究のような客観的な観察者として対象者に接し、語られたことを事実として記述するのではなく、対象者の語りとともにその語りを聴く自らの心をもその研究対象に包み込み、語りを聴いた際の自らの心の変化や迷い、悩み、自らの持っていた偏見なども包み隠さず記述する。それによって私たちは臨場感を持って対象者を理解することができるとともに、本書の精神障害のある人のような支援が求められる人に対して私たちがしばしば経験する陥穽、例えば知らないことによる差別や偏見、をも知ることができる。

昨今、不登校、いじめ、発達障害、学習障害など、特別な支援が必要な子どもたちが増え、教師もそれらの子どもたちへの心理的支援の知識が必要になってきている。つい先ごろ国会で心理学の専門知識や資格を持った教師を増やそうという（かなり無茶な）議論があったが、今や心理学の知識がなければ、さまざまな課題を抱えた子どもたちに対して適切に対処することはかなり難しくなっている。

本書は学校での心理的支援をテーマにしたものではないが、学校での子どもたちやその保護者に対する対処と支援に対して多くの示唆やヒントを与えてくれる。この図書紹介では、教職課程に関わる関係者が主となる読者である阪神教協リポートであるということを鑑みて、本書から得られる学校での心理的支援に対する示唆を中心として本書の紹介をしていきたい。

本書から得られる一つ目のことは、精神障害を抱えた人々の理解である。評者自身も含めて、私たちは精神障害を抱えた人たちのことについてほとんど理解できていないのではないかと考えている。それに対して筆者は、「精神障害に対する差別や偏見は、精神疾患の症状やその人が生きている世界を知らないことから起こる」と言う。さらに「この本で語られた壮絶ともいえる彼らの言葉をそのまま記述することに対して、私自身がかなり悩んだことは確かである。しかし、語りを聴かせてくれた人々と話し合う中で、その悩みは私の驕りでしかない気づかされた。彼らが私に託した物語である限り、人が生きている現実をそのままに記述することにためらいがあってはならないのだ。どの障害でもそうだが、障害は差別や偏見の対象ではなく、理解の対象なのだ」、「彼らが語ってくれたことが、精神障害がある人への深い理解に繋がり、意味のない差別や偏見がなくなってく

れることを願っている」と述べている。筆者のこの願いは本書で十分果たされていると思われる。

本書から学べる二つ目のことは、保護者の方が精神障害を抱えている子どもとその支援に対する理解である。例えば、兄の死や母親の自殺など複雑な家族事情もあって、精神障害を抱えてしまったお母さんのさちさんと、その娘の小学5年生の彩加さん。彩加さんは3歳児検診で発達の遅れを指摘され、児童発達支援センターのプログラムを利用、そこで担当職員から「少し気になるお母さんがおられるので、お話を聴いてもらえませんか」と筆者がさちさんの心理的支援の面接を始めたという。自殺念慮を抱えた母親であるさちさんの状態があまりに悪いときは、彩加さん自身の情緒も不安定になるので、児童相談所の一時保護やショートステイを利用するなど、子育て支援室と児童発達支援センターが連携しながら彩加さんを支えているといった状態だったという。

例えばこのような事情を抱えた子どもに対して、ただ学校だけが子どもだけに対して働きかけて何とかしようとしても、どうしようもないだろう。精神障害への深い理解や学校も含め、学校以外の複数の方面からの支援が結局子どもの理解と育ちを可能にするということを本書は教えてくれる。

本書から学べる三つ目のことは、心理的な支援について、複数の方面からの支援のあり方がどうあるべきかを教えてくれるということである。本書から改めてわかることは、人は一人では変わらないのであり、本書は、人は人との支援（ケア）的な関係の中で変わっていくのだということとそのプロセスも含めて教えてくれる。

本書で筆者は、援助者は決して彼らの「家族」にはなれないが、多くの援助者によって組み立てられた支援のネットワークは、常に変わらず安定してその人の人生を支えようとしており、援助の輪という「安心する居場所」を手に入れたことによって、彼らの「家族」へのまなざしや捉え方が変化すると述べる。さらに、援助の輪という「家族」を超えた関係に繋がったとき、その家族の姿は変容していき、「すべての苦しみの責任は家族にある」と語っていた人が、「すべてではない」と思い始め、むしろ家族への感謝が語られるようになることもある、それは「家族」だけではない新しい繋がりがその人を支えようとしていることを知ったからだと述べる。

令和4年に出された中教審答申『『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について』では、「チームとしての学校」の理念の下、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員など、多様な人材がそれぞれの専門性を活かしたり教師を補助したりしながら児童生徒への対応や学校運営に携わっている」と記述されている。

これからの教師に求められることの一つは、本書で示されたような援助の輪の一端を担うことではないだろうか。そして、人は多くの人の支援の輪の中で安心する居場所を手に入れることで変わることができるということを鑑みると、教師が子どもを育てるために、何をすればいいのかのヒントは本書で示された精神障害を抱えた人たちの支援にあると言えるのではないだろうか。

本書は、教師はもちろんのこと、教職に関わる多くの人たちに新たな視点と学びを提供してくれる良書である。是非ご一読を。

【資料】

2022年度 定期総会の記録

新型コロナウイルス感染予防の観点から、以下のとおり書面議決により実施した。

議決権行使書の提出期間：2022年5月16日（月）～5月25日（水）

議決権行使書集計年月日：2022年5月26日（木）

書面議決結果：2022年6月3日（金）に阪神教協ホームページ上で公表

記録：多畑 寿城（神戸女子大学）

対象会員大学：70校

議決権行使書の提出があった会員大学：64校

芦屋大学、追手門学院大学、大阪大谷大学、大阪音楽大学、大阪学院大学、大阪経済大学、大阪経済法科大学、大阪芸術大学、大阪工業大学、大阪国際大学、大阪産業大学、大阪樟蔭女子大学、大阪商業大学、大阪女学院大学、大阪成蹊大学、大阪体育大学、大阪電気通信大学、大手前大学、関西大学、関西外国語大学、関西国際大学、関西福祉大学、関西福祉科学大学、関西学院大学、畿央大学、近畿大学、甲子園大学、甲南大学、甲南女子大学、神戸海星女子学院大学、神戸学院大学、神戸教育短期大学、神戸芸術工科大学、神戸国際大学、神戸松蔭女子学院大学、神戸女学院大学、神戸女子大学、神戸女子短期大学、神戸親和女子大学、神戸常盤大学、高野山大学、四天王寺大学、頌栄短期大学、摂南大学、千里金蘭大学、相愛大学、園田学園女子大学、帝塚山大学、帝塚山学院大学、天理大学、奈良大学、奈良学園大学、羽衣国際大学、阪南大学、東大阪大学、姫路大学、姫路獨協大学、兵庫大学、武庫川女子大学、桃山学院大学、桃山学院教育大学、森ノ宮医療大学、流通科学大学、和歌山信愛大学

準会員校：8校（総会資料送付のみ、議決権行使の対象外）

大阪キリスト教短期大学、大阪芸術大学短期大学部、大阪国際大学短期大学部、大阪成蹊短期大学、大阪千代田短期大学、聖和短期大学、豊岡短期大学、奈良佐保短期大学

書面議決の取り扱い

当協議会会則第6条の4「総会は、全会員校の1/2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する」に準じ「議決権行使書の1/2の返送をもって成立し、返送された議決権行使書の過半数によって議決する」扱いとする。

議事

事前に郵送した総会資料にもとづき、書面議決を行った。結果は次のとおりで承認された。

議案	結果	賛成 ※	反対
(1) 2021 年度定期総会の記録確認	可決	64	0
(2) 2021 年度活動報告	可決	64	0
(3) 2021 年度決算報告および監査報告	可決	64	0
※(4) 新役員の選出	可決	64	0
(5) 2022 年度活動方針および事業計画（案）	可決	64	0
(6) 2022 年度予算（案）	可決	64	0
(7) 加盟大学への各種案内方法の変更及びメーリングリスト作成について	可決	64	0

※ 議案第 4 号新役員の選出については、今年度幹事校改選の年であり、総会資料 p.11 の幹事校も併せてご承認いただいた。

以上

【資料】

2022年度 活動方針および事業計画

活動方針

- 1 高等教育および初等・中等教育政策に関連させながら、教師教育政策・行政の動向に対処し、教職志望者に対して保障すべき諸条件の明確化とその実現にとりくむ。
- 2 教職志望者の資質・能力を高めるための研究交流をすすめ、大学における教職課程教育の自律的な改革改善にとりくむ。
- 3 教師教育に関する諸問題について関係諸団体機関と交流・協議する。特に教育実習や介護等体験等の円滑な実施にむけての研究協議をおこなう。
- 4 幹事校会の位置づけを明確にするための検討をおこなう。
- 5 その他、協議会の趣旨に即して必要な活動をおこなう。

事業計画

- 1 課題研究の推進
 - (1) 教育政策や教育行政の動向とその対処について
 - (2) 教職課程教育の内容と方法の改善・開発、授業実践報告の収集について
 - (3) 教育実習・学校インターンシップのありかたについて
 - (4) 介護等体験のありかたについて
 - (5) 教職事務の改善について
 - (6) 教員採用問題について
 - (7) 海外の教師教育の動向について
 - (8) 教員養成制度改革について
 - (9) 教員の働き方改革について
- 2 大学と自治体との連携協力
- 3 国公立大学、文部科学省、教育委員会その他の教師教育に関わる人々との交流促進
- 4 教師教育情報データベースづくり、および地域共同的な教師教育体制づくりの準備促進
- 5 全私教協の計画する事業への参加
- 6 阪神教協リポートの発行
- 7 阪神教協ホームページの運営
- 8 課題研究成果報告・普及のための出版企画の立案・実行
- 9 その他、活動方針に関して必要な事業

2021年度 阪神教協一般会計収支決算書

(2021年4月1日～2022年3月31日)

【支出】

(円)

	予算額	支出額	増減
事務局費	1,494,000	419,301	1,074,699
人件費	624,000	144,000	480,000
通勤費	100,000	0	100,000
消耗品費	300,000	22,253	277,747
通信費	300,000	222,828	77,172
事務局交通費	50,000	14,000	36,000
会議費	120,000	16,220	103,780
印刷関係費	1,160,000	832,314	327,686
レポート印刷費	550,000	465,740	84,260
レポート編集費	140,000	51,595	88,405
外部委託費	400,000	314,979	85,021
資料印刷費	70,000	0	70,000
ホームページ等関係費	240,000	111,708	128,292
人件費	100,000	0	100,000
ホームページ等運営費	140,000	111,708	28,292
幹事校会費	470,000	3,448	466,552
人件費	40,000	0	40,000
会合費	380,000	3,448	376,552
印刷費	50,000	0	50,000
研究協議会費	1,950,000	50,803	1,899,197
人件費	100,000	0	100,000
会合費	1,600,000	50,803	1,549,197
講師用旅費	250,000	0	250,000
全国協議会費	3,420,000	2,920,220	499,780
会費	2,920,000	2,920,220	▲ 220
旅費	300,000	0	300,000
研究大会補助	200,000	0	200,000
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	5,701,500	0	5,701,500
支出合計	14,435,500	4,337,794	10,097,706

【収入】

	2021年度予算額	収入額	増減
会費	5,450,000	5,433,981	▲ 16,019
受取利息	500	137	▲ 363
情報交換会参加費	450,000	0	▲ 450,000
幹事校交流会参加費	135,000	0	▲ 135,000
雑収入	0	9,756	9,756
前年度繰越金	8,400,000	8,253,896	▲ 146,104
全私研究交流会余剰金	0	240,000	240,000
収入合計	14,435,500	13,937,770	▲ 497,730

次年度繰越金

9,599,976

2021年度会計帳簿及び収支決算書につきまして、
帳簿並びに係票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2022年 4月 23日

会計監査委員：

八木 成和

会計監査委員：

中井 江美

2021 年度 阪神教協特別会計収支決算書

(2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

【支出の部】

(円)

	予算額	決算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	0	▲200,000
出版費	0	0	0
予備費	1,186,023	0	▲1,186,023
支出合計	1,386,023	0	▲1,386,023

【収入の部】

(円)

	予算額	決算額	増 減
前年度繰越金	1,386,023	1,386,023	0
収入合計	1,386,023	1,386,023	0

次年度繰越金

1,386,023

2021年度会計帳簿及び収支決算書につきまして、
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2022年 4月 23日

会計監査委員：

八木 成和



会計監査委員：

中井 江美



【資料】

2022 年度幹事校会の記録

2022 年度 第 1 回（通算 第 303 回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：35 名＋オブザーバー1 名

追手門学院大学（鋒山 泰弘）
大阪音楽大学（大野 僚）
大阪工業大学（酒井 恵子）（澤田 俊也）
大阪産業大学（宅島 大堯）
大阪電気通信大学（村木 有也）
関西大学（赤尾 勝己）（田中 潤一）
関西福祉科学大学（池上 徹）
関西学院大学（冨江 英俊）（白銀 夏樹）（濱元 伸彦）（奥野 夏希）
近畿大学（杉浦 健）
神戸女子大学（三宅 茂夫）（金岩 俊明）（村田 恵子）（多畑 寿城）（山田 史子）
神戸女子短期大学（上田 美穂子）
四天王寺大学（浅田 昇平）
摂南大学（朝日 素明）
桃山学院大学（川口 厚）
神戸学院大学（水谷 勇）（生田 卓也）（立田 慶裕）（山下 恭）（中政 高志）（西田 脩祐）（松本 育子）（真野 千尋）（山野 頌平）（吉本 優太）（松宮 慎治）
オブザーバー（山本 冬彦）
記録：宅島 大堯（大阪産業大学）

1. 日時：2022 年 7 月 20 日（水）15 時 00 分～17 時 00 分

2. 会場：Web（Zoom）によるオンライン遠隔会議方式

3. 議題

(1) 前回（2021 年度第 7（通算第 302）回）幹事校会の記録確認（P 2～P 4）

前回の記録について、三宅 茂夫氏（前事務局長、神戸女子大学）が述べられた謝辞の詳細については削除することとなった。

(2) 阪神教協 2022 年度定期総会（書面議決開催）の記録確認（P 5～P 6）

多畑 寿城氏（神戸女子大学）より阪神教協 2022 年度定期総会（書面議決開催）についての報告があった。「2022 年度定期総会書面議決結果報告（P.6）」については、ホームページにアップされていることが報告された。

(3) 研究部会（仮）の創設について（提案）

杉浦 健氏（近畿大学）より、①事務局の負担軽減、②教職課程の研究に関する研究の発展の

観点から、常設的な研究部会の設置が提案された。富江 英俊氏（関西学院大学）からも負担軽減のために設置したほうが良いとの意見があげられ、水谷 勇氏（神戸学院大学）より、研究部会の創設について具体的に進めていく方向で検討に入ることが確認された。

(4) 全私教協理事会および委員会報告

水谷 勇氏より、理事会および各種委員会のメンバーが確定したことが報告された。次回の会議は7月30日（土）にZoomで開催予定¹であり、詳細については次回、報告が行われる。

(5) 2022年度第2回および第3回課題研究会の運営について (P 7~P15)

松宮 慎治氏（神戸学院大学）より、2022年度第2回および第3回課題研究会の運営について報告があり、現時点では、可能な限り対面とオンラインを併用した実施を予定しているとのことであった。

P.7の案内文書について、「趣旨」の「改訂に委員として参加された先生のご講演と」を削除することが報告された。また、「生徒指導の理論及び方法」というテーマにはこだわらず、あと2名ほど話題提供者を募集しているとの報告があった。これについては、事務局で何名かあたってみることとなった。

(6) 阪神教協リポートの編集について

松宮 慎治氏より、初校原稿は回収済みであること、1回目の校正中であることが報告された。

(7) 阪神教協教職課程データベース（2021年度版）について

山田 史子氏（神戸女子大学）より、6月13日付で70校に発送済みであることが報告された。

(8) 2022年度第1回教員免許事務セミナーについて (P16~P17)

松本 育子氏（神戸学院大学）より、現時点では対面での開催を予定しているが、感染状況次第では変更の可能性があることが報告された。7月22日（金）より受付が開始される。

(9) 2024年度以降の事務局校（会長校）について (P18~P18)

池上 徹氏（関西福祉科学大）より、現時点では進捗がないこと及び、引き続き事務局校の負担軽減を求めたいことが報告された。

(10) 会費納入状況について

松宮 慎治氏より、ほとんどの大学が納入済みであり、阪神教協から全私教協への支払いも済んでいることが報告された。

(11) 宝塚医療大学からの当協議会脱会希望について (P19~P20)

提出された退会届のとおり承認された。

(12) 今後の記録担当について (P21~P22)

事務局より、順次各校に依頼していくことが連絡された。

(13) その他

事前に共有されていた以下の2点について情報・意見交換が行われた。

- ①各会員校で、障がい（特に発達障がいの場合）をもつ学生が教育実習に参加する場合、実習校に対してどのように配慮願いを伝えておられるか、また当該学生にどのようなサポートをされておられるか。

¹ 対面会議に変更して開催された（後日、第2回幹事校会にて情報提供）。

鋒山 泰弘氏（追手門学院大学）より、資料として「教育実習生に対する配慮のお願い」が共有され、話題提供が行われた。実習先の中学校からは、学生からの口頭の連絡ではなく、大学から正式な文書として提出することを求められたとのことであった。実際に提出された文書には、「本人の特徴・現状」および「配慮していただきたいこと」が具体的に示されていた。

これについて、参加者から以下の情報提供が行われた。

- ・大阪教育大学のマニュアルの紹介
<http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/~sienroom/>
- ・全私教協で北海道地区が同様のテーマに取り組んでおり、記録が残っているのではないか。
- ・全私教協が亜細亜大学で開催された際にもテーマになっていたのではないか。

②障がいの有無にかかわらず、教育実習の参加（履修）要件として、どこまでの基準（特に学力や能力に関して）を学生に課しておられるか。

これについて、参加者から具体的な基準の事例として、以下の情報提供が行われた。

- ・英語については3年生の段階でTOEIC500点以上、英検2級以上など。
- ・附属校にテスト作成を依頼し、実習予定者は一定の点数を上回ること。
- ・GPA 2.0以上を維持していること。

これらについては、引き続き課題研究会等で検討していくことが確認された。

次回幹事校会は10月19日（水）（11:00～13:00）に予定されている。

2022年度 第2回（通算 第304回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：26名＋オブザーバー2名

追手門学院大学（鋒山 泰弘）
大阪工業大学（酒井 恵子）（疋田 祥人）（澤田 俊也）
大阪産業大学（宅島 大堯）
関西大学（阿蘇 さやか）
関西福祉科学大学（池上 徹）（小林 友美）（岡本 千代恵）
関西学院大学（富江 英俊）（白銀 夏樹）（奥野 夏希）
近畿大学（勝又 正裕）
神戸女子大学（三宅 茂夫）（金岩 俊明）（村田 恵子）（多畑 寿城）（山田 史子）
神戸女子短期大学（上田 美穂子）
桃山学院大学（川口 厚）
神戸学院大学（水谷 勇）（山下 恭）（中政 高志）（真野 千尋）（松本 育子）
（松宮 慎治）
オブザーバー（山本 冬彦）（田中 保和）
記録：鋒山 泰弘（追手門学院大学）

1. 日時：2022年10月19日（水）11時00分～12時00分

2. 会場：ハイフレックス方式（対面（神戸三宮サテライト）もしくはWeb（Zoom）によるオンラインを選択）

3. 議題

(1) 前回（2022年度第1回（通算第303回））幹事校会の記録確認（P2～P4）

「(9) 2024年度以降の事務局校（会長校）について」の記録の「池上 徹氏（関西福祉科学大）より、現時点では進捗がないこと及び、引き続き事務局校の負担軽減に努めることが報告された。」に関して、池上 徹氏（関西福祉科学大学）から、「負担軽減に努める」という表現に関して修正を求める意見があり、水谷 勇氏（神戸学院大学）から、「負担軽減を求めたい」という意味の表現へ修正するという回答があった。

また、「関西福祉科学大」という表記に関して、池上 徹氏から訂正を求める意見があり、「関西福祉科学大学」と訂正することが確認された（出席の箇所の表記の修正も含めて）。

(2) 全私教協理事会および委員会報告（P5～P6）

第41回研究大会の会計報告の件で、田中 保和氏から、「運営管理費」という支出項目に関して、関東地区20万円、阪神地区5万円、協会51万余円となった経緯が報告され、了解された。

また、この点に関連して、議事録の「(4) 全私教協理事会および委員会報告」で、「7月30日（土）にZoomで開催予定」と記録されているが、実施は書面会議として行われたということが田中 保和氏から報告された。

田中 保和氏から2022年10月1日に「各地区における教職課程自己点検評価の現状と課題に関する研究協議」が行われたことが報告された。また、この研究協議に参加された三宅 茂夫氏（神戸女子大学）から、10月1日の時点では、阪神地区の現状を十分に把握できていなかったため、11月の研究交流集会で阪神地区の現状を報告してほしいという要請があった。

(3) 2022年度第2回課題研究会の運営について（P7～P8）

事務局の松本 育子氏から、第2回課題研究会の報告者と内容について説明された。

(4) 2022年度第3回課題研究会の運営について（P9～P10）

教職課程事務検討委員会の委員長である阿蘇 さやか氏（関西大学）から、資料にもとづいて、オンラインでの実施視察を受けた大学からの事例報告等、プログラム内容の説明があった。また関連して阿蘇氏から、司会を担当する教職課程事務検討委員の野田 浩二氏の所属が10月から神戸女子大学になっていることが報告された。

(5) 阪神教協レポートの編集について

事務局から阪神教協レポートの印刷と10月中の発送のスケジュールについて報告があった。

(6) 2022年度アンケート調査の実施について（P11～P20）

阿蘇 さやか氏から、資料にもとづいてアンケート項目について説明がなされた。教員免許更新講習の廃止に合わせて、「教員免許状所持者を対象として講習」の実施や予定という表現での設問に変更したことが報告された。臨時的設問項目については、幹事校会やメールなどで事務局まで11月中に連絡してほしいこと、設問項目の確定は次回幹事校会で行うことが確認された。

(7) 2024年度以降の事務局校（会長校）について（P21）

水谷 勇氏から事務局校（会長校）の負担軽減の方法（郵送作業や定例の研究会の企画など）につ

いて、引き続き検討していくことが報告された。

池上 徹氏から、関西福祉科学大学において、この件（2026年度からの事務局校担当）が学会での議題として挙げられたことや、今後の検討の見通しなどについて発言があった。

(8) 研究部会内規（案）について

(P22)

松宮 慎治氏（神戸学院大学）から研究部内規（案）について、研究部会の委員の構成など、負担を軽くする方向で作成した趣旨が報告された。

冨江 英俊氏（関西学院大学）から研究部会が発足した場合、課題研究会の会場をどのようにするのかという点について質問がなされた。また池上 徹氏から、課題研究会を年3回開催することを継続するのか、また課題研究会と同日に開催される午前中の幹事校会の場所は、例えば研究部会委員長の所属大学の会議室を借りるという形態になるのか等の質問がなされた。水谷 勇氏から、課題研究会の会場校は事務局校にやってもらい、課題研究会の報告者の人選やテーマ内容を考える負担を研究部会が担うという形で考えているという説明がなされた。

疋田 祥人氏（大阪工業大学）から、研究部会は1つだけつくられるのか、それともテーマごとにつくられるのかという質問があり、水谷 勇氏からは、今のところ1つで考えているという説明があった。

疋田 祥人氏からは、工業の免許についてなど、少数であっても情報交換ができる場が欲しいので、そのためには、研究部会が複数あって欲しいという要望がなされた。水谷 勇氏から、そのような要望があることは理解した上で、研究部会を発足させ、さらにテーマごとに複数の部会をどのように設定するかは今後の検討課題にしたいと回答があった。次回幹事会で再度、研究部会内規（案）が提案されることが確認された。

(9) 2022年度教職課程事務検討委員について

(P23)

資料に基づいて確認された。

(10) 今後の記録担当について

(P24～P25)

資料に基づいて、今後の記録担当の依頼の見通しが確認された。

(11) その他

池上 徹氏から幹事校会の規定を作成する件については、どうなっているのかという質問があった。

この点について、前事務局校の多畑 寿城氏（神戸女子大学）から、これまでの議論の経過が説明されて、水谷 勇氏からは引き続き現事務局で検討していくと回答があった。

池上 徹氏から、初めての参加者である関西福祉科学大学の小林 友美氏、岡本 千代恵氏の紹介がなされた。

2022年度 第3回（通算 第305回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：20名＋オブザーバー2名

大阪工業大学 （酒井 恵子）（疋田 祥人）（澤田 俊也）

大阪産業大学 （宅島 大堯）

大阪電気通信大学（村木 有也）

関西大学 (田中 潤一)
関西福祉科学大学 (池上 徹)
関西学院大学 (奥野 夏希) (濱元 伸彦)
近畿大学 (勝又 正裕)
神戸女子大学 (金岩 俊明) (村田 恵子) (山田 史子)
神戸女子短期大学 (上田 美穂子)
四天王寺大学 (浅田 昇平)
桃山学院大学 (川口 厚)
神戸学院大学 (水谷 勇) (中政 高志) (松本 育子) (松宮 慎治)
オブザーバー (山本 冬彦) (田中 保和)
記録：酒井 恵子 (大阪工業大学)

1. 日時：2022年12月21日(水)11時00分～12時00分

2. 会場：ハイフレックス方式(対面(神戸三宮サテライト)もしくはWeb(Zoom)によるオンラインを選択)

3. 議題

(1) 前回(2022年度第2回(通算第304回))幹事校会の記録確認(資料P2～P4)

関西福祉科学大学の池上 徹氏より、前回幹事校会記録の「(7) 2024年度以降の事務局校(会長校)について」および「(11) その他」の中に「関西福祉大学」とあるのは誤りで、正しくは「関西福祉科学大学」であるとの指摘があり、記録を訂正することとした。

(2) 全私教協理事会および各種委員会報告(資料P5～P8)

11月5日(土)に開催された全私教協理事会(2022年度第3回)の議事について、田中保和氏より報告があり、①来年度の総会・研究大会は2023年5月20日に東北地区(仙台市内)で開催予定であり、シンポジウムと2つの分科会が予定されていること、②今後、全私教協の自己点検評価委員会の所管により、各会員大学の自己点検評価報告書を審査し、審査を通過した大学に完了証を交付する体制を整えるべく、現在準備が進められていること、等が説明された。さらに田中保和氏より、去る12月19日の中教審答申において、2024年度より教員採用試験を早期化するとの方針が示され、これを受けて、全私教協では会員大学を対象としたアンケートを近日中に実施し結果を中教審部会に提供すると共に、本件をテーマとしたシンポジウムを1月下旬に開催する予定であることが報告された。

(3) 2022年度全私教協研究交流集会について

11月5日(土)の全私研究交流集会にスタッフを含め500名程度の参加者があったこと等が報告された。

(4) 2022年度第3回課題研究会の運営について(資料P9～P10)

事務局より午後の第3回課題研究会の進行について、別紙資料に基づき説明がなされた。

(5) 2023年度第1回課題研究会および全私教協定期総会・研究大会の分科会運営について

(資料P11～P18)

事務局よりこれまでの阪神教協課題研究会のテーマ一覧(2008年度以降)が示され、これを参考

に、2023年度第1回のテーマについて案を募集したいこと、また、2月の幹事校会でテーマを決定したいこと、が説明された。

また、田中保和氏より全私教協研究大会における阪神地区分科会の実施形態等について説明があり、2022年度には自己点検評価をテーマに九州地区と合同で実施し、神戸女子大学ほか数校より実施状況の報告がなされたこと、等の説明があった。

(6) 阪神教協リポートの編集について

阪神教協リポート編集担当の川口 厚氏（桃山学院大学）より、先日引継ぎが完了し、今後作業を進めるとの報告があった。

(7) 2022年度アンケート調査の実施について（資料 P19～P28）

2022年度の「教職課程に関するアンケート」の内容および実施方法について、担当の松本育子氏（神戸学院大学）より説明があった。3年のローテーションで実施している設問に関しては、2022年度は「教育実習に関する設問」を実施すること、アンケートの回答期限は3月17日（金）とすること、等が説明された。

(8) 2022年度第2回教員免許事務セミナーについて（資料 P29～P30）

事務局より教員免許事務セミナーについて、今回は2月18日（土）に西宮市大学交流センターにおいて開催予定であり、参加申込締切は1月13日（金）であること等が説明された。

(9) 2024年度以降の事務局校（会長校）について（資料 P31）

事務局より今後の事務局校（会長校）について、次期は桃山学院大学が担当予定であり、その次については関西福祉科学大学が検討中であることが報告された。関西福祉科学大学における検討状況について、同大学の池上 徹氏より次回総会までに回答したいとのコメントがあった。

(10) 研究部会内規（案）について（資料 P32）

今後、課題研究会の運営を担うこととなる「研究部会」を発足させるべく、前回幹事校会で事務局が示した「研究部会内規（案）」に対し、「研究部会の中にテーマ別の複数のワーキンググループを設けられるようにしてはどうか」との意見が出されたことを受け、事務局より同内規（案）の修正案が示され、「3. 研究部会の構成」の中に、「(4) 委員長の定めるところにより、研究部会の下位にテーマ別のワーキンググループを置くことができる。」という項目を追加することが提案された。また、同内規（案）に対しさらに意見等あれば事務局へ寄せて欲しいとの依頼がなされた。

(11) 事務局運営等について（資料 P33～P54）

事務局の松宮慎治氏より、今後の事務局校の負担軽減を目指し、「ウェブサイト等の運営方法」ならびに「人的コストの支出方法」に関する改善案を検討したことが報告された。

まず「ウェブサイト等の運営方法」について、現在の主な業務は、①ウェブサイトの更新、②幹事校会 ML の管理、③会合参加申込の管理、の3つであり、これらを一元的に管理できるシステムを再構築することが望ましく、その作業を業者に委託した場合の費用や契約形態等について数社に問い合わせた結果が報告された。次に、事務局でアルバイト等を雇用する際の「人的コストの支出方法」について、①事務局校へ必要経費を振り込む方法、②人材派遣会社を経由する方法、③金券等を利用する方法、の3つが考えられるとの説明があった。

これらの説明に対し、事務局運営については担当する大学により事情が異なり、阪神教協としての一貫した運営ルールを定めることが困難であるため、現事務局校ならびに今後の事務局校にとつ

てやりやすい方法をその都度選択していただくのが良いのではないかと意見が出された。

(12) 今後の記録担当について（資料 P55～P56）

事務局よりこれまでの記録担当表が示され、今後の記録担当について協力依頼がなされた。

(13) その他

事務局より、次回幹事校会は2月22日（水）の11時または15時から開催予定であり、交流会を行う場合は15時から、行わない場合は11時から開始予定であることが説明された。

以上

【会則】

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会会則

第1条（名称）

本会は、「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」と称する。

2 本会の略称を、「阪神教協」とする。

第2条（目的）

本会は、私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実・発展をはかることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教職課程についての情報交換・連絡協議
- 二 教育実習その他の教職課程の適正かつ円滑な実施やその充実のための関係諸機関・諸団体との連絡協議
- 三 教員養成一般についての調査・研究
- 四 私立大学における開放制教員養成の重要性について認識を深めるための活動
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条（会員校）

本会は、大阪地区、兵庫地区、奈良地区、および和歌山地区において教職課程を設置している私立大学（短期大学、短期大学部を含む）をもって会員校とする。

- 2 阪神教協の地区に所在する、教職課程をもつ短期大学（短期大学部を含む）は、会員校として、もしくは準会員校として、阪神教協の事業（活動）に参加することができる。

第5条（機関および役員）

本会に次の機関および役員をおく。

- 一 総会
- 二 幹事校会
- 三 会長校および会長
- 四 事務局および事務局長
- 五 会計監査委員

第6条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であって、全会員校をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 定期総会は毎年1回開催する。
- 3 幹事校が必要と認めるとき、または会員校の1/3以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、全会員校の1/2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する。

第7条（幹事校会）

幹事校会は、総会において選出された幹事校をもって構成する。

- 2 幹事校会は、会長を補佐し総会において決定された事項の執行に当たる。
- 3 幹事校の任期は2年とする。

第8条（会長校および会長）

会長校は、幹事校会の互選によって選出する。

- 2 会長は幹事校において選出し、総会で承認する。
- 3 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長校の任期は2年とする。

第9条（事務局および事務局長）

事務局および事務局長は、会長校におき、本会の事務を処理する。

- 2 事務局に事務局次長、会計、その他必要な事務局員を置くことができる。

第10条（会計監査委員）

会計監査委員は、総会で選出された2名とし、本会の会計を監査する。

- 2 会計監査委員の任期は2年とする。

第11条（会費）

阪神教協の会員校は、1校につき年額7万5千円を会費として納入する。そのうちの4万円は、全私教協への会員参加費となる。

- 2 阪神教協の準会員校は、1校につき年額2万5千円を連絡費として納入する。そのうちの1万5千円は、全私教協への準会員参加費（連絡費）となる。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条（会則改正）

本会の会則改正は総会において、出席会員校数の過半数の同意によって行う。

付則1

1979年7月11日制定

1981年3月17日一部改正

1981年7月15日一部改正

1986年5月28日一部改正

1988年5月18日一部改正

1990年5月30日一部改正

1991年5月15日一部改正

1999年5月13日一部改正

2008年5月28日一部改正

2010年5月26日一部改正

2011年5月11日一部改正

2016年5月18日一部改正

この会則（改正）は2016年4月1日から施行する。

【内規】

＜外国視察団派遣のための補助金制度＞の内規

1. 目的
外国の教師教育を視察する外国視察団を派遣し、教師教育の発展に寄与すること。
2. 補助内容
外国視察団参加者 1 人につき 3 万円以内で補助する。
3. 応募資格
会員校に勤務する者。
4. 補助金交付の手続き
外国視察団への参加とあわせて事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、視察団の出発以降に交付を受ける。

＜教師教育研究のための海外渡航への助成金制度＞の内規

1. 目的
教師教育研究を目的とする海外渡航を支援し、その成果を阪神教協で活用すること。
2. 助成内容
1 人 1 件につき 10 万円以内で助成する。
3. 応募資格
会員校に勤務する者。
4. 助成金交付の条件
成果を課題研究会で発表し、阪神教協レポートに投稿すること。
5. 助成金交付の手続き
事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、事務局より助成金を受けとる。

教職課程事務検討委員会内規

1. 目的

阪神教協加盟大学において教職課程に関する事務を円滑に推進するために、教職課程事務担当者による委員会を設置する。本委員会は、幹事校会のもとに置かれ、「教職課程事務検討委員会（以下「委員会」という。）」と称する。

2. 委員の決定・委嘱

- (1) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、幹事校会が定期総会に推薦し、定期総会の承認を経て、阪神教協会長が委嘱する。
- (2) 阪神教協会長は、委員の所属大学宛に委嘱状を郵送する。

3. 委員会の構成

- (1) 委員は、原則として次の要領で選出する。
 - a. 委員会は8名以上で構成し、阪神教協加盟大学の事務職員から選出する。
 - b. 委員のうち2名は、幹事校会から選出する。
 - c. 委員のうち1名は、事務局校から選出する。
 - d. 上記「b.」「c.」以外の委員の候補者は、前年度の委員会において選出する。
 - e. 委員のうち複数名は、管理・監督者又はそれに準じる職位、もしくは教職課程事務経験を有する者から選出する。
- (2) 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- (3) 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

4. 任期

- (1) 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

5. 委員会の職掌事項

委員会は、次の業務を職掌する。

- (1) 「教員免許事務セミナー」の企画・運営を行う。
- (2) 阪神教協第3回課題研究会を企画し、その内容を幹事校会に提案する。
- (3) 「教職課程に関するデータベース」作成のためのアンケート調査に係るアンケート項目の検討・作成、アンケートの実施方法等を幹事校会に提案する。
- (4) 委員会の議事録を作成する。
- (5) 委員会の活動内容を適宜幹事校会に報告する。また、「阪神教協レポート」にその成果を報告し、加盟校間で共有する。
- (6) 上記以外で、教職課程に関する事務の円滑な推進に関して、必要に応じ幹事校会に提案する

ことができる。

6. 予算措置

- (1) 予算を必要とする活動を行う場合は、幹事校会において事前に提案し、承認を得るものとする。
- (2) 委員の旅費等は、所属大学の負担とする。

7. 内規の改正

本内規を改正する場合は、幹事校会の承認を経て、定期総会に報告する。

以上

附則

2016年5月18日制定

2019年4月17日一部改正

『阪神教協リポート』編集規程

1. 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、本会という）は、会則第3条に規定される事業の一環として、『阪神教協リポート』（以下、本誌という）を年1回発行する。
2. 本誌には、「私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実発展をはかる」という本会の目的にかなう資料・研究論文・実践報告等（以下、論文等という）を掲載する。
3. 本誌に掲載する論文等は、幹事校会からの依頼によるもののほか、投稿によるものも受け付ける。本誌に投稿できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。
 - 1) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員
 - 2) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員からの推薦がある者
4. 本誌に掲載する論文等は、他の刊行物に未発表で、未投稿のものに限る。ただし、すでに発表したものであっても、本会の目的にかなわない、本誌のために書き改めたものは、出典を明記したうえで、投稿することができる。
5. 本誌の発行予定日は、毎年4月1日とし、論文等の投稿は、発行日の前年の12月31日を締切とする。
6. 論文等を執筆・投稿しようとする者は、所定の執筆要領に従って原稿を作成し、本誌編集長に原稿ファイルを郵送または電子メールにより送付する。本会会員校または準会員校に勤務する教職員でない場合は、以下の内容を明記したものを添付するものとする。
 - 1) 氏名
 - 2) 所属
 - 3) 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
 - 4) 推薦者（本会会員校または準会員校に勤務する教職員）の氏名
7. 投稿された論文等の掲載の可否は、幹事校会の審議を経て決定される。幹事校会は、本誌の趣旨に基づいて、執筆者に原稿修正の要望を行うことがある。
8. 本誌に掲載された論文等の執筆者には、幹事校会で定める謝礼を支払うとともに、本誌2部および抜刷30部を献呈する。
9. 本誌に掲載された論文等は、原則として電子化し、本会ホームページに掲載する。

付則1

2012年5月16日制定

この規程は2012年4月1日にさかのぼって適用する。

『阪神教協リポート』執筆要領

『阪神教協リポート』に、論文等を執筆・投稿しようとする者は、以下の要領に従い、原稿を執筆するものとする。

1. 原稿は、パソコンやワープロ等で作成する。
2. 自由投稿論文等の長さは、幹事校会で了承を得たもの以外は、表題・図表・写真を含めて6ページ以内とする。
3. 1ページは、A4判の用紙、横書き44字×38行とし、1ページ目の最初の5行分に、タイトル・所属・氏名を明記し、本文を6行目から始める。
4. 注記、引用文献（または参考文献）は、本文原稿末尾に一括して記載する。

編集後記

2022年度から本リポートの編集を担当することになりました。今後ともどうぞよろしくお願い致します。執筆者の皆さまはじめ、ご協力をいただいた皆様のおかげで、第46号を発行することができました。深く御礼申し上げます。

本号では、例年通り年3回開催の課題研究会を中心に阪神教協の諸活動についてまとめています。第1回課題研究会では、「教員不足・教職離れを考える－教員養成の立場から－」をテーマに、教職課程における効果的な履修指導の在り方や教職志望者の自主的サークル活動等について発表と意見交流が行われました。そして、第2回課題研究会では、「生徒指導における個別化・多様化を考える－教員養成の立場から－」をテーマに、児童生徒の自殺動向や不登校支援、実務家教員としての授業実践について発表と意見交流が行われました。また、第3回課題研究会では、「実地視察対象大学・課程認定申請大学からの事例報告」をテーマに、実地視察対象大学と課程認定申請大学からの事例報告が行われました。いずれの課題研究会におきましても、今後の教職課程の在り方を検討する上で示唆に富む報告が行われました。

なお、本リポートでは論文・報告等を募集しております。皆様の積極的な投稿をお待ちしております。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

編集担当：桃山学院大学 川口 厚

連絡・問い合わせ先

〒594-1198 大阪府和泉市まなび野1-1

桃山学院大学 経済学部 川口 厚（阪神教協リポート No.46 編集担当）宛

メールアドレス： ats_kwgc@andrew.ac.jp

『阪神教協リポート No. 46』 2023年4月1日 発行

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会

事務局 神戸学院大学

〒651-2180 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 518

TEL: (078)974-1725

印刷 株式会社 広済堂ネクスト

〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋 4-1-1

TEL: (06)7178-0530(代)